

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 6 月30日
【計算期間】	第 1 期(自 平成20年 2 月 8 日 至 平成20年12月31日)
【ファンド名】	日興カントリー・ファンズ - 日興 ロシア・プロスパリティ・ファンド (Nikko Country Funds - Nikko Russia Prosperity Fund)
【発行者名】	トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジ メント・カンパニー・エス・エイ (Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役会長 加 茂 政 司
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ ロベルトシュトゥン パー通り9A (9A,rue Robert St ümper Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三 浦 健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディ ング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三 浦 健 同 橋 本 雅 行 同 荒 木 絢 同 井 上 淳
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディ ング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

a . ファンドの目的、信託金の限度額

アンブレラ型ユニット・トラストとして設立された日興カントリー・ファンズ(以下「ファンド」という。)は、ケイマン諸島のシリーズ・ユニット・トラストの集合体である。ファンドの各シリーズ・ユニット・トラストは、受託会社と管理会社との間でそれぞれ締結された基本信託証書およびその関連する追補信託証書(以下、基本信託証書と併せて「信託証書」という。)に基づいて設定される。

本書に基づいて募集を行うサブ・ファンドは、日興 ロシア・プロスパリティ・ファンドであり、単一の受益証券が発行される。受益証券の基準通貨は、日本円とする。

各サブ・ファンドの信託財産を形成する資産は、それぞれのサブ・ファンド毎に分別管理され、各サブ・ファンドに帰属する負債は、他のサブ・ファンドの負債と分離されている。

信託証書は、ケイマン諸島の法律に準拠する。すべての受益者は、信託証書および信託証書を補足する関係する信託証書に定める規定の利益を受ける権利を有し、かかる規定に拘束され、かつかかる規定について通知を受けたとみなされる。(a)本書に定める規定と(b)信託証書および将来規定される当該信託証書補遺に定める規定との間に不一致がある場合は、後者の規定が優先する。

受託会社および管理会社は、基本信託証書に基づいて、受益者決議またはサブ・ファンド決議による承認を得ることなく、ファンドの独立した信託としてその他のサブ・ファンドを設定する権限を有する。

サブ・ファンドである日興 ロシア・プロスパリティ・ファンド(以下「サブ・ファンド」または「シリーズ・トラスト」という。)の主たる投資目的は、企業改革ならびに業界内での再編および統合により将来的成長が期待されるロシアおよび他のCIS諸国の企業に間接的に投資することにより中長期的なリターンを獲得することを目指すことにある。

法律、責任等の理由により、シリーズ・トラストの資産は受託会社が(シリーズ・トラストの受託会社としての立場で)完全所有子会社として設立したNRPFマスター・リミテッド(以下「NRPFマスター」という。)と称する唯一の取引子会社を通じて投資される。したがって、シリーズ・トラストはファンド・オブ・ファンズの形態を採用している。

サブ・ファンドについて、信託金の限度額は定められていない。

b . ファンドの基本的性格

ファンドは、基本信託証書およびサブ・ファンド信託証書に基づいて受託会社および管理会社によって設定された。

各受益証券は、サブ・ファンドの不可分の受益権を表章する。

サブ・ファンドの投資運用および投資指図については管理会社が責任を負い、もっぱら管理会社がサブ・ファンドの全体的な投資ガイドラインの枠内でサブ・ファンドの投資運用についてすべての責任を負う。管理会社は、その権限および責任の一部を投資運用会社に委任している。投資運用会社は、本書に記載する投資目的および投資制限に従って、サブ・ファンドに関してそれぞれの信託財産に含まれる資産を運用し、取得し、購入し、売却する投資対象を決定すると共に、受託会社または受託会社の代理人が行うその他の取引を決定する責任を負う。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの資産を保管する任務を保管会社に委託している。更に、受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの管理事務を管理事務代行会社に委託しており、管理事務代行会社は、サブ・ファンドに関する管理事務業務を担当し、サブ・ファンドの登録名義書換事務代行を務める。管理事務代行会社は、受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券の発行および買戻しを円滑化する責任を負う。

サブ・ファンドは、当該信託証書に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、平成20年2月8日から平成30年1月31日まで継続する予定である。

受託会社は、管理会社の指示に従って、サブ・ファンドに関して独立したクラスまたはシリーズとして受益証券を指定し、発行するとともに、以下の方法などを含めて、各クラスまたはシリーズをその他のクラスまたはシリーズと差別化する権限を有するものとする。

- ()各クラスまたはシリーズの受益証券が関係する信託財産の資産および債務に参加する方法および各クラスまたはシリーズの受益証券1口当たり純資産価格を計算する方法。
- ()受託会社および/または管理会社が任命したサービス提供者に支払うべき報酬(運用報酬、申込手数料、募集手数料、買戻手数料などを含むが、これらに限定されない。)を各クラスまたはシリーズの受益者から徴収し、請求する方法。
- ()為替ヘッジに起因する費用および損益を各クラスまたはシリーズの受益証券の保有者から徴収し、請求する方法。
- ()当該サブ・ファンドに関するその他資産または債務を各クラスまたはシリーズの受益証券に帰属させ、負担させる方法。

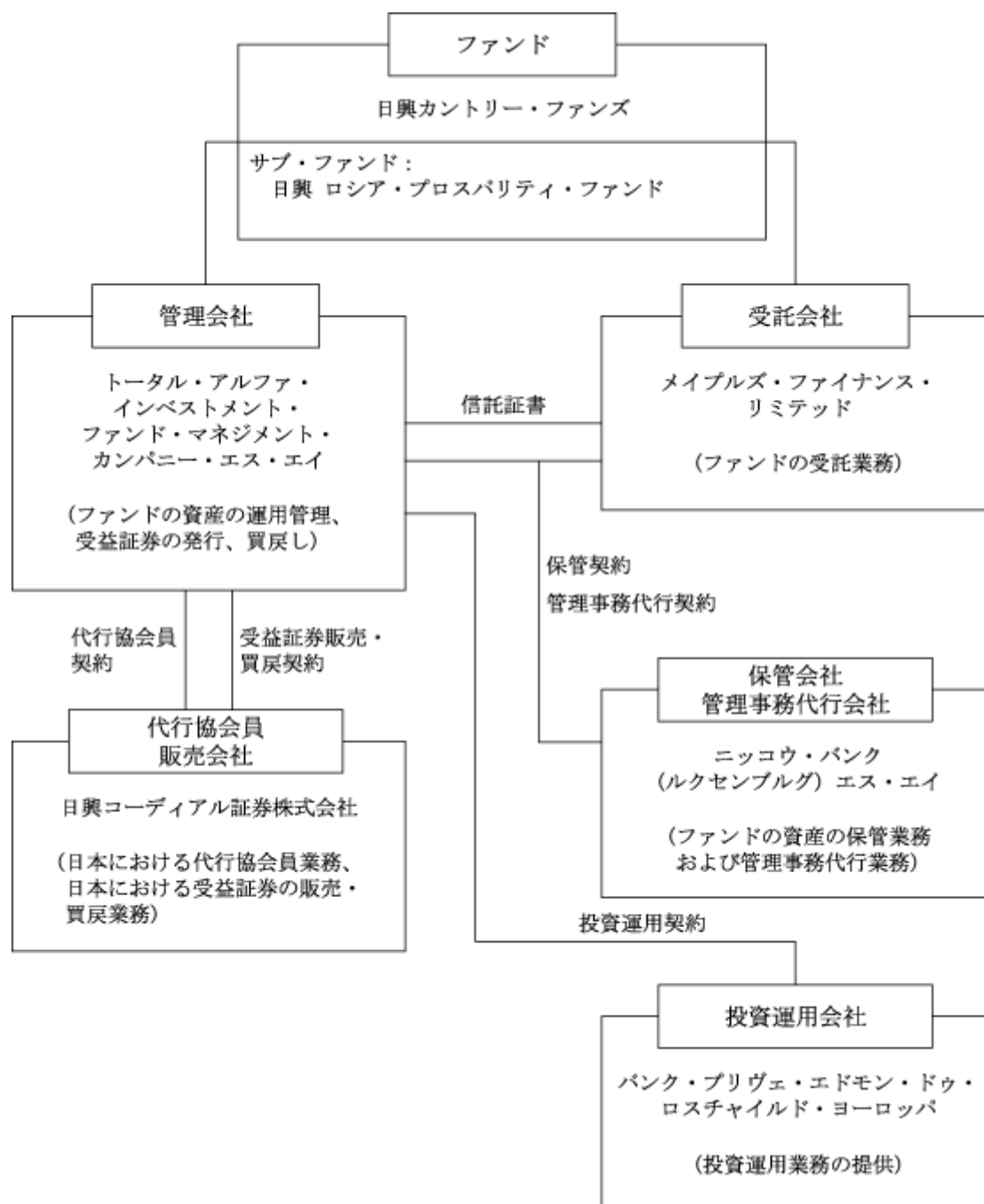
管理会社および受託会社は、受益証券のクラスまたはシリーズに関して分別勘定を設けることができるが、必ずしも分別勘定を設ける必要はない。

日本における受益者は、販売会社を通じて管理事務代行会社に通知することにより、いずれかの買戻日現在で保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買戻価格は、当該買戻日の受益証券1口当たり純資産価格とする。

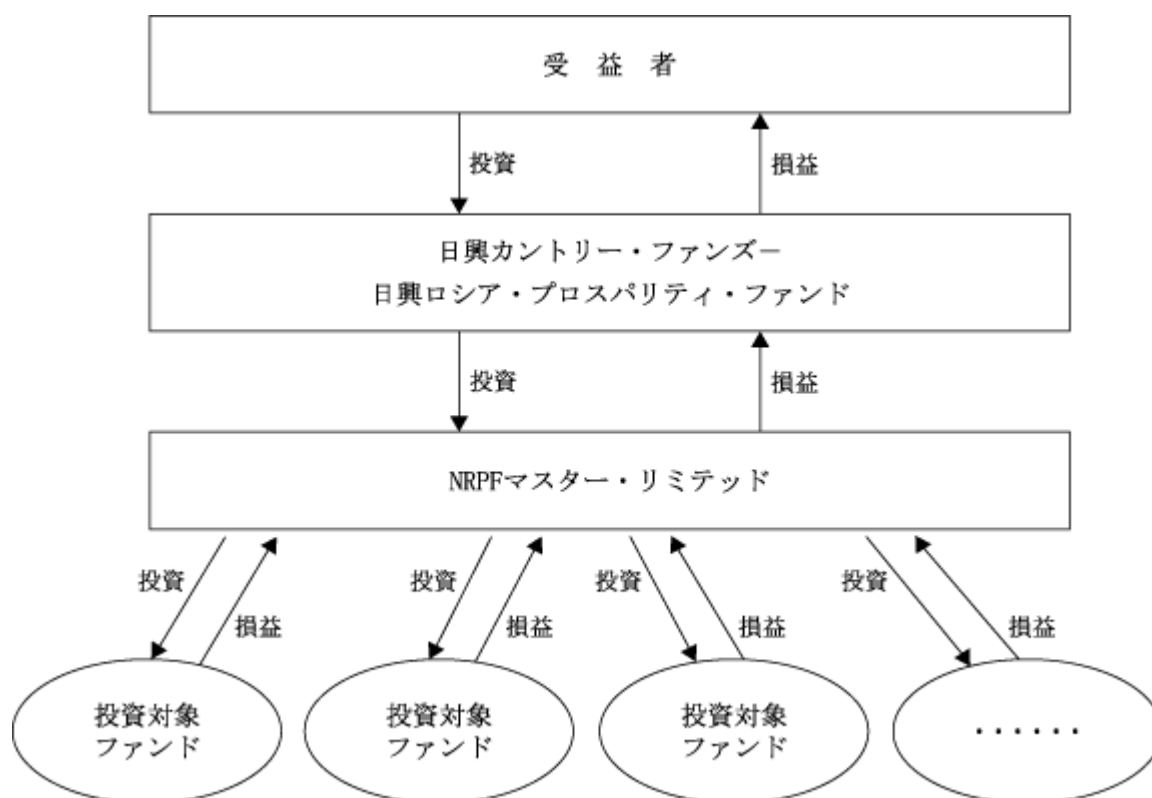
サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの形態をとっている。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.)	管理会社	平成19年12月19日付で受託会社との間で基本信託証書を、平成19年12月19日付で補遺信託証書を、平成20年4月25日付で追補信託証書を締結。管理会社はサブ・ファンドの資産の運用および受益証券の発行を行う。
メイブルズ・ファイナンス・リミテッド (Maples Finance Limited)	受託会社	平成19年12月19日付で管理会社との間で基本信託証書を、平成19年12月19日付で補遺信託証書を、平成20年4月25日付で追補信託証書を締結。受託会社はサブ・ファンドの資産の受託会社としての業務を提供する。
ニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイ (Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)	保管会社 管理事務 代行会社	平成19年12月19日付で受託会社および管理会社との間で保管契約(注1)を締結。保管会社は、サブ・ファンドの資産の保管を行う。 平成19年12月19日付で管理会社および受託会社との間で管理事務代行契約(注2)を締結。サブ・ファンドの管理事務代行業務について、委任されている。
日興コーディアル証券株式会社	代行協会員 販売会社	平成19年12月25日付で管理会社との間で代行協会員契約(注3)を締結。日本において代行協会員業務を行う。 平成19年12月25日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約(注4)を締結。日本において販売・買戻業務を提供する。
バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ヨーロッパ (Banque Privée Edmond de Rothschild Europe)	投資運用会社	平成19年12月19日付で管理会社との間で投資運用契約(注5)を締結。投資運用業務を提供する。

(注1) 保管契約とは、受託会社および管理会社によって資産の保管者として任命された保管会社が、サブ・ファンドの名義による保管勘定の開設および維持ならびに証券および現金等の保管および管理等の保管業務を行うことを約する契約である。

(注2) 管理事務代行契約とは、管理会社がその権限の一部を管理事務代行会社に授権する契約である。

(注3) 代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

(注4) 受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

(注5) 投資運用契約とは、管理会社によって選任された投資運用会社が、サブ・ファンドの資産の投資および再投資につき助言することを約する契約である。

管理会社の概要

()設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグ1915年商事会社法(改正済)に基づき、ルクセンブルグにおいて平成4年2月27日に無期限の存続期間を有する株式会社として設立された。その定款は、当初平成4年4月4日にメモリアルに公告された。定款は、平成11年2月26日付私署証書によって修正され、平成11年5月26日に登録され、平成11年7月21日にメモリアルに公告された。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグL-2557 ロベルトシュトゥンパー通り 9Aである。管理会社は、ルクセンブルグの商業登記簿にB39 615番として登録されている。

1915年商事会社法(改正済)は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。ルクセンブルグ投信法のもとで、投資信託の管理会社としての資格を有している。

()会社の目的

目的は、投資信託の管理運営を行うことである。

()株式資本の額

管理会社の資本金は446,220ユーロ(約5,809万円)で、平成21年4月末日現在全額払込済である。なお、1株24.79ユーロ(約3,227円)の記名式株式18,000株を発行済である。

(注) ユーロの円換算は、便宜上、平成21年4月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=130.18円)による。以下同じ。

()会社の沿革

平成4年2月27日設立。

()大株主の状況

(平成21年4月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
ニッコウ・バンク(ルクセンブルグ) エス・エイ	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ、ロベルトシュトゥンパー通り 9A	17,999株	99.99%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

投資目的と投資方針

サブ・ファンドの主たる投資目的は、企業改革ならびに業界内での再編および統合により将来的成長が期待されるロシアおよび他のCIS諸国の企業へ間接的に投資することにより中長期的なリターンを獲得することを目指すことにある。

サブ・ファンドは、ロシアおよび他のCIS諸国への投資を行う大手資産運用会社の一つであるプロスパリティ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが運用する集合投資スキーム(以下「投資対象ファンド」という。)に投資を行う。

法律、責任等の理由により、サブ・ファンドの資産は受託会社が(サブ・ファンドの受託会社としての立場で)完全所有子会社として設立したNRPFマスター・リミテッドと称する唯一の取引子会社を通じて投資される。したがって、サブ・ファンドはファンド・オブ・ファンズの形態を採用している。

サブ・ファンドまたはNRPFマスターの投資目的が達成できるという保証はなく、投資の利回りまたは成果は時とともに大きく変化する可能性がある。

サブ・ファンドへの投資を考える投資家は本書に記載するリスク要因に注意を払うよう要請される。

管理会社は投資運用会社をサブ・ファンドによるNRPFマスターを通じた投資対象を運用する責任を負うサブ・ファンドの投資マネージャーに任命した。

NRPFマスター・リミテッド

受託会社はサブ・ファンドの受託会社としての立場で、受託会社の完全所有子会社としてNRPFマスター・リミテッドと称する取引子会社を設立した。サブ・ファンドの投資対象はすべてNRPFマスターが保有し、NRPFマスターを通じて売買される。したがって、本書でサブ・ファンドに言及した箇所は、文脈上、そのように読める場合、NRPFマスターを介するサブ・ファンドを意味するものとする。

投資運用会社は投資運用契約に基づいてNRPFマスターの投資運用会社に任命され、NRPFマスターの投資資産の運用に関して責任を負う。

NRPFマスターの投資資産は本書に定めるサブ・ファンドの投資目的および投資制限に従って運用され、本書に記載するのと同じリスク要因が適用される。

投資運用契約に基づいて、投資運用会社は、故意の不法行為、害意または重過失がない限り、NRPFマスターに関連する作為または不作為について責任を免除される。

NRPFマスターの株式はサブ・ファンドの資産の主要部分を構成し、場合により、唯一の資産となる。サブ・ファンドの受益証券の購入申込みが行なわれた時点で、受託会社は同等の価値を有するNRPFマスターの株式の購入申込みを行なう。同様に、サブ・ファンドの受益証券の買戻しが行なわれた時点で、受託会社は同等の価値を有するNRPFマスターの株式の買戻しを行なう。したがって、NRPFマスターの株式の評価、発行および買戻しを行なうタイミングはサブ・ファンドの受益証券の評価、発行および買戻しを行なうタイミングとまったく同じになるよう企図されている。NRPFマスターの株式の最低当初購入額は円貨で100,000米ドルに相当する額とする。NRPFマスターの株式の基準通貨は円である。

投資戦略

投資運用会社は常にサブ・ファンドの資産の50パーセント以上を日本の金融商品取引法(昭和23年法律25号、改正法を含む。)(以下「金融商品取引法」という。)第2条1項で定義する「有価証券」に投資することを確保するよう最善の努力を尽くすものとする。

投資運用会社は以下の投資対象ファンドにNRPFマスターの資産を投資することによって、十分な流動性を維持しながら投資家の利回りを最大化するよう最善の努力を尽くす。

- * ロシアン・プロスパリティ・ファンド(Aシェア)
- * プロスパリティ・クウェスト・ファンド(ダイバーシファイド・サブ・ファンド)
- * プロスパリティ・ロシア・ドメスティック・ファンド

また投資運用会社はプロスパリティ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが運用するその他の投資対象ファンド(ロシアの特定のセクターまたはロシア以外のCIS諸国の地域に焦点を当てたものを含む。)にも投資することができる。

ファンドの特色

特色1

日興・ロシア・プロスパリティ・ファンドは、企業改革、業界再編・統合により将来的成長が期待されるロシアおよび他のCIS諸国の企業へ間接的に投資し、中長期的なリターンを獲得することを目指します。

- NRPFマスター・リミテッド(以下、「NRPFマスター」)を通じて集団投資スキーム(以下、「投資対象ファンド」)に投資するファンド・オブ・ファンズです。
- 投資対象ファンドの現在のポートフォリオは、政府系資源関連大型株よりは、中小型の企業によって構成されています。
- ロシア以外ではカザフスタンとウクライナが**主な**投資地域になります。

特色2

「バンク・プライベート・エドモンド・ロスチャイルド・ヨーロッパ」(以下、「ロスチャイルド」といいます。)がファンドの運用を行います。

- ロスチャイルドは、投資対象ファンドの選定、組み入れ、モニタリングを行います。
- 現在、以下の4つのファンドに投資していますが、それ以外のファンドへ投資する可能性もあります。
 - ✓ ロシアン・プロスパリティ・ファンド(Aシェア)
 - ✓ プロスパリティ・クウェスト・ファンド(ダイバーシファイド・サブ・ファンド)
 - ✓ プロスパリティ・ロシア・ドメスティック・ファンド・リミテッド
 - ✓ ニュー・ロシアン・ジェネレーション・リミテッド

特色3

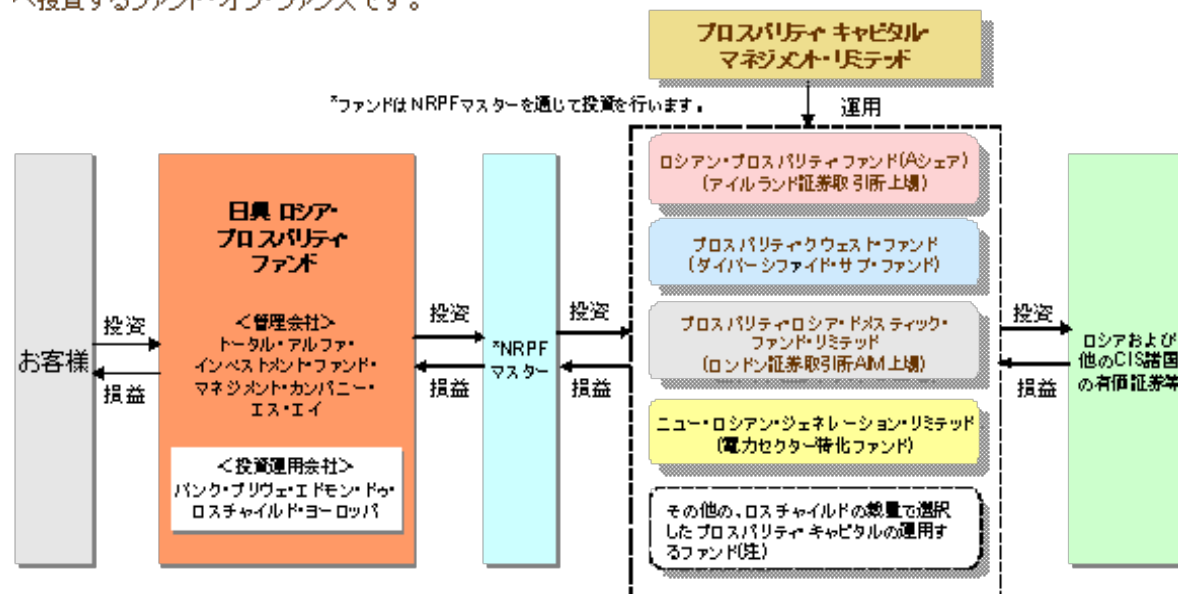
投資対象ファンドにおける運用は、プロスパリティ・キャピタル・マネジメント・リミテッド(以下、「プロスパリティ・キャピタル」といいます。)が行います。

- プロスパリティ・キャピタルは、ロシアおよび他のCIS諸国への投資する大手の独立系資産運用会社の1社で、取締役派遣を多数行う積極的株主としてのアプローチを採用しています。
- 主にロシアおよび他のCIS諸国の企業改革、業界再編・統合、国有企業の分割民営化等へ投資するイベント・ドリブン型ファンドを運営しています。**2009年4月末時点の運用資産残高は20.0億米ドル(約1,973億円)以上あります。**

(注) 米ドルの円貨換算は、1米ドル=98.65円によります。

ファンドの仕組み

「日興 ロシア・プロスバリティ・ファンド」は、NRPFマスターを通じて、プロスバリティ・キャピタルの運用するファンドへ投資するファンド・オブ・ファンズです。



(注) 将来、中央アジアおよびウクライナ特化ファンド、今後設定が予定されているファンド等、プロスバリティ・キャピタルが運用する他のファンドへ投資する可能性があります。組み入れはあくまでロスチャイルドの数量に基づきますので、それらのファンドに必ず投資するとは限りません。

ロシアン・プロスバリティ・ファンド(Aシェア)の概要

運用の基本方針・投資目的

投資目的	ロシアおよび他のCIS諸国のポートフォリオへ投資を行い、資本増殖を図ります。ファンダメンタル・バリューを追求し、主に成長および改革への機会に投資します。
投資制限	総資産の最低75%をロシアで設立されたが、そこに主な営業基盤のある企業の有価証券へ投資します。総資産の25%までをロシア以外のCIS諸国で設立されたが、主要な活動を行っている企業の有価証券へ投資します。公認されている株式取引所または公認されているCISのOTC市場に上場されていない企業の有価証券へ、総資産の25%を超えて投資はしません。総資産の15%を超えて他の投資ファンドへ投資しません。
収益分配	インカムおよびキャピタル・ゲインは再投資する方針です。

ファンドにかかわる費用

管理報酬	純資産額に対して、年率2.5%を毎月後払い (ただし、そのうち25%に相当する金額がNRPFマスターへ支払われるため実質的な料率は1.875%)
成功報酬	なし
換金手数料	なし
その他の費用	監査費用、弁護士費用、カストディ費用などを含みますが、これらに限られません。

その他

ファンドの形態・設立日	1996年3月29日、免税会社として設立されたケイマン籍オープン・エンド有限責任投資会社(アイルランド証券取引所上場)
買付/買戻し	週次 (1口当たり純資産価格は原則として毎週木曜日時点の価格を算出)
決算日	毎年12月31日、KPMGが監査実施

プロスバリティ・クウェスト・ファンド(ダイバーシファイド・サブ・ファンド)の概要

運用の基本方針・投資目的

投資目的	主にシクリカル、天然資源、電力事業、石油、発電、消費関連、小売、通信等を含む異なるセクターへの改革および統合ストーリーへの投資を通じて、継続的に価値を引き出すことを目的とします。ファンダメンタルおよびバリュエーションの観点から、異なるセクター間およびセクター内の異なる企業間での相対的魅力を比較検討します。M&Aやその他のイベント・ドリブン機会に関連したアービトラージ機会を含む、興味深い投資戦略およびテーマ間での選択に関して、機会的アプローチを継続します。
投資制限	ありません。
収益分配	インカムおよびキャピタル・ゲインは再投資する方針です。

ファンドにかかわる費用

管理報酬	純資産額に対して、年率2.0%を四半期毎に後払い (ただし、そのうち25%に相当する金額がNRFF マスターへ支払われるため実質的な料率は1.5%)
成功報酬	年率20%のハードル・レートまたはハイ・ウォーター・マークのいずれが高い方を上回る純資産価格の増加については、20%を超えない金額の成功報酬が支払われます。キャッチ・アップあり
換金手数料	なし
その他の費用	監査費用、弁護士費用、カストディ費用などを含みますが、これらに限られません。

その他

ファンドの形態・設立日	1999年11月12日、免税会社として設立されたケイマン籍有限責任投資会社(非上場)
買付/買戻し	月次 (1口当たり純資産価格は原則として毎月最終営業日および毎週木曜日時点の価格を算出)
決算日	毎年12月31日、KPMGが監査実施

プロスバリティ・ロシア・ドメスティック・ファンド・リミテッドの概要

運用の基本方針・投資目的

投資目的	消費需要および資本投資の増加によって恩恵を受ける、ロシアおよび他のCIS諸国の国内経済セクターの企業によって発行された証券のポートフォリオへ投資することによって資本増殖を図ることを目的とします。主に中小型規模の企業へ、積極的かつ影響力あるマイノリティー株主となることを目的として投資します。
投資制限	総資産の最低75%をロシアで設立されたか、そこに主な営業基盤のある上場および非上場企業の有価証券へ投資します。総資産の25%までを、ロシア以外のCIS諸国で設立されたか、そこに主な営業基盤のある上場および非上場企業の有価証券へ投資することができます。
収益分配	インカムおよびキャピタル・ゲインは再投資する方針です。

ファンドにかかわる費用

管理報酬	純資産額に対して、年率2.0%を四半期毎に後払い
成功報酬	年率8%またはハイ・ウォーター・マークのいずれが高い方を上回る1口当たり純資産価格の増加があった場合のみ、各計算期間における1口当たり純資産価格の増加部分の20%の成功報酬が支払われます。
その他の費用	監査費用、弁護士費用、カストディ費用などを含みますが、これらに限られません。

その他

ファンドの形態・設立日	2006年12月29日、ガーンジー法により設立されたクロード・エンド有限責任会社(ロンドン証券取引所AIM上場)
買付/買戻し	AIM市場にて売買可能 (1口当たり純資産価格は原則として毎層週末および毎層月末時点の価格を算出)
決算日	毎年12月31日、KPMGが監査実施

ニュー・ロシアン・ジェネレーション・リミテッドの概要

運用の基本方針・投資目的

投資目的	ロシアおよび他の CIS 諸国の電力セクターの企業へ、相当規模の少数株主としての投資を行うことによって資本増殖を図ることを目的とします。かかる投資は主に戦略投資家への売却によって実現することが期待されます。
投資制限	ロシアおよび他の CIS 諸国の電力セクターに主に関与する企業の証券および債務にのみ投資します。ロシア以外の CIS 諸国の電力セクターに主に関与する企業の証券および債務には、純資産価格の30%を超える投資はしません。目論見書に記載のある場合を除き、債務証券、直接的商品または不動産、あるいは共同投資プールには投資せず、借入は純資産価格の85%未満に維持されます。
収益分配	インカムおよびキャピタル・ゲインは配当として分配するか、あるいは再投資します。

ファンドにかかわる費用

管理報酬	純資産額に対して、年率1.5%を四半期毎に後払い
成功報酬	なし
その他の費用	監査費用、弁護士費用、カストディ費用などを含みますが、これらに限られません。

その他

ファンドの形態・設立日	2007年7月3日、ガーンジー法により設立されたクローズド・エンド有限責任会社
買付/買戻し	私募で、株式が発行される場合があります。株式の償還または買戻しはできません。
決算日	毎年12月31日、KPMGが監査実施

NRPFマスターは、効率的なポートフォリオの運用、およびポートフォリオ証券の価値変動のリスクヘッジの目的で金融派生商品に投資することができます。

さらに、NRPFマスターは流動資産を保有することができる。かかる資産は当座勘定で保有するか、または一流の発行体が発行もしくは保証し、定期的に譲渡することのできる短期金融商品で保有することができる。

NRPFマスターの取締役(以下「取締役」という。)は、メイプルズ・ファイナンス・リミテッドとNRPFマスターとの間で締結した取締役の提供に関する契約に基づいて、メイプルズ・ファイナンス・リミテッドが任命する。NRPFマスターの現在の取締役は以下のとおりである。

ティム・ウールヴァー

ウールヴァー氏は、英国領ヴァージン諸島、ケイマン諸島、トバイ、ダブリン、香港、ジャージーおよびルクセンブルグに事務所を有し、ファイナンス・プールや投資ファンドに対して総合的なサービスを提供しているメイプルズ・ファイナンス・リミテッドのバイス・プレジデントである。ウールヴァー氏は2007年にメイプルズ・ファイナンス・リミテッドに入社し、マルチ・マネージャー・ファンド、ヘッジ・ファンド、プライベート・エクイティ・ファンドおよびユニット・トラストを含む幅広い金融商品に関する業務を行っている。2000年から2007年まで、シトコ・ファンド・サービス（ケイマン諸島）リミテッドでシニア・アカウント・マネージャーを勤めていた。1998年から2000年には、ケイマン諸島のプライスウォーターハウスクーパースに勤務し、アセット・マネジメントおよびその他の金融業務を行うクライアントに対して、監査、業務および投資顧問業を行った。ウールヴァー氏は、カナダ、オンタリオ、セント・キャサリンズにあるブロック大学で会計学の学位を取得し卒業した。ウールヴァー氏は、カナダの勅許会計士協会の会員である。

アンドリュー・マホニー

マホニー氏は、英国領ヴァージン諸島、ケイマン諸島、ドバイ、ダブリン、香港、ジャージーおよびルクセンブルグに事務所を有し、ファイナンス・ピークルや投資ファンドに対して総合的なサービスを提供しているメイプルズ・ファイナンス・リミテッドのバイス・プレジデントである。マホニー氏は2008年にメイプルズ・ファイナンス・リミテッドに入社し、マルチ・マネージャー・ファンド、ヘッジ・ファンド、プライベート・エクイティ・ファンドおよびユニット・トラストを含む幅広い金融商品に関する業務を行っている。2004年から2008年まで、マホニー氏は、フォルティス・プライム・ファンド・ソリューション（ケイマン）リミテッドでクライアント・サポート・マネージャーとして勤務し、幅広いファンド・ストラテジーを含むクライアントの巨大ポートフォリオに關与していた。1998年から2004年までの間は、マホニー氏は、PKFで勤務し、イギリスの公認会計士として、企業の売買に關わる当事者等に対しサポートおよび分析を提供するコーポレート・ファイナンス・チームのメンバーの一員であった。マホニー氏は、会計技術者協会の一員でありまた勅許公認会計士協会特別会員である。

NRPFマスターは、日本証券業協会が制定した規則に基づく外国投資法人として取り扱われるために、ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法(2007年改正)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)に基づきミューチュアル・ファンドとして登録されている。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則により、所定の情報および監査済み決算書を年に一度、ケイマン諸島金融庁(以下「金融庁」という。)に提出する必要がある。ただし、登録された場合でも、NRPFマスターはその投資活動またはポートフォリオ構成について金融庁またはケイマン諸島のその他の政府機関の監督を受けないが、一定の状況下において金融庁はNRPFマスターの活動を調査する権限を有する。金融庁またはケイマン諸島のその他の政府機関は本書に定める条件またはメリットについて審査したことも、承認したこともない。ケイマン諸島で投資家が利用できる投資補償制度はない。NRPFマスターが規制対象ミューチュアル・ファンドになった場合、金融庁の監督に服す。金融庁は規制対象ミューチュアル・ファンドに対して決算書の監査を受け、指定した期限までに金融庁に提出するよう命令することができる。金融庁の要求に応じなかった場合、規制対象ミューチュアル・ファンドの取締役が多額の罰金が科され、金融庁が裁判所にファンドの清算を申し立てる結果となる。金融庁は、規制対象ミューチュアル・ファンドが支払い期日の到来した債務を弁済できないか、もしくはできなくなる可能性が高いか、または投資家もしくは債権者の利益を害する方法で事業を継続することを試み、もしくは自発的に事業を清算しようとしていると確信した場合、一定の措置を講じることができる。こうした金融庁の権限には、取締役の交代を要求する権限、業務の適切な実施に關連して規制対象ミューチュアル・ファンドに助言を行う者を任命する権限、規制対象ミューチュアル・ファンドの業務の管理を引き受ける者を任命する権限などがある。その他にも、上記以外の措置の承認を求めて裁判所に申請を行うことができるなど、金融庁が利用できる救済が存在する。

ヘッジ

ポートフォリオの日本円以外の通貨のエクスポージャーのヘッジ(可能な範囲内で)を目的として通貨ヘッジ取引(通貨先渡契約、通貨先物および通貨オプション等)が、締結される。

投資管理会社は、通常の状況下において、ポートフォリオの日本円以外の通貨のエクスポージャーを0%～100%の範囲でヘッジする予定である。

投資家は、また、通貨ヘッジを実施し、維持するために費用が伴うこと、およびこれらの費用がサブ・ファンドに配分され、またサブ・ファンドの純資産総額に反映されることに注意しなければならない。

(2) 【投資対象】

上記「投資方針」の項参照のこと。

(3) 【運用体制】

()投資運用会社の運用体制

投資運用会社の運用体制は以下のとおりである。

日興 ロシア・プロスパリティ・ファンドは、バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ヨーロッパ(以下「ロスチャイルド・ヨーロッパ」という。)およびLCFエドモン・ドゥ・ロスチャイルド・セキュリティーズ(以下「ロスチャイルド・ロンドン」という。)のシニア・メンバーから構成される投資委員会により運用されている。投資委員会は、サブ・ファンドのために定められた投資方針の明確化、展開および実施に責任を持つ。投資プロセスは、グローバル・マクロの検討に基づくトップダウンと最適化ファンド選択プロセスに基づくボトムアップのアプローチにより特徴付けられる。投資委員会は、ルクセンブルグにてまたは電話会議により、毎月または必要性が生じた場合に開催される。

投資委員会は、以下の議題の討論を行う。

- グローバル市場の展望、特にロシアおよびその他の独立国家共同体(「CIS」)の市場の展望
- サブ・ファンドの投資戦略
- サブ・ファンド内のファンド選択
- サブ・ファンドの通貨リスク管理

サブ・ファンドの日々の運用およびすべての投資決定は、ロスチャイルド・ヨーロッパの3名のファンド・マネジャーにより実行される。

()投資運用方針の決定プロセス

サブ・ファンドの投資運用方針は、以下のプロセスにより決定される。

投資プロセスは、トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチにより特徴付けられる。トップダウン・アプローチでは、グローバル・マクロの検討に基づき、資産の種類、地域的・セクター別展開の精査を行う。投資委員会ではマクロ的な背景の討論が行われ、その後の投資に関する議論や決定の基礎を形成する。また、戦略的かつ戦術的なアセット・アロケーションを展開するために、投資テーマ、地域的戦略、アロケーション・スタイルおよびセクター別戦略が討論される。このグローバルな展開図に基づき、投資委員会は戦略的・戦術的な手段を決定する。

ボトムアップのアプローチに関しては、最も適切で最もパフォーマンスの良いロシアおよびその他のCIS加盟国への投資を中心とした、プロスパリティ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが運用するファンドを利用した投資を行う。

()職務と権限

サブ・ファンドの投資委員会は、サブ・ファンドのために設定された投資方針の明確化、展開および実施に責任を持つ。

(iv)会合、委員会、その他の内部組織

サブ・ファンドの投資委員会は以下のとおり運営される。

任務： アセット・アロケーションおよびファンド選択の明確化、実施および監督

頻度： 月次

目的： 投資方針に従うアセット・アロケーションおよびファンド選択の設定のために市況の分析を行う。

参加者： ロスチャイルド・ヨーロッパおよびロスチャイルド・ロンドンのシニア・マネジャー

投資委員会が行う投資決定に加えて、ロスチャイルド・ヨーロッパのアセット・マネジメント部門のミドル・オフィスに対して、同日に投資の指示が下される。投資の指示は、ロスチャイルド・ヨーロッパ、ロスチャイルド・ロンドンおよびニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイのディーリング・ルームによって処理される。為替オペレーションやヘッジ戦略は、ニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイが実施する。

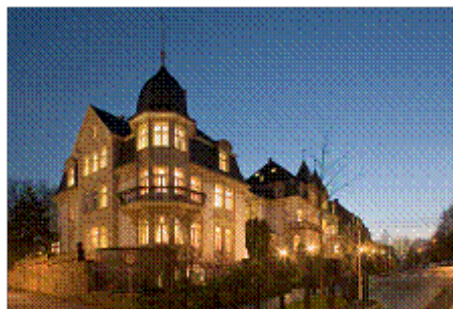
ファンドの投資運用会社について



バンク・プリヴェ・エドモンドゥ ロスチャイルド・ヨーロッパ

スイスを拠点とする「バンク・プリヴェ・エドモンドゥ・ロスチャイルド（ジュネーブ）」の系列会社である同社は、1969年にスイス系銀行としてルクセンブルグに初めて進出しました。

その後、プライベートバンキング、金融工学、投資信託サービスと業務を拡大し、2002年にはEU圏におけるロスチャイルドの中心的な役割を果たすことを目的として現在の名称に変更、EUにおけるビジネスを展開しています。



LCF ロスチャイルド・グループ

創業者:	エドモンドゥ・ロスチャイルド
会長:	バンジャマン・ドゥ・ロスチャイルド
本社:	ジュネーブ
主要業務:	銀行業、保険業、不動産業
その他の業務:	ワイン農園、高級ホテル
運用資産(AUM):	約1,000億ユーロ
従業員数:	2,500人
機関数:	40

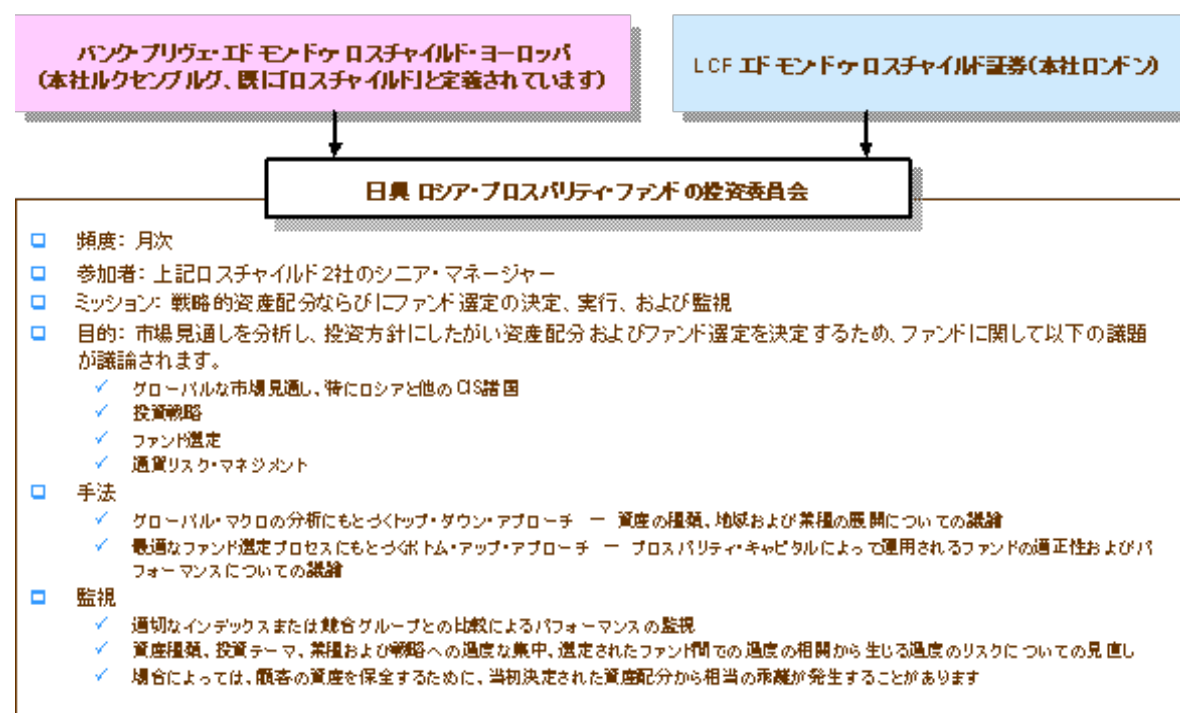
データは、2020年4月末

(注) LCFとは、La Compagnie Financière(金融会社)の略称です。

LCF ロスチャイルド・グループの主要企業

バンク・プリヴェ・エドモンドゥ・ロスチャイルド・エス・エイ（ジュネーブ）	プライベートバンキング 資産運用
バンク・プリヴェ・エドモンドゥ・ロスチャイルド・ヨーロッパ（ルクセンブルグ）	プライベートバンキング 金融工学 投資信託サービス
ラコンパニー・フィナンシエ・エドモンドゥ・ロスチャイルド・バンク（パリ）	商業銀行業務 プライベートバンキング 市場取引とファンド運用
エドモンドゥ・ロスチャイルド・リミテッド（ロンドン）	機関投資家向け・養分および特定目的ファンドの運用、クロード・エドモンド・ロスチャイルド・マーケット・イン・イノベーション・トレーディング
ラコンパニー・ドゥ・トリゾル・バンジャマン・ドゥ・ロスチャイルド（ジュネーブ）	海外向けヘッジファンド リスク管理 機関投資家向け資産運用

ロスチャイルドのファンド投資運用プロセス



(4) 【分配方針】

分配は管理会社が随時適切と決定する金額とされ、サブ・ファンドの収益および実現/未実現キャピタル・ゲインならびに(適切と考えられる場合)その他の利用可能資産から、受益者に支払われる。

(5) 【投資制限】

投資制限

サブ・ファンドに適用される投資制限は以下のとおりである。

- ()各サブ・ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、常に各サブ・ファンドの純資産総額を超えてはならない。
- ()結果的に未払いの借入総額が各サブ・ファンドの純資産価額の10パーセントを超過する場合、借入を行ってはならない。ただし、合併、併合等の特別に緊急な事情がある場合、上記の10パーセント制限を一時的に超過することができる。
- ()管理会社が運用する証券投資信託およびミューチュアル・ファンドを合算して、一企業の発行済み株式の50パーセントを超えて取得してはならない。上記の制限はその他の投資ファンドに対する投資分には適用されない。上記の比率は購入時または直近の市場価格に基づいて計算する。
- ()サブ・ファンドは純資産額の15パーセントを超えて私募証券、非上場証券または不動産などの容易に換金することができない流動性の低い資産に投資しない。ただし、日本証券業協会が規定する外国投資信託受益証券の選別基準第21条(適宜改正される。)に定める価格の透明性を確保するために適切な措置が講じられている場合はこの限りではない。上記の比率は購入時または直近の市場価格に基づいて計算する。
- ()結果的にサブ・ファンドの資産価額の50パーセント以上が、日本の金融商品取引法第2条1項で定義する「有価証券」に該当しない資産で構成されることになる場合、投資対象を購入し、または追加してはならない。
- ()管理会社はサブ・ファンドのために、管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る取引等、受益者の保護に反し、またはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害する取引を行ってはならない。

サブ・ファンドが保有する投資対象の価格の変動、再建または合併、サブ・ファンドの資産からの支払いまたはサブ・ファンドの受益証券の買戻しなどの結果としてサブ・ファンドに適用される制限を超えた場合、管理会社は直ちに投資対象を売却する義務はないが、違反が確認された後、合理的な期間内に、当該サブ・ファンドに適用される制限を遵守するために当該サブ・ファンドの受益者の利益に配慮した合理的に実行可能な措置を講じるものとする。

投資目的と投資方針の厳守

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドが常に本書に記載する投資目的および投資方針または投資制限が遵守されるよう確保する責任を負う。ただし、()受託会社および管理会社は、サブ・ファンド決議による承認なしにサブ・ファンドの投資目的および投資方針または投資制限およびガイドラインについて重大な不利益となる変更を行わず、()受託会社および管理会社は、制限の変更がサブ・ファンドの受益者の最大の利益に資すると判断し、また当該変更が適用ある法令(日本証券業協会の規則を含む。)を遵守している範囲内において、本書に記載するサブ・ファンドに関する投資制限を変更することができ、また()本書記載の方針に関する記述は、管理会社の指示により受託会社または管理会社が絶対的裁量により当該状況下で適切と思料する影響を受ける受益者への通知を発することにより、全般的にまたは個々のサブ・ファンドについて変更することができる。

ケイマン諸島の規則

管理会社は、「投資顧問」(ミューチュアル・ファンド規則の定義に従う。)として遵守義務を負うケイマン諸島の関係規則を遵守するものとする。したがって、管理会社は、サブ・ファンドのために、

- 自己取引を行い、または本人として管理会社の取締役と取引を行うことができない。
- 管理会社、またはサブ・ファンド以外の者の利益を図る取引を行うことができない。
- 取得の結果として管理会社が運用するすべてのミューチュアル・ファンドが保有するいずれかの企業の株式の合計数がかかる企業の発行済株式の50%を超える場合、かかる企業の株式を取得することができない。
- 取得の結果としてサブ・ファンドが保有するいずれかの企業の株式の総数がかかる企業の発行済株式の50%を超える場合、かかる企業の株式を取得することができない。
- 取得の直後にサブ・ファンドが保有する取引所に上場されていない投資対象または容易に処分できない投資対象の総額がサブ・ファンドの純資産総額の15%を超える場合、かかる投資対象を取得することができない。

3 【投資リスク】

(1) リスク要因

概要

受益証券への投資には、国際金融市場におけるすべての投資に共通する大きなリスクが伴う。投資を行おうとする者は、受益証券に投資するメリットおよび妥当性を評価する際に、特に以下の要因を入念に検討するべきである。受益証券の価格は、上昇する場合もあれば下落する場合もあるため、投資家は当初の投資額を取り戻せないことがある。したがって、サブ・ファンドへの投資は、投下資本をすべて失うリスクを負担できる者のみが行うべきである。サブ・ファンドは、収益水準に関係なくそれぞれの報酬と費用を支払う責任を負う。投資を行おうとする者は、以下の特有のリスクを入念に検討するべきだが、以下のリストはすべてのリスクを網羅することを意図したものではない。

投資リスク

各サブ・ファンドが投資目的を達成できるという保証はない。管理会社は、各サブ・ファンドへの投資にはリスクが伴うことに鑑みて、各サブ・ファンドへの投資を中長期的投資と考えることを投資家に対して推奨する。

運用実績が限定的であること

サブ・ファンドの運用実績は短い。また、受託会社、管理会社または投資運用会社の過去のパフォーマンスは、必ずしもサブ・ファンドの将来の見通しを示すものではない。

管理会社および投資運用会社への依存

各サブ・ファンドの投資対象への投資運用と投資指図は、各サブ・ファンドの投資ガイドラインの範囲内で各信託財産の投資運用に完全な責任を負う管理会社の責任下にある。管理会社は、その権限と責任を投資運用会社に委託し、投資運用会社は、各サブ・ファンドの投資対象の選定、指図、評価および監視に関する完全な裁量権を有する。

クロス・ライアビリティ

各サブ・ファンドの受益証券の発行または販売を通じて受託会社が受領するすべての手取金、当該手取金が投資されるすべての資産、ならびにこれらに帰属するすべての収入および利益は、当該サブ・ファンドに係るものとして指定される。あるサブ・ファンドに帰属することが容易に見極められない資産は、受託会社の裁量により一または複数のサブ・ファンド間に配分される。あるサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債を負担し、一般に他のサブ・ファンドの負債を負担することはない。管理会社は、債権者となりうる者との取引において、当該債権者が当該サブ・ファンドの資産のみを対象とすることができ、あるサブ・ファンドについて受託会社名義で締結されたすべての契約が当該サブ・ファンドの信託資産の範囲内のみを債権者の財源として限定する文言を含むよう確保する義務を負う。ただし、投資者は、あるサブ・ファンドの資産が別のサブ・ファンドの債務を弁済するために使われる範囲を常に数量化することは不可能である点に留意するべきである。

信用リスク

一般に債務証券については、発行体の信用格付けに応じて証券価格は変動することがある。特に、発行体の財務状況が悪化した場合、債務証券の元本および／または利息が期限に支払われない可能性(デフォルト・リスク)が存在する。証券がデフォルトした場合、またはデフォルトのおそれがある場合、証券の価格は急激に下落するおそれがある。

その他のリスク

上記に掲げられる特別な考慮すべき事項は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明するものではない。したがって、投資予定者は、サブ・ファンドへの投資を判断する前に、本書をよく読み、自己の専門アドバイザーに相談すべきである。

サブ・ファンドはすべての資産をNRPFマスターの株式に投資し、NRPFマスターの投資資産はサブ・ファンドの投資資産を運用する基準と同じ基準に従って運用されるため、NRPFマスターとサブ・ファンドのリスク要因はほぼ同じである。したがって、NRPFマスターの投資資産のパフォーマンスが悪化すれば、結果的にサブ・ファンドのパフォーマンスも悪化することになる。

サブ・ファンド(ひいてはNRPFマスター)は下記を含めた数多くの投資リスクにさらされる。

強制的買戻しのリスク

管理会社は独自の裁量により受益者が保有する受益証券の一部または全部を強制的に買い戻す権利を有する。

外国通貨のリスク

サブ・ファンドは債務は円建であるが、投資対象の大半は円以外の通貨で保有しているため、為替レートの変動リスクにさらされる。円高になった場合、円以外の通貨建の投資対象から得られるリターンの一部または全部が相殺される可能性がある。

投資運用会社のリスク

サブ・ファンドの大半の投資プログラムが収益を上げるか否かは、投資運用会社が個々の有価証券およびその他の投資対象の将来の値動きを正確に予測することにかかっている。投資運用会社が将来の値動きを正確に予測できるという保証はない。

法務リスク

サブ・ファンドは、直接的または間接的に投資を行なった様々な法域の包括的な規制を受け、何らかの理由で契約または取引相手の義務の履行を強制できないリスクが存在する。

NRPFマスター

NRPFマスターが支払い不能に陥り、またはその他の理由で金銭債務を履行できない場合、NRPFマスターの有価証券に対するサブ・ファンドの投資分は価値がなくなる。

税務リスク

いずれかの法域でサブ・ファンドに賦課される租税の分だけサブ・ファンドの純資産価額は減額されるため、サブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ。

買戻しによる損失の可能性

受益証券の買戻しによって投資対象の売却が必要になる場合がある。こうした売却によって、サブ・ファンド（およびサブ・ファンドの残存する受益者）が負わずに済んだはずの損失を負う可能性がある。

その他のファンドに投資するリスク

サブ・ファンドは投資ファンド(代替ファンドを含む。)の受益証券または有価証券に投資するため、サブ・ファンドの投資は多様性または流動性に欠けることがある。サブ・ファンドが投資したファンドのパフォーマンスが悪化した場合、結果的にサブ・ファンドのパフォーマンスも悪化することになる。

報酬の重複負担

その他のファンドへの投資に連動した報酬、受託会社、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社、保管会社、代行協会、販売会社およびサブ・ファンドのその他のサービス提供会社に支払う報酬と費用に加えて、サブ・ファンドは間接的に、投資対象ファンドの資産から支払われるすべての報酬と費用(投資対象ファンドの純資産に対して年率4パーセント程度を上限とし、投資対象ファンドの受託者、管理者、投資顧問またはその他のサービス提供者に支払う報酬と費用を含む。)の持分割合を負担するほか、該当する場合は実績報酬を負担する。

上記の特に検討を要する問題点に関するリストはサブ・ファンドへの投資に伴うリスクを網羅することを意図したものではない。したがって、サブ・ファンドへの投資を考えている投資家はサブ・ファンドへの投資を決定する前に、本書をよく読んだ上で、各自の専門家の顧問と相談すべきである。特に、サブ・ファンドには投資対象ファンドに内在するリスクにさらされる。

投資対象ファンドのリスク要因

総論

投資家は以下に定めるリスクに注意されたい。投資対象ファンドの受益者が投資によって利益を上げ、損失を回避できるという保証はない。投資証券は投資することによってキャピタル・ロス(投資元本の欠損)を被る潜在的风险があり、投資対象ファンドの投資証券および投資対象ファンドの投資対象は流動性が限られることを理解するか、またはそのように助言を受けてきたか、投資証券への投資が投資家の分散化された投資ポートフォリオの一部で、投資に伴うリスクを十分に理解している投資家だけに適している。以下のリスクはすべてを網羅することを意図したものではなく、投資家は投資証券の申込みを行なう前に本書の全文をよく読んだ上で、各自の専門家の顧問と相談すべきである。

投資対象ファンドへの投資にはすべての投資金額を失うリスクを含めた大きなリスクが伴う。投資対象ファンドへの投資には、アメリカ合衆国、西ヨーロッパ、日本などの政治経済が安定し、高度な資本市場を有する法域の先進国に投資する会社には通常関係しないリスクが伴う。将来的投資家が投資対象ファンドへの投資が適当な投資であるか否かを判断する際には以下の要因を検討するべきである。

投資対象ファンドのリスク

運用実績が限定的であること

投資対象ファンドの運用実績は短い。

また投資対象ファンドの投資運用会社の過去のパフォーマンスが投資対象ファンドの将来のパフォーマンスを示しているとは限らない。

投資顧問会社への依存

投資対象ファンドが成功するか否かは投資対象ファンドの投資目的を達成するリスク管理戦略を策定し、実行する投資対象ファンドの投資運用会社および投資対象ファンドの投資プログラムに関して助言を行なう投資対象ファンドの投資顧問会社の能力にかかっている。投資対象ファンドの投資運用会社が投資対象ファンドの運営に参加できなくなった場合、または投資対象ファンドの投資顧問会社が投資プログラムに関して助言を行なうことができない場合、または両社がキーパーソンの一部もしくは全員を失った場合、投資対象ファンドに及ぼす影響は深刻で、結果的に投資対象ファンドが早期に清算することがある。

投資対象ファンドの投資運用会社と関連会社のその他の顧客

投資対象ファンドの投資運用会社は、所定の投資目的と投資戦略に従って当該投資運用会社が運用し、または助言を行なうアカウントおよびその他の合同投資ファンドに代わって投資を行なう。当該投資運用会社とその関連会社(投資対象ファンドの投資顧問会社を含む。)はこれらのアカウントおよび合同投資ファンドに配分するために同じ有価証券を購入することがある。こうした配分は原則として利用可能な現金、個々の投資戦略および注文の規模を考慮した上で行なわれる。合同投資ファンド(投資対象ファンドを含む。)に対する配分は原則として利用可能な資金を基準とするが、投資対象ファンドの投資運用会社が別の配分方法が公平であると判断した場合はこの限りではない。ロシアの有価証券はその他の市場の有価証券と比べて流動性がないことがある。流動性のない有価証券は投資対象ファンドの投資運用会社が公平かつ公正と判断する方法で配分する。投資対象ファンドの投資運用会社は本項に定める原則が概ね公平であると判断するが、あらゆる場合に公平であるとは限らない。その結果として、投資対象ファンドは投資対象ファンドの投資運用会社が運用し、または助言を行なうその他のアカウントまたは合同投資ファンドがなければ得られたと思われる投資機会よりも少ない投資機会しか得られないかも知れない。ただし、投資対象ファンドの投資運用会社の方針として、特定のアカウントまたは合同投資ファンドを厚遇することはない。

配当

投資対象ファンドの投資証券に関して支払われる分配の水準は保証されておらず、変動する場合がある。

受益者は投資対象ファンドの目的は投資元本の増大を達成することにある点に注意すべきである。したがって、投資対象ファンドの投資プログラムから生じたすべての収益および値上がり益は再投資される予定である。投資対象ファンドの取締役会は適当と判断する場合、配当を宣言する裁量権を有するが、投資対象ファンドの受益者は分配の宣言を当然視するべきではない。

投資対象ファンドの受益者の投資リスク

投資対象の取得可能性

投資対象ファンドの投資活動の成否は、投資機会を見つけ、金融市場に影響を及ぼすニュースと出来事の意味を把握する投資対象ファンドの投資運用会社の能力にかかっている。投資対象ファンドが追求する投資戦略を策定し、実施する際には大きな不確実性が伴う。投資対象ファンドの投資運用会社が投資対象ファンドの資産を利用できる適切な投資機会を見つけ、投資対象ファンドが追求する投資戦略がうまく実施できるという保証はない。

投資目的

投資対象ファンドの投資目的を達成できるという保証はない。投資対象ファンドがターゲットとする投資市場が大きく、長期にわたって変化した場合、または変動性が高まった場合、投資目的を達成する投資対象ファンドの能力は悪影響を受ける。

投資対象ファンドの一部の戦略はロシアで設立され、または主たる業務を営む企業の持分を取得することである。こうした買収戦略には一定のリスクが伴う。これらのリスクには、企業に関する過去または将来の負債が確認できないこと、十分な情報に基づく投資判断を下すために企業の活動に関する正確な情報が迅速に入手できないことなどがある。投資対象ファンドへの投資を考えている投資家は投資対象ファンドへの投資を本質的に長期的投資と考えるべきである。

投資対象ファンドの投資対象が低迷し、または破綻した場合、受益証券の価格に悪影響が及ぶ。

レバレッジ

投資対象ファンドは調達した資金に加えて、定款に基づいて資金を借り入れる権限を有する(それぞれのガイドラインに従って投資対象を取得し、サービス提供者に支払う資金をまかなうための借入を含む)。こうした借入は投資対象ファンドの資産の一部または全部を担保とすることができる。

レバレッジを利用することによって、基礎となる投資ポートフォリオのデフォルトまたはその他の損失が発生した場合は投資対象ファンドが被る悪影響が拡大する。投資対象ファンドの投資ポートフォリオの原資産にデフォルトが発生した場合、投資対象ファンドが被る損失の規模は投資対象ファンドの各投資対象に内在するレバレッジに比例して拡大し、デフォルトの数が比較的少なくても投資対象ファンドのリターン、ひいては投資対象ファンドの受益者のリターンに大きな悪影響が出る恐れがある。

不調に終わった取引の費用

投資対象ファンドが不調に終わった取引に起因して、株式公開、取引書類、法務、会計および環境面のデュー・デリジェンス調査などを含めた法的費用、金融費用および顧問費用を負担するリスクがある。

ポートフォリオ会社の投資リスク

所有

投資対象ファンドが投資を行なったポートフォリオ会社の経営陣が株主に不利な価格で企業資産を処分する可能性がある。過去にも既存の株主に何の情報もなしに新株発行が行なわれたことがあり、再び行なわれる可能性がある。

少数株主の権利

ロシアでは少数株主の立場を強化する新しい会社法が採択されたが、少数株主が公平に処遇されるという保証はない。ロシア市場では他社との合併などを含めた企業のリストラが活発化することが予想されており、その結果としてこれまでの少数株主にとっては不利な条件になるかも知れない。

資産統合の不利な条件

ロシアの企業は、総合的な評価手法を利用して各種資産の統合条件を決定するために専門家の顧問を雇用するケースが多い。また、業界が現在経験している経営環境の大きな変化が今後も数年間続くことを考えれば、様々な事業の相対的価値を判断することは困難である。更に、経営陣と戦略的株主が大株主であることが多く、少数株主とは目的が異なる可能性がある。

経営

ロシアの経営陣は新たな競争環境で会社を経営するために必要な能力が備わっていない可能性がある。必要不可欠な財務、生産および販売に関する専門知識が欠けている可能性がある。経営陣が企業の実際の状態を偽っている恐れもある。

流動性の欠如

ロシアの証券市場は規模が限られるため、特に投資環境が悪化した時などは流動性不足に陥ることがある。投資対象ファンドなどの投資家はポジションを処分したいのに、処分することができないか、または極めて不利な価格でしか処分できない可能性がある。例えば、投資対象ファンドが受け取った分配金では諸費用をまかなえない場合、投資対象ファンドは不利な価格で投資対象を処分せざるを得なくなる。

透明性の欠如

一部の株式は透明性に欠けるため、これらの株式の売買価格は透明性の高い市場で得られる価格よりも低くなると思われる。

報告基準

ロシアの会計、監査および財務報告基準は多くの西側諸国に比べて厳格でなく、一貫して適用されない場合が多い。ロシア企業に投資する投資家は西側の企業に投資する投資家と比較して利用できる情報が少ないほか、過去の情報が必ずしも同等で、関連性があるとは限らない。時価総額基準によるロシアの大企業の多くは国際会計基準または米国で一般に認められた会計原則(US GAAP)を使用して業績を報告しており、企業の決算を理解し、解釈する点で投資家には利点となる。しかし、たとえ国際会計基準またはUS GAAPに従って作成されたとしても、ロシア企業の決算書に記載された項目が、米国、英国またはその他の先進国で一般に認められた会計原則に従って作成されていれば織り込まれていたと思われるような企業の財務成績または財務ポジションを織り込んでいない可能性がある。

資産と負債

多くのロシア企業は未収金が多額であり、企業にとってはリスクとなる。一部の企業は未収金が高水準に達しており、納入業者を失うリスクが高まっている。金融債務や税金の滞納を抱え、利払いができずに、破産のリスクが増大している企業もある。固定資産も状態が悪く、多額の設備投資が必要になる可能性がある。

破産

ロシアには破産法があるため、投資対象ファンドが投資した企業の財務問題が深刻化した場合、破産を宣言することがある。

環境リスク

ロシアには環境規制がないため、大気、土壌および水源の汚染が拡大している。環境賠償責任の法的枠組みも事業者が汚染除去費用を負担する範囲も定められていない。したがって、投資対象ファンドが投資を検討している時には事業者の汚染関連賠償責任を確定できない可能性がある。投資対象が大きな環境賠償責任を負った場合、投資対象ファンドの価値が棄損される恐れがある。

保管、登録および決済

株式の紛失、決済の遅延などの証券取引の処理に起因する重大な問題が発生し、投資対象ファンドが多額の損失を被らないという保証はない。ロシアの有価証券は振替方式で登録されており、実際問題として株券が証拠とはならない。

投資対象ファンドのロシアの投資対象は投資対象ファンドのために、各投資対象ファンドの保管会社(以下「ロシアの保管会社」という。)が直接分別して保有するか、またはロシアの保管会社の副保管人、名義人、代理人もしくは受任者を通じて保管する。その場合、投資対象ファンドの資産は顧客(投資対象ファンドを含む。)の勘定でロシアの保管会社(またはロシアの保管会社の名義人)の名義で保有する。それが不可能である場合、ロシアの保管会社は投資対象ファンドのロシアの資産を安全に保管するために相当の努力を尽くすものとする。投資対象ファンドはロシアの証券法等の法律に定める様々な規定を遵守する義務を負う。特に各種の許認可および届け出を行なう必要がある。投資対象ファンドは取引を行なう相手、適当な場合はその代理人に対して投資に関連してロシアの証券法等の関係するすべての法律を遵守している旨の確認を求める予定である。ただし、投資対象ファンドへの投資を考えている投資家は、取引相手の業務体制および業務慣行全体を確認することは不可能であることを認識しておくべきである。したがって、取引相手がロシアの証券法等の法律に違反した場合、投資対象ファンドおよび投資対象ファンドが投資した証券に悪影響が及ぶリスクがある。

ロシアの証券市場の名義人規制は十分に発達しておらず、実際問題として証券市場の規制当局、ロシアの発行体登記所、ロシアの税務当局が名義人をどのように考えているかについて統一的な理解がない模様である。1995年7月の「登録証券保有者名簿の整理保存に関する暫定規定」に名義人保有者の登録に関する規定が設けられたが、実際にはロシアの発行体登記所は配当の支払いおよびその他の株主の基本的権利の両方の点で名義人保有者の取扱いが不透明である。更に、ロシア市場の規制当局も名義人制度をどのように見ているかははっきりしない。為替管理の点からは、ロシアの名義人を媒介とする海外の本人間で取引が行なわれる場合、たとえ海外で決済が行なわれても、ロシア中央銀行が特別な認可の取得を義務づけるリスクがある。投資対象ファンドは取引相手に対して、それぞれの業務体制で支払いを適法に処理するためにロシア中央銀行から必要なすべての認可を取得している旨の確認を求める予定である。また、規制機関、政府命令および発行体が課す所有権および議決権に関する制限に関連して、外国人の投資制限がある。多くの投資家が同じ名義人会社を利用する場合、名義人は各投資家の名義人ではなく、一人の投資家と見なされるため、投資家は各自に適用される限度額まで投資することができない可能性がある。ロシアの証券法は名義人株主の地位を大きく変更していない模様であるが、現行法の解釈または将来の立法によって名義人株主の地位が変更されないという保証はない。

投資対象ファンドへの投資を考えている投資家は、ロシアにおける証券の決済および安全な保管には、先進国における決済取引および保管サービスには通常関係しないリスクと問題が伴うことを認識しておくべきである。かかる問題には下記を含む。

- ()証券市場と市場の参加者に対する政府の監督と規制が不十分であること。
- ()決済制度が不十分であるか、または存在しないこと。
- ()政府が外国人の所有制限を課していること。
- ()株式の所有記録が入手しにくいこと。

投資対象ファンドおよびロシアの保管会社は、現地のコルレス銀行および取引相手のリスクがないとは保証できない。また投資対象ファンド、ロシアの保管会社または投資対象ファンドの投資運用会社が指名した取引相手に職務の履行等に起因する債務を弁済するための十分な資金がない可能性がある。

証券市場の法的枠組み

ロシアの証券市場に適用される法的枠組みは西側ほど発達していないと考えられる（例えば、現在、ロシアにインサード取引に関する法律はない）。この結果、投資環境は不透明、かつ不確実で、安全でないことになる。

更に、ロシアの現在の規制が変わった場合でも、投資対象ファンドが利用可能な投資機会の数が制限され、将来の投資利回りが低下するリスクがある。

投資対象ファンドの事業に悪影響が及ぶ法規制の変化によって投資対象ファンドが悪影響を受ける可能性がある。投資会社の規制が変われば投資対象ファンドの投資対象の評価額や投資戦略を巧く遂行する投資対象ファンドの能力に悪影響が及ぶ可能性がある。

政治リスク

再国有化 / 所有権のリスク

ロシア政府とプーチン前大統領は、ロシアに資本を呼び込むためには所有権の保全と安全性が重要であると述べている。しかし、再国有化および民営化の揺り戻しのリスクが残る。また投資対象ファンドが投資した企業の資産に関して当事者間で紛争が発生するリスクもある。

政治的混乱、ロシア連邦の崩壊、国際紛争、クーデター

投資対象ファンドの投資運用会社はプーチン前政権とプーチン前大統領は連邦を強化し、ロシアの各地域の中央支配を強めるために尽力したとの見解である。投資対象ファンドの投資運用会社は、チェチェン共和国を除いて、ロシアのいずれかの地域がロシア連邦からの離脱を求める大きな声はないと考えている。チェチェンの場合は原理主義者 / 独立運動家がロシア連邦の軍隊を相手にゲリラ戦を繰り広げ、地域紛争となっている。ロシアが常に紛争を封じ込めることはできず、周辺地域で事件が発生している。

法制度

ロシアの法制度は改革の最中にあり、市場経済に合うように多くの法律が改正されている。しかし、新しい法律でも十分に対処されない多くの問題が残るほか、多くの抵触する法律も存在する。

立法者が常に法律のテーマを切り分けることができるとは限らないため、複数の法律が同じ問題を扱っていることがある。更に、現在、法律が存在する場合でも、裁判所、警察および検察が市場経済に係わる法律問題について判断を下し、履行を強制した経験がほとんどないため、訴訟手続には不透明さが伴い、遅延する場合もある。したがって、投資対象ファンドの投資運用会社はロシアの法的枠組みや司法行政は改善しつつあると考えているが、投資対象ファンドにとっては依然として不透明であり、投資対象ファンドの投資に損失が発生する可能性がある。

経済リスク

インフレ

高インフレ率のインフレが再燃すれば相対的価格は著しく歪み、仕入れ価格と歩調を合わせた価格を付けられない企業は悪影響を被る。近年、インフレは徐々に鎮静化する傾向であるが、投資家はインフレが再燃するリスクを認識しておくべきである。特にロシアの高水準の経常黒字とルーブルの上昇を抑えるロシア中央銀行の方針により、インフレ率が予想よりも高くなる可能性がある。

政府の活動 / 政治問題

2000年3月に大統領に就任以来、プーチン前大統領およびプーチン前政権と議会は立法などの様々な分野で高レベルの協力を行なったと投資対象ファンドの投資運用会社は考えている。これによって新たに重要な改革法が採択され、制定された。しかし、来るべき選挙に先んじて政治問題が発生し、改革が減速し、政府主導が逆効果を招く可能性も排除できない。

価格の歪み

ロシアの物価は世界の市場価格と大きく異なっている場合が多い。これは一部の企業には有利だが、その他の企業にとっては不利となる。現在の状況が変化すれば、ロシアの投資対象の評価額も大きく変わる可能性がある。これはとりわけエネルギー分野にあてはまることである。

通貨

ルーブルの実質価値はここ数年間、比較的安定していたが、いつ変動が始まるか分らない。ルーブルはここ数年、米ドルに対して上昇しているが、米ドルやその他の主要通貨に対して下落する可能性も排除できない。ヘッジ市場がないため、通貨の変動は海外の納入業者または顧客を抱えるロシア企業の利益およびロシアの投資対象のドル建て価格に大きな影響を及ぼす。

投資対象ファンドの資本金は米ドルで表示されている。しかし、投資対象ファンドの資産は米ドル以外の通貨建ての有価証券に投資される場合が多く、投資対象ファンドが受け取る収益は投資先の現地通貨で表示されている。したがって、為替レートの変動は投資対象ファンドのポートフォリオおよび投資対象の含み益または含み損の評価額に影響を及ぼす。

発達した金融インフラの欠如

1998年8月のロシア政府による内国債の債務不履行によって、ルーブルの価値が大幅に下落し、ロシアの大手銀行と企業が数多く倒産した。それ以降、金融システムが機能するようになったものの、まだ構造改革の必要があり、将来金融危機が起こる明確なリスクがある。金融セクターの現状から、ロシア国内での資金移動やロシアからの送金が著しく遅れることがあるほか、ルーブルを外国通貨に換算したり、外国通貨をルーブルに換算する際にも支払いの遅れが発生する可能性がある。

規則

ロシアは世界貿易機構(WTO)への加入を目標としていることを明白に表明している。ロシアが加入すればロシアの法制度をWTOの基準に則したものに作り変えることを義務づけられる。近年の貿易等の事業活動の自由化は今後も続く可能性が高いと投資対象ファンドの投資運用会社は判断するが、こうしたプロセスの揺り戻しが起きる可能性も排除できない。いずれのシナリオでも、輸出入に携わる企業は競争力と利益率が激変するのを目の当たりにし、国内市場で売り込みを行なう企業も影響を被る可能性がある。

競合が少ないこと

ロシア経済は旧ソビエト連邦の産業構造を有することを特徴とする。特定の商品に関して国内に1社または一握りの生産者しかいないことがあり、このような独占によって生産された部品に依存する企業は一定の弱点がある。かかる依存に内在する主なリスクは2つある。ひとつは商品の重要部品が生産を終了した場合、その他の企業の生産に重大な影響を及ぼすこと、もうひとつは独占的な価格設定のために企業は利ざやを失うことである。こうしたリスクは投資対象の価値に影響を及ぼす。

税務リスク

ロシアの税制

ロシアの租税法規および裁判所の慣行は頻繁に変わっており、解釈は変更され、履行強制は一貫性がなく、恣意的である。例えば、一定の状況下において、税額控除に基づく納税申告の3年間の法定の時効が大幅に延長されることがある。ロシア連邦憲法に基づいて、新たな租税を導入し、納税者の立場を悪化させる法律を遡及的に適用することはできないはずだが、こうした法律が導入され、遡及的に適用された複数の事例がある。

ロシア政府は近年、目標に従って納税者の全体的な税負担を軽減する措置を講じているが、ロシアの徴税システムは極めて非効率的であり、継続的に予算をまかなう必要性から、ロシア連邦が将来、恣意的または一方的に租税や罰金を課す可能性が高まっており、投資対象ファンドの事業環境、財務状況、経営成績または事業見通しに重大な悪影響が及ぶ恐れがある。また主要産業に国家が大きく介入するためのツールとして租税が利用されたこともある。

ロシアの納税者に課された通常の税負担に加えて、既述した状況によって税金対策や事業の決定を下すことが難しくなる。こうした状況に起因する不透明さにより、たとえ遵守に最善の努力を尽くしても投資対象ファンドに多額の罰金が課され、厳しい履行強制措置が適用される可能性があり、税負担が予想以上に増大し、投資対象ファンドの事業環境、財務状況、経営成績および事業見通しに重大な悪影響が及ぶ恐れがある。

ロシア連邦では1999年1月1日から譲渡価格に関する法律が施行され、税務当局は譲渡価格を調整し、すべての「管理」取引に関して追徴税を負わせることができるようになった(ただし、取引価格と市場価格が20パーセント以上異なることを条件とする)。「管理」取引には、大きな価格変動(すなわち、取引の価格が同様の取引の価格と比べて、短期間に20パーセント以上変動した場合)があった関係者との取引、バーター取引、外国貿易取引および非関係者との取引を含む。譲渡価格の調整は有価証券や派生商品の取引にも適用される。しかし、上記のルールをどのように適用するかについて正式な指針はない(ただし、一部の裁判所の判例が利用可能である)。またロシア連邦財務省は譲渡価格に関する法律の大幅な改正案を策定した。かかる改正は、2010年1月より施行されると思われる。改正案が採択された場合、譲渡価格に関するルールの厳格化が予想される。税務当局が譲渡価格の調整により多額の追徴税を課す場合、投資対象ファンドの事業環境、財務状況、経営成績および事業見通しに重大な悪影響が及ぶ恐れがある。

ロシアの租税法はより精巧なものとなることが予想され、歳入を確保するための追加的措置が導入される可能性がある。どのように運営されるかは不明確だが、こうした措置が導入された場合、投資対象ファンドの全体的な租税効率に影響し、結果的に多額の追徴税を納めることになるかも知れない。投資運用会社は効果的な税金対策によって、こうしたリスクを軽減するように引き続き努力するが、投資対象ファンドはその存続期間中に税負担が増大しないことは保証できない。追加的な税負担は投資対象ファンドの決算に重大な悪影響を及ぼす恐れがある。

英国の税制

投資対象ファンドの取締役会は、投資対象ファンドおよび投資対象ファンドのキプロスの子会社をそれぞれ英国の税務上、英国の居住者とならないように運営し、管理する計画である。投資対象ファンドの取締役会および投資運用会社はそれぞれの支配が及ぶ限り、2003年英国財政法第26条に定める基準を満たすように投資対象ファンドおよび投資対象ファンドの投資運用会社の業務を営む所存である。ただし、投資対象ファンドおよび投資対象ファンドのキプロスの子会社がそれぞれ英国の税務上、英国の居住者と見なされないこと、または2003年英国財政法第26条に定める基準を満たしたと見なされることは保証できない。その結果、投資対象ファンドに不利な税効果が及ぶ可能性がある。

課税リスク全般

投資対象ファンドの税務上の地位が変化し、またはガーンジー島、英国、米国、キプロス、ロシア等の租税法が改正された場合、投資対象ファンドの投資対象の価値および投資目的を達成する投資対象ファンドの能力に影響し、受益者の税引き後利回りが変わる可能性がある。受益者に対する課税に関する本書の記述は現時点の租税法と税務慣行に基づいており、これらは変更される場合があり、投資目的を達成する投資対象ファンドの能力に悪影響が及ぶ恐れがある。

将来的投資家に対して各自の税務状況と投資対象ファンドに投資する税効果について税務顧問と相談することを勧める。

その他のリスク

犯罪、マフィア

国有財産が新しい所有者に譲渡された1991年から1993年を中心とする動乱時に、ロシア・マフィアの構成員は、株式であろうと、貴重な原材料の備蓄であろうと、国の富を奪い取る好機であるにとらえた。状況次第ではこれらの財産を取得するためには手段を選ばなかったが、こうした資産ゲームも、今では「悪徳資本家」の多くが暴力に訴えることに魅力を失い、社会に認められ、身の安全を図るように努めていることを一因として下火になった模様である。

不正

企業の価値は、市場価格以下で商品を販売して、個人的報酬を受け取る経営陣の不正行為の悪影響を受ける。こうした問題は、大株主の影響と、経営陣が企業に出資している場合が多く、経営陣の不正行為を働くインセンティブがないことで多少緩和されることがある。

その他のCIS諸国

投資対象ファンドは投資目的と投資制限に従ってその他のCIS諸国に投資することができる。各国の市場規模に応じて、大半の投資先はロシアに次いでCISで最大の株式市場を有するウクライナとカザフスタンとなると思われる。ソビエト連邦の崩壊によって生まれたこれらの国々はロシアと酷似したリスクがあり、経済発展は(バルト海諸国を除き)ロシアよりも遅れており、市場が未発達であることによる大きなリスクが伴い、1990年代初頭から21世紀にかけてのロシアと似たリスク構造を有する。

(2) リスクに対する管理体制

相対的なリスクのモニタリング

相対的なリスクのモニタリングが毎月、サブ・ファンドの投資運用会社の投資委員会により、戦略的アセット・アロケーションに対してポートフォリオの銘柄を比較することで実施される。顧客の資産を保全するためには、市況によってはこの分析結果からの逸脱が大きくなる可能性がある。さらに、リスクのモニタリングは、同一の投資カテゴリーのインデックスに対する投資先銘柄のパフォーマンスや同一グループに属するファンドに対するサブ・ファンドのパフォーマンスをチェックすることによって実施される。

リスク管理、投資運用の査定および法務管理

サブ・ファンドの投資運用会社の投資委員会は毎月、ポートフォリオのリスク要因を討論し、サブ・ファンドが過剰なリスク(アセット・クラス、投資テーマ、セクターおよび戦略に対する過度な集中や、選択されたファンド間の過度な相関関係)にさらされていないかを検討するためにポートフォリオ検討委員会を開催する。

ミドル・オフィスの投資オペレーションは、ロスチャイルド・ヨーロッパの経営陣が承認した、指示の処理に当たっての主な運用リスクを斟酌した手続きにより管理されている(4-eyes原則)。さらに、投資哲学、投資方針およびサブ・ファンドの投資運用に関する目論見書の他の関連事項に関しては、ロスチャイルド・ヨーロッパおよびサブ・ファンドの管理事務代行会社であるニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイにより常にモニタリングされ、コントロールされている。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、申込価格の3%(税抜)を上限とする申込手数料を課することができる。

日本国内における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたって申込手数料が、以下のとおり課せられる。

申込口数	申込手数料
1万口未満	3.1500%(税抜3.00%)
1万口以上5万口未満	1.5750%(税抜1.50%)
5万口以上10万口未満	0.7875%(税抜0.75%)
10万口以上	0.5250%(税抜0.50%)

(注) 管理会社および販売会社が契約により申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

申込手数料は、販売会社宛またはその指示により支払われる。

(2) 【買戻し手数料】

海外における買戻手数料

買戻手数料は課せられない。

日本国内における買戻手数料

買戻手数料は課せられない。

(3) 【管理報酬等】

受託会社の報酬

受託会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.015%の受託報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上、計算され、四半期毎に後払いで支払われ、下限は年15,000米ドル、上限は年30,000米ドルとする。

上記の報酬は、年次ベースで検証される。受託会社が追加の業務、訴訟またはその他の特別な事項について考慮または従事することを要求される場合、追加報酬は、その時点での管理会社との追加交渉に従う。契約が締結されていない場合には、追加の報酬は、当該時点における時間ベースで受託会社より請求される。

受託会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに関して受託会社が負担したすべての合理的な立替費用の返済を受ける。

平成20年12月31日に終了した会計年度中の受託会社の報酬は、1,924,550円であった。

管理会社の報酬

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産価額に対して年率0.01%の管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに関して管理会社が負担したすべての合理的な立替費用の返済を受ける。

平成20年12月31日に終了した会計年度中の管理会社の報酬は、1,282,336円であった。

投資運用会社の報酬

投資運用会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産価額に対して年率0.40%の投資運用報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

投資運用会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに関して投資運用会社が負担したすべての合理的な立替費用の返済を受ける。

平成20年12月31日に終了した会計年度中の投資運用会社の報酬は、51,322,478円であった。

管理事務代行会社の報酬

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産価額に対して年率0.125%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに関して管理事務代行会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

平成20年12月31日に終了した会計年度中の管理事務代行会社の報酬は、16,010,435円であった。

保管会社の報酬

保管会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに関して保管会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

平成20年12月31日に終了した会計年度中の保管会社の報酬は、1,282,986円であった。

販売会社の報酬

販売会社は、日本における受益証券の販売会社として、サブ・ファンドの純資産価額に対して年率0.80%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、販売会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

平成20年12月31日に終了した会計年度中の販売会社の報酬は、102,568,134円であった。

代行協会員報酬

代行協会員は、日本における代行協会員として、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに帰属する純資産価額に対して年率0.20%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、代行協会員に支払われる合理的な立替費用を負担する。

平成20年12月31日に終了した会計年度中の代行協会員の報酬は、25,648,263円であった。

(4) 【その他の手数料等】

設立費用

ファンドおよびサブ・ファンドの設立費用(「設立費用」)は、合計4,500万円計上された。かかる費用は、受託会社が別の方法を採用することを決定しない限り、ファンドおよびサブ・ファンドの最初の5会計年度以内に償却され、追加のサブ・ファンドの設立費用は当該サブ・ファンドが負担する。

かかる設立費用には、届出書、目論見書および説明書を含む文書およびファンドに関するその他の文書を作成し、ファンドまたはサブ・ファンドの受益証券の募集について管轄権を有する関係当局(証券業協会を含む。)に提出しまたは印刷する費用を含むが、これらに限られない。

仲介手数料

有価証券の売買に関連する仲介料および手数料は関係する信託財産から支弁する。

その他の運営費用

受託会社、管理会社、投資運用会社、保管会社、管理事務代行会社、代行協会員および販売会社は、自らの費用で、各自のサービスを履行するために必要な事務員、事務スペースおよび事務機器を提供する責任を負う。サブ・ファンドはそれぞれの事業活動に付随するその他すべての費用を負担する。かかる費用には法令遵守の費用、監査人および法律顧問の報酬、保管料、受益証券の実質的所有者を含めた受益者のために必要な言語で年次報告書、半期報告書および上記の当局が定めた関係法規に基づいて必要なその他の報告書または書類を作成し、配布する費用、会計、記帳および純資産価額の計算費用、受益者向け通知を作成し、配布する費用、弁護士および監査人の報酬、上記に類するすべての一般管理費(受益証券の募集または販売に直接関係する費用を含む。)、借入金および融資残高の利息およびコミットメント・ライン手数料、所得税、源泉徴収税等の租税、受益者および投資を行おうとする者との通信費用などを含む。サブ・ファンドは、その他の投資会社への投資に関連する申込手数料および買戻手数料ならびに組入証券の取引に関連する仲介手数料を支払う義務を負う場合がある。

平成20年12月31日に終了した会計年度中のその他の費用および手数料等は、17,544,401円であった。

(5) 【課税上の取扱い】

投資家は、各自が国籍、住所または本籍を有する国の法律に基づく受益証券の購入、保有、売却または買戻しに関する税務上、為替管理上またはその他の効果に関して、各自の専門家の顧問と相談すべきである。様々な法域で受益者に適用される法律の数に照らして、本書に受益証券の購入、保有または処分に関する各地域の税効果のまとめはない。

投資の場合と同様に、受益証券に投資した時点の税務上の地位または予定する税務上の地位が永久に続くという保証はない。後記(A)および(B)は日本およびケイマン諸島で現在施行中の法律および慣行に基づいており、変更される場合がある。

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- (2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、源泉分離課税となり、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する。この場合支払調書は提出されない。
- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)に係る配当課税の対象とされ、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが(申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。)、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。)および上場株式等の配当所得(受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。)との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

(B) ケイマン諸島

現行法に基づいて、ケイマン諸島政府は受託会社または受益者に対して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を賦課しない。またケイマン諸島が当事者となっている二重課税防止条約はない。

受託会社は、ケイマン諸島信託法(2007年改正)第81条に従って、ファンドに関連しケイマン諸島総督より保証書を受領した。かかる保証書には、保証書の日付から向こう50年間にケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに租税を課す法律および相続税的な性格を有する租税を課す法律はファンドを構成する資産もしくはファンドに帰因する所得、またはかかる資産もしくは所得に関連してファンドの受益者には適用されないことが明記されている。

受託会社はケイマン諸島では課税されないが、ファンドはファンドの投資に起因する所得または利得に関してその他の国で源泉徴収される租税を支払う責任を負う可能性がある。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(平成21年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
外国投資信託	ケイマン諸島	4,329,404,743	100.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		(1,504,665)	(0.03)
合計(純資産総額)		4,327,900,078	100.00

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNRPFマスターの投資状況である。

(平成21年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
外国投資信託	ケイマン諸島	3,302,473,208	76.28
	ガーンジー島	874,056,677	20.19
	小計	4,176,529,885	96.47
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		152,874,858	3.53
合計(純資産総額)		4,329,404,743	100.00

(注) 投資比率とは、NRPFマスターの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】(全銘柄)

(平成21年4月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	口数	取得原価(円)		時価(円)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	NRPF Master Ltd	ケイマン 諸島	投資信託	1,558,552.00	9,810.99	15,290,945,409	2,777.84	4,329,404,743	100.03

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNRPFマスターの投資有価証券である。

(平成21年4月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	口数	取得原価(円)		時価(円)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	RUSSIAN PROSPERITY FD A	ケイマン 諸島	投資信託	298,129.806	23,309.60	6,949,287,894	7,210.00	2,149,516,121	49.65
2	PROSPERITY QUEST DVSTF SUB J FD	ケイマン 諸島	投資信託	3,870,366.000	1,044.70	4,043,372,555	297.89	1,152,957,087	26.63
3	PROSPERITY RUSSIA DOMESTIC FD	ガーン ジー島	投資信託	39,055,058.000	116.75	4,559,765,768	20.02	781,974,190	18.06
4	NEW RUSSIAN GENERATION - W I DIS	ガーン ジー島	投資信託	1,047,546.390	525.20	550,166,557	87.90	92,082,487	2.13

(注) 投資比率とは、NRPFマスターの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

【投資不動産物件】

該当事項なし(平成21年4月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(平成21年4月末日現在)。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成20年2月8日(サブ・ファンドの運用開始日)から平成21年4月末日までの期間における各月末および下記会計年度末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額(円)	1口当たり純資産価格(円)
第1会計年度末 (平成20年12月31日)	3,607,206,202	2,222
平成20年2月末日	19,588,703,677	9,797
3月末日	18,613,009,999	9,318
4月末日	18,690,219,322	9,458
5月末日	19,166,296,597	9,766
6月末日	18,673,806,092	9,572
7月末日	17,397,203,593	8,985
8月末日	15,155,607,111	7,930
9月末日	10,588,192,253	6,056
10月末日	6,116,841,423	3,644
11月末日	4,393,203,764	2,658
12月末日	3,607,206,202	2,222
平成21年1月末日	2,975,351,150	1,840
2月末日	3,191,835,988	1,997
3月末日	3,983,775,634	2,519
4月末日	4,327,900,078	2,711

【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

会計年度	収益率(注)
第1会計年度 (平成20年2月8日～平成20年12月31日)	- 77.78%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 上記会計年度末現在の1口当たり純資産価格(当該会計年度中の分配金の合計額を加えた額)

b = 当初発行価格(10,000円)

第2 【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) 受益証券の名義書換

サブ・ファンドの記名式受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイ

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ ロベルトシュトゥンパー通り 9A

日本の受益者については、受益証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(ロ) 受益者集会

受託会社または管理会社は、いつでも受益者集会を招集することができる。受託会社または管理会社は、発行済受益証券の純資産総額の過半数以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を招集しなければならない。受益者集会の少なくとも21日前には受益者に通知が行われる。

すべての受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は信託証書に記載されている。

(ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外がある)ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。)による受益証券の取得も制限することができる。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの追加情報】

1 【ファンドの沿革】

平成4年2月27日 管理会社設立
平成19年12月19日 基本信託証書および補遺信託証書締結
平成20年1月15日 サブ・ファンドの募集開始
平成20年2月8日 サブ・ファンドの運用開始(設定日)
平成20年4月25日 追補信託証書締結

2 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法(2007年改正)(以下「信託法」という。)に基づき設立されている。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2007年改正)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)により規制される。

準拠法の内容

()信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、信託に関する英国判例法のほとんどのを採用している。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管銀行としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を、(限られた一定の場合を除き、)受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

()ミューチュアル・ファンド法

後記「監督官庁の概要」の記載を参照。

()一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)

平成15年11月19日に発効した一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)(以下「ミューチュアル・ファンド規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものである。

ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)が一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許には、CIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして、一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わねばならない。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には、証券の募集に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産価額の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格および買戻価格は、請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

一般投資家向け投資信託は、会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には、ミューチュアル・ファンド規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

また、一般投資家向け投資信託の運営者は、各会計年度が終了してから20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに、一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認する宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

3 【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制される。従って、ファンド(および受託会社)は、ミューチュアル・ファンド法上、ケイマン諸島の関連する当局に申請書および英文目論見書の写し(およびその変更)ならびに監査済年次財務諸表を提出しなければならない。規制された投資信託として、ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAの監督に服し、CIMAは、いつでもファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができる。受託会社は、ファンドに関するすべての記録を、合理的な期間に、CIMAに提出または開示しなければならない。CIMAは、開示された記録の写しを作成し、抄本を備置することができる。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服し、CIMAは、裁判所にファンドの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行についてトラストに助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。)を行使することができる。

ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ信託会社としてケイマン政府の認可を受けている。受託会社は、CIMAの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として認可されている。

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

(1) 海外における販売

受益証券は、取得を希望する受益証券口数を明記した取得申込通知を作成し、管理事務代行会社へ送付することにより取得することができる。取得申込通知の用紙は、管理事務代行会社において入手できる。申込者は、適格投資家であることを証明する義務を負っている。取得申込通知が、管理会社および管理事務代行会社が満足する内容でなされたことを条件として、管理会社は関連する受益証券を発行し、管理事務代行会社は申込者名で受益証券を登録する。

受益証券は、以下に定める取得申込通知の手続に従って、各発行日に、関係する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格(以下「発行価格」という。)で発行し、購入することができる。発行価格は、一時停止決定がない限り、原則として関係する発行日に管理事務代行会社が計算し、公表する。

受益証券は、管理事務代行会社が受け取った取得申込みに関して、各発行日現在で発行される。受益証券の取得を希望する投資家は、当該発行日の前営業日の午後4時(日本時間)までに販売会社へ取得する受益証券の口数を記載した取得申込通知を提出しなければならない。また、販売会社は午後2時(ルクセンブルグ時間)までに取得申込通知を管理事務代行会社に取り次がなければならない。管理事務代行会社が一旦受け取った取得申込通知は、撤回不能である。

各発行日における受益者一人当たりの受益証券の最低取得申込口数は、500口以上1口単位とする。1口未満の受益証券は発行されない。

販売手数料

発行価格の3%(上限)(税抜)に、取得を申し込む受益証券の口数を乗じた金額を限度とする販売手数料が課される場合がある。

申込代金の支払は、投資家が管理事務代行会社と他の通貨による支払を行う取決めをしていない限り、円貨で行われるものとする。その他の自由に交換可能な通貨で行われた支払は、円貨に換算され、換算した金額が(換算費用を差し引いた上で)申込代金の支払に充当される。通貨の換算が遅延したり、投資家にコストが発生したりすることがある。

申込代金(販売会社が留保する販売手数料および税金を除く。)は、関係する発行日後の3営業日以内(3営業日目に決済できない場合は3営業日目の直後の決済可能な日)、または管理会社が随時決定したその他の日に、保管会社が即時に利用可能な資金の形で受け取るものとする。

管理会社は、その独自の裁量により、保管会社が上記の支払を受領しなかった結果として発生した損失(管理会社の重過失または故意の不法行為を起因する損失を除く。)について、サブ・ファンドを補償することを申込人に対して求める権利を留保する。

適格投資家

サブ・ファンドの方針により、()米国に居住する自然人、()米国の法律に基づいて設立されたパートナーシップまたは法人、()遺言執行者または遺産管理人が米国人である遺産、()受託者が米国人である信託、()米国に所在する外国の法主体の代理人または支店、()米国人の利益のためにディーラーまたはその他の被信託人が保有する一任禁止勘定または類似の勘定(遺産または信託を除く。)、()米国で設立され、また(個人の場合は)米国に居住するディーラーまたはその他の被信託人が保有する一任勘定または類似の勘定(遺産または信託を除く。)、および()パートナーシップまたは法人で(A)外国の法域の法律に基づいて設立され、また(B)米国証券法に基づく登録がされていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの(ただし、自然人、遺産または信託以外の適格投資家(米国証券法に基づくルール501(a)の定義に従う。)が設立し、または所有している場合を除く。)(以下「米国人」という。)に受益証券を販売することはできない。

また、ケイマン諸島に居住し、または住所を有する者(ケイマン諸島で設立された免税会社または通常の非居住会社を除く。)(以下「ケイマン人」という。)が受益証券を保有することはできない。

したがって、受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資家に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使するつもりである。

マネー・ロンダリング防止手続および顧客確認手続

マネー・ロンダリングの防止を目的とする規則を遵守するために、管理事務代行会社、販売会社および副販売会社は、投資を検討しているすべての者に対して、身元と資金源(必要な場合)を証明する証拠の提出を求めることができる(ただし、個々のケースに応じてマネー・ロンダリング防止規則に基づく免除が適用されると管理会社または管理事務代行会社が確信した場合を除く。)

また、管理事務代行会社、販売会社および副販売会社は、資金源を証明するために合理的に必要な情報を請求する権利を留保する。受益証券の申込人が身元または資金源の証明のために必要な情報の提出を怠るか、または遅延した場合、管理事務代行会社、販売会社および副販売会社は、申込書および申込代金の受領を拒絶することができ、その場合、管理事務代行会社は、申込代金を(利息を付けることなく、申込人の費用で)申込代金の送金元の口座に銀行振込によって返金するものとする。

ケイマン諸島の居住者が、他の者が犯罪行為を行っているか、またはテロもしくはテロリストの財産に関与している旨を知っているかもしくはその旨の疑義を抱いている場合、またはその旨確信するかもしくは疑義を抱く合理的な根拠を有している場合で、かかる居住者が、その規制された分野の事業の過程においてかかる知識または疑義についての情報に気付いた場合、かかる者は、かかる確信もしくは疑義を、開示がマネー・ロンダリングに関連する場合には、犯罪収益に関する法律(2008年)に基づいてケイマン諸島の財務報告当局に報告し、また、開示がテロもしくはテロリストの財産に関連する場合には、ケイマン諸島の2003年テロリズム法に基づいて巡査以上の位にある警察官に報告することを要求される。かかる報告は、機密保持義務違反またはいずれかの法令その他により課される情報開示の制限への違反として取扱われないものとする。

所有確認書

受益者名簿に記載する口数の受益証券に対する登録保有者の所有権を証する券面は発行されない。ただし、券面の発行を求める受益者の請求に応じて、受益者が費用を負担する場合は、この限りではない。表明、包含、解釈された信託は、受益者名簿には記載されない。上記の規定にかかわらず、管理事務代行会社は、合理的に可能な限り早急に、サブ・ファンドの受益証券の取得申込みまたは買戻しに関する確認書を、ファックスまたは合意したその他の手段で投資家に送付する。

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの受益者名簿を記帳する責任を負い、受益証券のすべての発行、転換および譲渡を記録するものとする。発行されたすべての受益証券は、サブ・ファンドの受益者名簿に登録され、受益者名簿は受益証券の所有に関する決定的証拠となるものとする。受益証券は一人の名前または四名を限度とする共同名で登録することができる。各受益者名簿は、管理事務代行会社の事務所で、通常の営業時間内に受益者が自由に閲覧できるものとする。

受益者は、自らの個人情報に変更があった場合は、速やかに書面で管理事務代行会社に通知しなければならない。

その他

管理事務代行会社は、管理会社と協議した上で、単独の裁量により、理由を述べることなく受益証券の取得申込みの一部または全部を拒絶する権利を留保する。

受益証券の発行は、関係する補遺信託証書に記載する理由で、管理事務代行会社または管理会社の裁量により中止される場合がある。

各受益者は、販売会社または管理事務代行会社(場合による。)に登録された自身の情報に変更(投資家が適格投資家でなくなることを意味する変更を含む。)があった場合、書面で販売会社または管理事務代行会社(場合による。)に通知するとともに、上記の変更に關係して販売会社または管理事務代行会社(場合による。)が合理的に請求した追加書類を、販売会社または管理事務代行会社(場合による。)に提出しなければならない。

譲渡制限

受益者は、管理会社または販売会社から事前に書面で同意(かかる同意は付与または留保されることがある。)を得ることなく、自らが保有する受益証券を譲渡することはできない。すべての受益者は、管理会社または販売会社が単独の裁量で適宜承認した書式の証書によって、保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、その時点で適用ある法域の法律規定、政府等の要求事項もしくは規則または管理会社もしくは販売会社の方針を遵守するために管理会社または販売会社の要求する情報を提出すること、および管理会社または販売会社が事前に書面で譲渡を承認し、管理事務代行会社に通知することを条件とする。さらに、譲受人は、()受益証券を適格投資家に譲渡すること、()譲受人は自己の計算で受益証券を取得すること、および()受託会社が単独の裁量で要求したその他の事項に関して、書面で管理会社または販売会社に表明する義務を負うこととする。

管理会社または販売会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人または譲渡人および譲受人の代理人が署名することを義務づけることができる。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記入されるまでは、譲渡人が依然として受益者であり、譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するとみなされるものとする。

(2) 日本における販売

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報（7）申込期間」に記載される申込期間中の営業日に、同「第一部 証券情報」に従って、受益証券の募集が行われる。その場合、販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、日本における約定日から起算して日本における4営業日目に、申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとする。

日本の投資者は日本における各発行日の前営業日の午後4時(日本時間)まで(半日営業日の場合は午前11時(日本時間)まで、以下同様。)までに取得の申込みをすることができる。

販売会社は、各発行日の午後2時(ルクセンブルグ時間)までに日本の投資者によりなされた取得申込注文を管理会社に取り次ぐものとする。発行日とは、毎週月曜日(月曜日が営業日でない場合は翌営業日)または管理会社が適宜決定したその他の日をいう。発行価格は通常、発行日に算出される。通常、販売会社は発行日の日本における翌営業日に注文の成立を確認することができ、かかる確認した日を日本における約定日という。

受益証券の最低取得申込口数は500口で、申込単位は1口単位である。500口以上の取得申込みを既に行った投資家による申込期間中の追加取得申込みの場合の取得申込単位は、1口以上1口単位である。ただし、管理会社および販売会社が別途合意する場合はそれに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

受益証券の取得申込みにあたって、以下のとおり申込手数料が課される。

申込口数	申込手数料
1万口未満	3.1500%(税抜3.00%)
1万口以上5万口未満	1.5750%(税抜1.50%)
5万口以上10万口未満	0.7875%(税抜0.75%)
10万口以上	0.5250%(税抜0.50%)

ただし、管理会社および販売会社が契約により別途合意する場合はそれに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

投資家は、受益証券の保管を販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払いは、円貨によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、サブ・ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

販売会社は、購入者が過度な取引を行った履歴がある場合、受益証券の取得申込注文を、その単独の判断において拒否する合理的な努力を行うことについて合意している。受益証券の短期取引をすべて防止できる保証はない。

譲渡制限

受益者は、管理会社または販売会社から事前に書面で同意(かかる同意は付与または留保されることがある。)を得ることなく、自らが保有する受益証券を譲渡することはできない。すべての受益者は、管理会社または販売会社が単独の裁量で適宜承認した書式の証書によって、保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、その時点で適用ある法域の法律規定、政府等の要求事項もしくは規則または管理会社もしくは販売会社の方針を遵守するために管理会社または販売会社の要求する情報を提出すること、および管理会社または販売会社が事前に書面で譲渡を承認し、管理事務代行会社に通知することを条件とする。さらに、譲受人は、()受益証券を適格投資家に譲渡すること、()譲受人は自己の計算で受益証券を取得すること、および()受託会社が単独の裁量で要求したその他の事項に関して、書面で管理会社または販売会社に表明する義務を負うこととする。

管理会社または販売会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人または譲渡人および譲受人の代理人が署名することを義務づけることができる。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記入されるまでは、譲渡人が依然として受益者であり、譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するとみなされるものとする。

2 【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

「買戻日」とは、毎週月曜日(月曜日が営業日でない場合は翌営業日)または管理会社が適宜決定したその他の日をいう。

受益証券は、買戻請求通知の手続に従って、いずれかの買戻日に、かかる買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格(以下「買戻価格」という。)で買い戻すことができる。

買戻価格は、一時停止決定されない限り、管理事務代行会社により、買戻日に計算・公表される。

受益証券の買戻しは、管理事務代行会社が受領した買戻請求通知に関して各買戻日現在で行うことができる。買戻請求通知は、買い戻す受益証券の口数を明記した上で、当該買戻日の8営業日前の営業日の午後2時(ルクセンブルグ時間)までに管理事務代行会社に提出しなければならない。管理事務代行会社が一旦受け取った買戻請求通知は、撤回不能である。

買戻日におけるサブ・ファンドの受益者一人当たりの受益証券の最小買戻口数は、1口以上1口単位とする。
買戻しの制限

いずれかの買戻日におけるサブ・ファンドに関する買戻請求通知の合計が、(サブ・ファンドの資産に適用される買戻制限などの要素を考慮した上で)サブ・ファンドの発行済受益証券の10%を超える場合(または管理会社が単独の裁量により決定した割合または金額を超え、本書に定める投資目的および投資制限に基づく信託財産の運用を著しく損なうと思われる場合)、管理会社は、()管理会社が当該買戻通知に関する買戻代金の支払要件を充足するために十分な資産を換金するまで、当該買戻日を延期するか、もしくはサブ・ファンドの純資産価格の計算を延期し、または()買い戻す受益証券をサブ・ファンドの発行済受益証券の10%(または管理会社が決定したサブ・ファンドの発行済受益証券に対するその他の割合または金額)に制限することを決定することができ、受益者の請求は一定の割合で縮減され、残りはその後の買戻日に、その後の買戻日に受け取った買戻通知に優先して買い戻されるものとする。

純資産価額の算定が一時停止決定されている期間中は、受益証券の買戻しは行われない(詳細については「純資産価額の計算の一時停止」の項参照)。

買戻代金の支払

買戻代金は、原則として管理事務代行会社によって、買戻日後3営業日以内(または当該3営業日目の日において関係する基準通貨の決済を行うことができない場合、当該3営業日目の日以降で決済を行うことができる最初の日)に、関係する受益者が管理事務代行会社に与えた指示に従って、受益者のリスクと費用において、直接振込によって円建で支払われるものとする。買戻代金に分配前の利息は付されないものとする。

強制的買戻し

受託会社または管理会社は、以下をはじめとする理由により、1営業日前から5営業日前までの間にサブ・ファンドの受益者に書面による通知をすることにより、それまでに買戻しが行われていないサブ・ファンドの受益証券の一部または全部を、特定の日における受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができる。

(a) サブ・ファンドの受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識する理由がある場合。

() いずれかの国または政府機関が定めた法律または条件に違反するため、受益証券を保有する資格がない者(その結果として、サブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負わずに済む納税責任を負い、または被らずに済む金銭的不利益を被る場合を含む。)、

() 適格投資家でない者、または適格投資家でない者の利益のために受益証券を取得した者、または

() サブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負わずに済む納税責任を負い、または法律面、金銭面、規制面もしくは重大な運営面で結果的に不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者。

(b) 受益者が保有する受益証券の口数が、本書に定めるサブ・ファンドに関して必要な最低の口数(もしあれば)に満たない場合。

(c) 受益証券の移転により、受益者が保有または保持するサブ・ファンドの受益証券の口数が、本書に定めるサブ・ファンドに関して必要な最低の口数(もしあれば)に満たなくなった場合。

(d) ある受益者による買戻請求を承諾した場合に、結果的にサブ・ファンドの発行済受益証券の口数またはかかる受益証券の純資産価額合計額が、本書に定める最低数または最低金額(もしあれば)を下回ることになる場合。

(e) 受益者が保有する受益証券に関して支払うべき公租公課が、受託会社が支払いを求める通知を送付してから30日間未払いのままである場合。

(f) 受益者が行いたいいずれかの表明が真正でないか、もしくは真正でなくなった場合または受益者が引き続き受益証券を所有することにより、サブ・ファンドもしくはサブ・ファンドの受益者に不利な税効果が及ぶ過大なりリスクを負う場合。

(g) 受益者が受益証券に関する取得申込代金を支払わない場合。

(h) 受託会社または管理会社が、買戻しを行うことがサブ・ファンドの受益者の利益に適うと合理的に判断する場合。

(i) サブ・ファンドの純資産価額が投資プログラムを遂行するのに不十分である場合。

(j) 受益者が引き続き受益証券を所有することにより、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受益者の利益を損なう可能性がある場合。

(k) ケイマン諸島当局の命令に基づく場合。

上記の代わりに、(a)の場合、受託会社または管理会社は、受益者に対して、保有する受益証券を譲渡するよう命じることができ、受益者はかかる通知を受け取り次第、速やかに受益証券を適格投資家に譲渡して、受託会社または管理会社に譲渡の証拠を提出するものとする。

(2) 日本における買戻し

「買戻日」とは、毎週月曜日(月曜日が営業日でない場合は翌営業日)または管理会社が適宜決定したその他の日をいう。

受益証券は、以下に定める手続に従って、各買戻日に、かかる買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格(以下「買戻価格」という。)で買い戻すことができる。買戻価格は、通常、関係する買戻日に、管理事務代行会社が計算し、公表する。

日本の受益者は、当該買戻日の8営業日前の午後4時(日本時間)まで(半日営業日の場合は午前11時(日本時間)まで)に販売取扱会社に通知を行うことにより、1口以上1口単位による受益証券の買戻しを請求することができる。買戻請求は当該買戻日の午後2時(ルクセンブルグ時間)までに管理事務代行会社に申込まなければならない。

大量の買戻請求があった場合、前記「(1)海外における買戻し」の「買戻しの制限」が適用されることがある。

日本の投資者に対する買戻代金の支払いは、通常、日本における約定日(同日を含む。)から起算して日本における4営業日目に行われる。

買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従って販売取扱会社を通じて行い、円貨により行われるものとする。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

(イ)純資産価額の決定

管理会社は、サブ・ファンドの各評価日の直近の最新市場価格(始値もしくは終値)を用い、サブ・ファンドの受益証券の純資産価額を自ら計算するか、または管理事務代行会社に計算させ、計算日に管理会社および管理事務代行会社の事務所で各受益者に通知するものとする。サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、日本円で計算するものとする。管理会社が異なる決定を下さない限り、受益証券1口当たり純資産価格は、関連するサブ・ファンドの基準通貨で計算するものとする。純資産価額は各サブ・ファンドごとに計算される。各サブ・ファンドの信託財産を形成する資産は、それぞれのサブ・ファンド毎に分別管理され、各サブ・ファンドに帰属する負債は、他のサブ・ファンドの負債と分離されている。

各評価日現在の各サブ・ファンドの純資産価額は、以下の要領で算定するものとする。

1. 最初に、サブ・ファンドの前の評価日が終了した時点の取得申込みおよび買戻しに関する受取勘定および支払勘定を調整してから、サブ・ファンドの当該評価日に関する信託財産の純資産価額の実現または未実現の増減分を配分する(管理会社(または管理会社のために行う管理事務代行会社)の裁量による通貨ヘッジに関する資産または負債を除く。)。
2. 次に、資産または負債の増減分を配分する(通貨ヘッジを含むがこれに限定されるものではない。)。
3. 最後に、サブ・ファンドの評価日の時点で受益者に分配する金額を除外する(もしあれば)。

各サブ・ファンドのすべての受益証券について、受益証券1口当たり純資産価格は同一である。各サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの各評価日現在で以下の要領で算定するものとする。

1. 最初に、サブ・ファンドの純資産価額を、評価日が終了した時点の取得申込分および買戻分を織り込む前の時点のサブ・ファンドの発行済受益証券の総数で除す。
2. 次に、四捨五入して小数点以下2桁の単位まで算出する。ただし、円建の受益証券(もしあれば)はこの限りではなく、四捨五入して一円の単位まで算出するものとする。

管理会社または管理事務代行会社によるサブ・ファンドの純資産価額の算定は、サブ・ファンドの受益者にとって最終かつ確定的であり、故意の不履行、重過失または詐欺がない限り、受託会社または管理事務代行会社に対する請求権は発生しないものとする。また管理会社または管理事務代行会社は、明らかな誤りがない限り、副管理会社またはその他の第三者が提供した評価を信頼することについて、絶対的保護を受けるものとする。受託会社は、いかなる場合も信託財産の資産の評価または管理会社もしくは管理事務代行会社によるいずれかのサブ・ファンドの純資産価額の計算(または計算の誤り)に関して責任を負わないものとする。

純資産価額の計算に際して、管理事務代行会社は、管理会社から別段の指示を受けない限り、以下に定める評価手続を適用するものとする。

- (a) 集合投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、評価日(または当該日現在で計算されない場合は計算が行われたその直前の日)現在の純資産価額で評価する。

- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選んだ証券取引所の最新の市場価格で評価する(詳細は基本信託証書および/または補遺信託証書に記載されている)。
- (c) 証券取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選任した信頼できる情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、原価に経過利息を加えて評価する。
- (f) 評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日に算定した評価を用いる。
- (g) 上記以外のすべての資産および負債は、特定の市場価格がない資産および負債を含めて、管理事務代行会社と協議した上で管理会社がその裁量により誠実に評価する。

上記の規定は、関係する信託財産またはその一部の価値を計算し、発行済みまたは発行済みとみなされる受益証券の口数で除す場合には、以下の規定に服する。

1. 発行することに合意したすべてのサブ・ファンドの受益証券は発行済みとみなすものとし、サブ・ファンドの信託財産は発行することに合意したサブ・ファンドの受益証券に関して受け取る予定の現金またはその他の財物の額を含むとみなすものとする。
2. 買戻請求の結果、受益証券の買戻しおよび消却によってサブ・ファンドの信託財産を減額する予定であるが、減額が完了していない場合、対象となる受益証券は買い戻され、発行されていないものとみなし、またサブ・ファンドの信託財産を評価する際には当該買戻しに基づきサブ・ファンドの信託財産から支払うべき金額だけ信託財産を減額するものとする。
3. 投資対象を購入(もしくは取得)または売却(もしくは処分)することに合意したものの、取得または処分が完了していない場合、かかる投資対象は、取得または処分が正式に完了したものとして、取得の場合は織り込み、処分の場合は除き、取得の場合は総取得価格を織り込み、処分の場合は正味処分価格を除くものとする。
4. 関係する信託財産またはその一部の価値を計算する日までに発生した利益に関する租税に関して、管理会社または管理事務代行会社が支払いまたは還付申請を予定する金額を織り込むものとする。
5. 発生済みで未払いの収益的費用(上記に該当するものを除く。)およびその時点で未払いの借入金合計額を差し引くものとする。
6. サブ・ファンドの設定に関連して発生し、関係する信託財産から支払われる設立費用は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って5年を超えない期間で償却するものとする。

外国通貨で差し引かれるべきだが、差し引かれていない投資対象もしくは現金の価値もしくは金額または当座勘定もしくは預金勘定の金額は、支払い責任を負うプレミアムまたはディスカウントおよび為替費用を考慮し、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が状況に応じて適当と判断するレートで関係する基準通貨に換算するものとする。受託会社、管理事務代行会社および管理会社は、その時点で最も低い市場の売り呼び値または最も高い市場の買い呼び値であると判断した価格がそうでないことが判明した場合でも、一切責任を負わないものとする。

(ロ)純資産価額の計算の一時停止

受託会社または管理会社は、以下の場合、サブ・ファンドに関する受益証券1口当たり純資産価格の算定、受益証券の発行、買戻しを、その単独の裁量により、いかなる理由に基づいても停止することができる。

1. その時点でサブ・ファンドの大部分の直接または間接の投資対象が上場されている証券取引所が通常の週末および休日以外の理由で閉鎖している期間、または取引が制限され、もしくは停止している期間。
2. 緊急事態に相当すると受託会社が判断する事態またはその他の事情が存在する結果として、サブ・ファンドによる投資対象の評価もしくは処分を合理的に実施することができないか、または評価もしくは処分をすれば受益者の利益が大幅に損なわれる期間。
3. サブ・ファンドの直接または間接の投資対象の価額もしくは証券市場の最新価格を算定するために通常使用している通信手段が故障している期間、またはその他の理由でサブ・ファンドが直接または間接に所有する投資対象の価額が合理的に迅速かつ正確に確認できない期間。
4. 投資対象の取得または処分に伴う資金の送金が通常の為替レートで実行することができないと受託会社が管理会社と協議した上で判断する期間。
5. サブ・ファンド、管理会社またはそれらの関連会社、子会社もしくは関係者またはサブ・ファンドのその他のサービス提供者に関連して、受託会社または管理事務代行会社に適用されるマネー・ローンダリング防止規則を遵守するためにそうすることが必要であると受託会社または受託会社の代理人としての管理事務代行会社が判断する期間。

上記の停止が一週間を超えそうな場合、停止から7日以内に関係するサブ・ファンドの受益者全員に書面で通知するとともに、停止が解除され次第、速やかにその旨を通知するものとする。

(2) 【保管】

海外において販売される受益証券については、受益証券の確認書が受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、販売会社の名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

(3) 【信託期間】

サブ・ファンドは、早期に終了しない限り、平成20年2月8日に開始し、平成30年1月31日に終了する予定である。ただし、販売会社と協議の上、管理会社と受託会社が決定した場合、サブ・ファンドの存続期間を延長することができる。

サブ・ファンドは、早期に終了しない場合、純資産総額が10億円または管理会社と受託会社が販売会社と協議の上決定する額のいずれかを下回った場合および管理会社と受託会社が販売会社と協議の上サブ・ファンドを終了すべき旨を決定した場合、終了することができる。

(4) 【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は、各年の12月31日に終了する。

(5) 【その他】

(イ) ファンドまたはサブ・ファンドの終了

サブ・ファンド(または場合によりファンド)は、以下のいずれかの事項が最初に発生した場合に終了する。

- (a) サブ・ファンド(または場合によりファンド)の存続が違法になる場合、または受託会社または管理会社の合理的な見解により非現実的もしくは不適切になる場合、またはサブ・ファンド(または場合によりファンド)を他の法域に移転する場合。
- (b) 全サブ・ファンドの純資産額合計が総額で、10億円または管理会社もしくは受託会社が適宜定めるその他の額を下回り、管理会社と販売会社が、販売会社と協議した上で、ファンドの終了を決定した場合。
- (c) 受益者が、サブ・ファンド決議(または場合により受益者決議)により終了を決定する場合。
- (d) 基本信託証書の締結日に開始し、当該日付の149年後に終了する期間の終了時。
- (e) 受託会社が退任の意思を書面により通知した場合、あるいは受託会社が強制または任意清算を開始した場合に、管理会社が、当該通知の受領後あるいは清算の開始後90日以内に、受託会社の後任として受託会社の事務所を引き継ぐ用意のある他の会社を任命するかまたは任命させることができない場合。
- (f) 管理会社が退任の意思を書面により通知した場合、または管理会社が強制もしくは任意清算を開始した場合に、受託会社が、当該通知の受領後または清算の開始後90日以内に、管理会社の後任として管理会社の事務所を引き継ぐ用意のある他の会社を任命するかまたは任命させることができない場合。
- (g) 受託会社または管理会社が、その絶対的な裁量により終了の決定をする場合。

(ロ) 信託証書の変更

各信託証書に定める条件に従って、受託会社および管理会社は、関係するサブ・ファンドの受益者または受益者に書面の通知をした上で、補遺信託証書によって、管理会社が関係するサブ・ファンドの受益者の最善の利益に適うと判断する範囲および要領で、信託証書に定める規定を変更し、修正し、または追加することができる。

管理会社および受託会社が、()受託会社がかかる修正、変更、削除、追加によっても既存の受益者の利益は大幅に損なわれず、また受益者に対する管理会社または受託会社の責任は免除されないまたは()かかる修正、変更、削除、追加が、会計上、法律上もしくは当局の要求により必要であると判断することを書面で保証しない限り、かかる修正、変更、削除、追加をなすには関係するサブ・ファンドの受益者の受益者決議(信託証書に定義する。)による承認を得ることを要するものとする。修正、変更、削除、追加は、受益者に対して保有する受益証券に関して追加の支払義務を課すものであってはならない。信託証書に定める重要事項を修正する場合は、その旨を公告するか、または受益者に通知しなければならない。

(ハ) 関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

管理事務代行契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

保管契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

投資運用契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

2 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

(イ)ケイマン諸島金融庁(CIMA)への開示

ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となる者とする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載し、また本規則の要求する情報を記載しなければならない。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負っている。

- (a) 弁済期に債務を履行できないであろうこと。
- (b) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- (c) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと思意図していること。

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパースである。ファンドの会計監査は、ルクセンブルグ会計基準に基づいて行われる。

ファンドは、翌年6月30日までは前年12月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

(ロ)受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から6か月以内および半期(毎年6月末日)終了時から3か月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社において、閲覧または入手可能である。

サブ・ファンドの会計年度は、毎年12月31日に終了する。

日本における開示

(イ)監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にサブ・ファンドの信託証書および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、財務省関東財務局または金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)において、これを閲覧することができる。

販売会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(以下「交付目論見書」という。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(以下「請求目論見書」という。)を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局またはEDINETにおいて閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取り扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)に従い、サブ・ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、サブ・ファンドの信託証書を変更しようとするときは、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ)日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合またはファンドもしくはサブ・ファンドが他の信託と併合しようとする場合は、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

3 【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券の名義人として登録されていないなければならない。

従って、販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は、販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。受益証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。受益証券の買戻しおよびサブ・ファンドの終了に関する金額の分配および支払はそれまでにサブ・ファンドのすべての債務を払い終えることに劣後する。

()分配請求権

受益者は、管理会社の決定したサブ・ファンドの分配金を、受益証券の口数に応じて請求する権利を有する。

()買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

() 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有する。

() 受益者集会に関する権利

受益者は、制限された議決権を有する。各補遺信託証書は、投資対象および投資方針やサブ・ファンドのガイドラインに重大な変更を加える場合、サブ・ファンドを償還する場合、信託証書に一定の変更(以下参照)を加える場合などに、サブ・ファンドの受益者の議決を必要とする。サブ・ファンド決議は、(a)サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b)サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の過半数を保有し、議決権を有する者本人もしくは代理人が出席しサブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることによりなされる。

各サブ・ファンドの信託証書はまた、例えば全サブ・ファンドに関してなす受託会社の解任、全サブ・ファンドに関してなす受託会社による管理会社の解任に関する承認、全サブ・ファンドを他の法域への移動、全サブ・ファンドの償却、または全サブ・ファンドの信託証書の変更について、全サブ・ファンドの受益者決議が必要である旨を規定している。(a)全サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b)全サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の過半数を保有し、議決権を有する者本人もしくは代理人が出席し全サブ・ファンドの受益者集会で可決された決議としてのファンドの受益者決議を必要とする。

受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は、信託証書に記載されている。受益証券に付された一切の権利または制限に従い、すべての受益者は、投票において、自身が保有している各受益証券につき、1議決権を有するものとする。ただし、異なるシリーズの受益証券の保有者を含む集会における投票においては、各受益証券に帰属する議決権は、(基準日(ただし、当該基準日が評価日でない場合、基準日の直前の評価日)付で計算される)受益証券1口当たり純資産価格に基づくものとし、受益証券1口につき1議決権ではないものとする。

(2) 【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社またはサブ・ファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および
- () 日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、

弁護士 三 浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

上記(3)()の取引に関連して日本の受益者が提起するすべての訴訟について、その裁判管轄権は、下記の裁判所が有し、日本法が適用されることを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第4 【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの第1会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第127条第5項ただし書の規定適用によるものである。
- b . ファンドの原文の財務書類は、ファンドの本国における独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパースの監査を受けており、監査報告書の原文(英文)を受領している。
- c . ファンドの原文の財務書類は、日本円で表示されている。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

日興カントリー・ファンズ -
日興 ロシア・プロスパリティ・ファンド

純資産計算書

2008年12月31日現在

(日本円で表示)

	注	円
資産		
投資有価証券		
取得原価		16,007,390,000
時価評価額	2.2	3,620,501,335
設立費用	2.3	38,384,587
資産合計		3,658,885,922
負債		
未払設立費用	2.3	26,197,457
未払販売会社報酬	8	11,484,040
未払投資運用報酬	6	5,747,328
未払代行協会員報酬	9	2,871,862
未払管理事務代行報酬	5	1,792,174
未払印刷および広告費		1,559,983
未払専門家報酬		1,524,138
未払受託報酬	3	215,506
未払保管報酬	7	143,662
未払管理報酬	4	143,570
負債合計		51,679,720
純資産合計		3,607,206,202
発行済受益証券口数		1,623,566口
1口当たり純資産価格		2,222

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(2) 【損益計算書】

日興カントリー・ファンズ -
日興 ロシア・プロスパリティ・ファンド
損益計算書および純資産変動計算書

2008年 2 月 8 日(運用開始日)から2008年12月31日までの期間

(日本円で表示)

	注	円
費用		
販売会社報酬	8	102,568,134
投資運用報酬	6	51,322,478
代行協会員報酬	9	25,648,263
管理事務代行報酬	5	16,010,435
設立費用	2.3	6,615,413
印刷および広告費		4,735,967
弁護士報酬		3,630,296
専門家報酬		2,557,725
受託報酬	3	1,924,550
保管報酬	7	1,282,986
管理報酬	4	1,282,336
その他の費用		5,000
費用合計		217,583,583
投資純損失		(217,583,583)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失		(1,441,641,908)
為替差損		(26,302)
当期実現純損失		(1,659,251,793)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券評価損		(12,386,888,665)
運用による純資産の純減少		(14,046,140,458)
資本の変動		
受益証券発行		19,995,000,000
受益証券買戻		(2,341,653,340)
資本の純変動		17,653,346,660
期首現在純資産額		0
期末現在純資産額		3,607,206,202

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興カントリー・ファンズ -
日興 ロシア・プロスパリティ・ファンド
統計情報

未監査

期末現在発行済受益証券口数

発行口数	1,999,500	口
買戻口数	(375,934)	口
2008年12月31日	1,623,566	口

期末現在純資産合計

	円
2008年12月31日	3,607,206,202

1口当たり純資産価格

	円
2008年12月31日	2,222

日興カントリー・ファンズ -
日興 ロシア・プロスパリティ・ファンド
財務書類に対する注記
2008年12月31日現在

注１．活動

日興カントリー・ファンズ - 日興 ロシア・プロスパリティ・ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）は、受託会社と管理会社の間の2007年12月19日付基本信託証書および補遺信託証書に基づいて設定された日興カントリー・ファンズ（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。

投資目的および方針

サブ・ファンドの主たる投資目的は、企業改革ならびに業界内での再編および統合により将来的成長が期待されるロシアおよび他のCIS諸国の企業へ間接的に投資することにより中長期的なリターンを獲得することを目指すことにある。

法律、責任等の理由により、サブ・ファンドの資産は受託会社が（サブ・ファンドの受託会社としての立場で）サブ・ファンドの完全所有子会社として設立したNRPFマスター・リミテッド（以下「当社」または「トレーディング・カンパニー」という。）と称する唯一の取引子会社を通じて投資される。

サブ・ファンドの財務書類は、本書に添付されているサブ・ファンドの完全所有子会社であるトレーディング・カンパニーの財務書類と併せて読まれるべきである。

注２．重要な会計方針

２．１ 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

２．２ 投資有価証券の評価

トレーディング・カンパニーに対する投資は、管理事務代行会社が算出するその純資産価額に基づく公正価額により評価される。

２．３ 設立費用

設立費用は、定額法で5年間にわたり償却される。

２．４ 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は取引日の実勢為替レートにより円貨に換算される。外国通貨に係る未実現および実現損益は、当期の損益計算書および純資産変動計算書に計上される。

注３．受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.015%の受託報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上、計算され、四半期毎に後払いで支払われ、下限は年15,000米ドル、上限は年30,000米ドルとする。

注４．管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注５．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.125%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注６．投資運用報酬

投資運用会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.40%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注７．保管報酬

保管会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注８．販売会社報酬

販売会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに帰属する純資産価額に対して年率0.80%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注９．代行協会員報酬

代行協会員は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに帰属する純資産価額に対して年率0.20%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注１０．税金**１０．１ ケイマン諸島**

ケイマン諸島における現行の税法においては、ファンドはいかなる税も課せられない。そのため、所得税引当額は、計算書に計上されていない。

10.2 その他の国々

サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがあり得る。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自の市民権、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注11. 2008年12月31日現在の投資有価証券の評価

2008年12月31日現在の当社の純資産価額は、目論見書に予め記載された評価方針に従って計算されている。当トレーディング・カンパニーは、管理事務代行会社が算出するその純資産価額に基づく公正価額により評価される。

投資有価証券が2008年12月31日現在の終値により評価された場合は、2008年12月31日現在の投資有価証券の合計は3,481,883,125円となり、当社の純資産総額は3,468,587,992円、1口当たり純資産価格は2,136円となる。

(3) 【投資有価証券明細表等】

日興カントリー・ファンズ - 日興 ロシア・プロスパリティ・ファンド
 投資有価証券明細表
 2008年12月31日現在

(日本円で表示)

株数	銘柄	通貨	取得原価	時 価	比率*
			円	円	%
投資信託					
1,600,739	NRPF MASTER LTD.	日本円	16,007,390,000	3,620,501,335	100.37
投資信託合計			16,007,390,000	3,620,501,335	100.37
投資有価証券合計			16,007,390,000	3,620,501,335	100.37

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*)百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

日興カントリー・ファンズ - 日興 ロシア・プロスパリティ・ファンド
 投資有価証券の分類

未監査

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率 (%) *
ケイマン諸島		
	投資信託 / ミューチュアル・ファンド	100.37
		100.37
投資有価証券合計		100.37

(*)百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

< NRPFマスター・リミテッドの財務書類 >

NRPFマスター・リミテッド

純資産計算書

2008年12月31日現在

(日本円で表示)

	注	円
資産		
投資有価証券		
取得原価		16,081,028,091
時価評価額	2.2	3,363,526,666
銀行預金		256,974,664
資産合計		3,620,501,330
純資産合計		3,620,501,330
発行済株数		1,600,739株
1株当たり純資産価格		2,262

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

NRPFマスター・リミテッド

損益計算書および純資産変動計算書

2008年2月8日(運用開始日)から2008年12月31日までの期間

(日本円で表示)

	注	円
収益		
預金利息	2.3	6,519,474
発行・買戻手数料		214,836
収益合計		6,734,310
費用		
取引費用		24,838
保管費用		196,659
費用合計		221,497
投資純利益		6,512,813
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失		(968,913,030)
為替差損		(148,414,100)
当期実現純損失		(1,110,814,317)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券評価損		(12,717,501,425)
運用による純資産の純減少		(13,828,315,742)
資本の変動		
株式発行		19,995,000,000
株式買戻		(2,546,182,928)
資本の純変動		17,448,817,072
期首現在純資産額		0
期末現在純資産額		3,620,501,330

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

NRPFマスター・リミテッド

統計情報

未監査

期末現在発行済株数

発行株数 1,999,500 株

買戻株数 (398,761) 株

2008年12月31日 1,600,739 株

期末現在純資産合計

円

2008年12月31日

3,620,501,330

1株当たり純資産価格

円

2008年12月31日

2,262

NRPFマスター・リミテッド

財務書類に対する注記

2008年12月31日現在

注1. 活動

NRPFマスター・リミテッド（以下「当社」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された免税会社である。当社は、主として日興カントリー・ファンズ - 日興 ロシア・プロスパリティ・ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）の取引子会社としての役割を果たすべく設計されている。

当社は、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制により、ケイマン諸島の金融庁（以下「当局」という。）に対し、規定された内容および監査済財務書類を毎年届け出ることが必要とされている。ただし、当局が一定の状況において当社の業務を調査する権限を有するものの、当社は、投資活動または当社のポートフォリオ構成に関して、当局その他のケイマン諸島における政府当局の監督下におかれるものではない。

投資目的および方針

法律、責任等の理由により、サブ・ファンドの資産は受託会社が（サブ・ファンドの受託会社としての立場で）設立した当社を通じて投資されるため、当社の投資目的、投資制限およびリスク要因は、サブ・ファンドの投資目的、投資制限およびリスク要因と同一である。

従って、当社の主たる投資目的は、企業改革ならびに業界内での再編および統合により将来的成長が期待されるロシアおよび他のCIS諸国の企業へ間接的に投資することにより中長期的なリターンを獲得することを目指すことにある。

当社は、ロシアおよび他のCIS諸国へ投資を行っている大手資産運用会社の一つであるプロスパリティ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが運用する集合投資スキーム（以下「投資対象ファンド」という。）に投資を行う。

投資運用会社は、以下の投資対象ファンドに当社の資産を投資することによって、十分な流動性を維持しながら投資家の利回りを最大化するよう最善の努力を尽くす。

- * ロシアン・プロスパリティ・ファンド（Aシェア）
- * プロスパリティ・クウェスト・ファンド（ダイバーシファイド・サブ・ファンド）
- * プロスパリティ・ロシア・ドメスティック・ファンド

投資対象ファンドの現在のポートフォリオは、政府系資源関連大型株よりも、主に小型または中型の企業で構成されている。

また投資運用会社は、プロスパリティ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが運用するその他の投資対象ファンド（ロシアの特定のセクターまたはロシア以外のCIS諸国の地域に焦点を当てたものを含むが、これらに限定されない。）にも投資することがある。

さらに、当社は流動資産を保有することができる。かかる資産は当座勘定で保有するか、または一流の発行体が発行もしくは保証し、定期的に譲渡することのできる短期金融商品で保有することができる。

注２．重要な会計方針

２．１ 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

２．２ 投資有価証券および金融商品の評価

集合投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、評価日現在の純資産価額（当該日に純資産価額が入手できない場合は、その直前の日の純資産価額）で評価される。

証券取引所で取引されるクローズド・エンド型投資信託は、当該取引所または管理会社が管理事務代行会社と協議の上選択したいずれかの証券取引所で入手できる直近の時価により評価される。

２．３ 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

２．４ 配当利息

配当金は配当落ち日に収益に計上される。

２．５ 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は取引日の実勢為替レートにより円貨に換算される。外国通貨に係る未実現および実現損益は、当期の損益計算書および純資産変動計算書に計上される。

2008年12月31日現在、当社の日本円以外の通貨建ての当社の資産および負債の換算に使用された為替レートは以下のとおりである。

<u>通 貨</u>	<u>為替レート</u>
米ドル	90.22

注３．報酬および費用

サブ・ファンドと当社との間の費用契約に基づき、当社に関する一定の報酬および費用はサブ・ファンド・レベルで計上される。

注４．税金

４．１ ケイマン諸島

ケイマン諸島における現行の税法においては、当社により支払われるべき税金はない。そのため、所得税引当額は、計算書に計上されていない。

４．２ その他の国々

当社は、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがあり得る。

注５． 2008年12月31日現在の投資有価証券の評価

2008年12月31日現在の当社の純資産価額は、目論見書に予め記載された評価方針に従って計算されている。特に、オープン・エンド型投資信託は、関連する評価日現在入手できる純資産価額により評価される。（または、当該評価日に純資産価額が入手できない場合は、その直前の日の純資産価額が使用される。）

投資有価証券が2008年12月31日現在の終値により評価された場合は、2008年12月31日現在の投資有価証券の合計は3,224,908,461円となり、当社の純資産総額は3,481,883,125円、1株当たり純資産価格は2,175円となる。

NRPFマスター・リミテッド
投資有価証券明細表
2008年12月31日現在

（日本円で表示）

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
Ⅰ. 公認の証券取引所での取引が認められている、またはその他の規制された市場で取引される譲渡性のある有価証券					
クローズド・エンド型投資信託			円	円	%
39,055,058	PROSPERITY RUSSIA DOMESTIC FUND	米ドル	4,559,765,768	810,416,008	22.38
664,467	NEW RUSSIAN GENERATION – W I DISTRIBUTION	米ドル	528,601,874	65,943,051	1.82
投資信託合計			5,088,367,642	876,359,059	24.20
公認の証券取引所での取引が認められている、またはその他の規制された市場で取引される譲渡性のある有価証券合計					
			5,088,367,642	876,359,059	24.20
Ⅱ. オープン・エンド型投資信託					
オープン・エンド型投資信託			円	円	%
298,130	RUSSIAN PROSPERITY FUND A	米ドル	6,949,287,894	1,491,991,853	41.21
3,870,366	PROSPERITY QUEST DIVERSIFIED SUBFUND J FUND	米ドル	4,043,372,555	995,175,754	27.49
オープン・エンド型投資信託合計			10,992,660,449	2,487,167,607	68.70
投資有価証券合計			16,081,028,091	3,363,526,666	92.90

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*)百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

NRPFマスター・リミテッド
投資有価証券の分類

未監査

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率（％）*
ケイマン諸島		
	投資信託／ミューチュアル・ファンド	68.70
		68.70
ガーンジー島		
	投資信託／ミューチュアル・ファンド	24.20
		24.20
投資有価証券合計		92.90

(*)百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

独立監査人の報告書

NRPFマスター・リミテッドの株主各位

我々は、NRPFマスター・リミテッド（以下「当社」という。）の2008年12月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、2008年2月8日（運用開始日）から2008年12月31日までの期間の損益計算書および純資産変動計算書、ならびに財務書類に対する重要な会計方針の要約およびその他の注記で構成される添付の財務書類を監査した。

財務書類に対する当社取締役会の責任

当社の取締役会は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に準拠した財務書類の作成および適正な表示の責任を負う。当該責任は、詐欺または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成および適正な表示に関連した内部統制の設計、実施および保持、適切な会計方針の選択および適用、ならびにその状況で合理的である会計上の見積りの実施を含む。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、我々が倫理的な要求に従い、当該財務書類が重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るために、監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、当該財務書類上の金額および開示について、監査証拠を得るための手続の実施が含まれる。選択された手続は、詐欺または誤謬による財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含め、監査人の判断に依拠する。当該リスク評価を実施する際、監査人は、状況に適した監査手続の策定のために、企業による財務書類の作成および適正な表示に関連する内部統制を考慮するが、企業の内部統制の有効性に対する意見を表明することを目的としていない。

監査にはまた、取締役会が適用した会計方針の適切性および会計上の見積りの合理性の評価、ならびに財務書類の全体的な表示の評価が含まれる。

我々は、我々が入手した監査についての証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するために十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、当該財務書類は、2008年12月31日現在の当社の財政状態および2008年2月8日（運用開始日）から2008年12月31日までの期間の経営成績および純資産の変動を、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に準拠して真正かつ適正に表示している。

〔署名〕

プライスウォーターハウスクーパース
ケイマン諸島

日付：2009年6月17日

[次へ](#)

NIKKO COUNTRY FUNDS

Statement of net assets as at December 31, 2008

Nikko Country Funds - Nikko Russia Prosperity Fund

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		16,007,390,000
At market value	2.2	3,620,501,335
Formation expenses	2.3	38,384,587
Total assets		3,658,885,922
Liabilities		
Formation expenses payable	2.3	26,197,457
Distributor fees payable	8	11,484,040
Investment Manager fees payable	6	5,747,328
Agent Company fees payable	9	2,871,862
Administrator fees payable	5	1,792,174
Printing and publishing expenses payable		1,559,983
Professional expenses payable		1,524,138
Trustee fees payable	3	215,506
Custodian fees payable	7	143,662
Manager fees payable	4	143,570
Total liabilities		51,679,720
Total net assets		3,607,206,202
Number of units outstanding		1,623,566
Net assets per unit	JPY	2,222

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

NIKKO COUNTRY FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the period from February 8, 2008 (commencement of operations date) to December 31, 2008
--

Nikko Country Funds - Nikko Russia Prosperity Fund

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Distributor fees	8	102,568,134
Investment Manager fees	6	51,322,478
Agent Company fees	9	25,648,263
Administrator fees	5	16,010,435
Formation expenses	2.3	6,615,413
Printing and publishing expenses		4,735,967
Legal expenses		3,630,296
Professional expenses		2,557,725
Trustee fees	3	1,924,550
Custodian fees	7	1,282,986
Manager fees	4	1,282,336
Other expenses		5,000
Total expenses		217,583,583
Net investment loss		(217,583,583)
Net realised on :		
Loss on investments		(1,441,641,908)
Loss on foreign exchange		(26,302)
Net realised loss for the period		(1,659,251,793)
Net change in unrealised on :		
Depreciation on investments		(12,386,888,665)
Net decrease in net assets as result of operations		(14,046,140,458)
Movement in capital		
Subscription of units		19,995,000,000
Redemption of units		(2,341,653,340)
Net movement in capital		17,653,346,660
Net assets at the beginning of the period		0
Net assets at the end of the period		3,607,206,202

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO COUNTRY FUNDS

Statistical information

UNAUDITED

Nikko Country Funds
Nikko Russia Prosperity Fund

Number of units outstanding at the end of the period :

Units issued	1,999,500
Units redeemed	(375,934)

December 31, 2008	1,623,566
-------------------	-----------

Total net assets at the end of the period :	JPY
---	-----

December 31, 2008	3,607,206,202
-------------------	---------------

Net assets per unit :	JPY
-----------------------	-----

December 31, 2008	2,222
-------------------	-------

[前△](#) [次△](#)

NIKKO COUNTRY FUNDS

Notes to the financial statements

(As at December 31, 2008)

Nikko Country Funds - Nikko Russia Prosperity Fund

Note 1 - Activity

Nikko Country Funds - Nikko Russia Prosperity Fund (the “Series Trust”) is a series trust of Nikko Country Funds (the “Trust”) constituted pursuant to the Master Trust Deed and the Supplemental Trust Deed dated December 19, 2007 between the Trustee and the Manager.

Investment objective and policies

The Series Trust primarily aims to achieve medium and long term returns by indirectly investing in companies with future growth expectation through the corporate restructuring as well as reorganisation and consolidation within the sectors in Russia and other CIS countries.

The Series Trust invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through a single trading vehicle called NRPF Master Ltd. (the “Company” or the “Trading Company”), established by the Trustee (in its capacity as Trustee of the Series Trust) as a wholly-owned subsidiary of the Series Trust.

The financial statements of the Series Trust should be read in conjunction with the financial statements of the Trading Company wholly-owned by the Series Trust and disclosed hereafter.

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg Generally Accepted Accounting Principles applicable to investment funds.

2.2 - Valuation of the investments in securities

The investment in the Trading Company is valued at fair value based on its net asset value as prepared by the Administrator.

2.3 - Formation expenses

Formation expenses are amortised on a straight line basis over five years.

2.4 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in other currencies than the Japanese yen are translated at exchange rates ruling at period-end. Transactions in foreign currencies are translated into Japanese yen at exchange rates ruling at the transaction dates. Unrealised and realised gains and losses on foreign currencies are recorded in the statement of operations and changes in net assets for the period.

NIKKO COUNTRY FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2008)

Nikko Country Funds - Nikko Russia Prosperity Fund**Note 3 - Trustee fee**

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a trustee fee at the rate of 0.015% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears with a minimum of US\$ 15,000 per annum and a maximum of US\$ 30,000 per annum.

Note 4 - Manager fee

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 5 - Administrator fee

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.125% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 6 - Investment Manager fee

The Investment Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.40% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 7 - Custodian fee

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 8 - Distributor fee

The Distributor is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.80% per annum of the net asset value attributable to the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 9 - Agent Company fee

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.20% per annum of the net asset value attributable to the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

NIKKO COUNTRY FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2008)

Nikko Country Funds - Nikko Russia Prosperity Fund**Note 10 - Taxation****10.1 - Cayman Islands**

Under current tax laws in the Cayman Islands, the Trust is not subject to any tax. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

10.2 - Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

Note 11 - Valuation of the investments at December 31, 2008

The net asset value of the Company as at December 31, 2008 has been calculated in accordance with the valuation principles as foreseen in the Offering Memorandum. The Trading Company is valued at fair value based on its net asset value prepared by the Administrator.

If the investments had been valued at the closing prices of December 31, 2008, the total investments would have amounted to JPY 3,481,883,125 resulting in total net assets of the Company of JPY 3,468,587,992 and a net asset value per unit of JPY 2.136 as at December 31, 2008.

[前へ](#) [次へ](#)

NIKKO COUNTRY FUNDS

Statement of investments as at December 31, 2008

Nikko Country Funds - Nikko Russia Prosperity Fund

(Expressed in Japanese Yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Investment funds			JPY	JPY	%
1,600,739	NRPF MASTER LTD.	JPY	16,007,390,000	3,620,501,335	100.37
Total investment funds			16,007,390,000	3,620,501,335	100.37
Total investments			16,007,390,000	3,620,501,335	100.37

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO COUNTRY FUNDS

Classification of investments

Nikko Country Funds - Nikko Russia Prosperity Fund

UNAUDITED

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Cayman Islands		
	Investment Trusts / Mutual Funds	100.37
		100.37
Total investments		100.37

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

[前へ](#) [次へ](#)

NRPF MASTER Ltd.

Statement of net assets as at December 31, 2008

NRPF Master Ltd.

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		16,081,028,091
At market value	2.2	3,363,526,666
Cash at bank		256,974,664
Total assets		3,620,501,330
Total net assets		3,620,501,330
Number of shares outstanding		1,600,739
Net assets per share		2,262

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NRPF MASTER Ltd.

Statement of operations and changes in net assets for the period from February 8, 2008 (commencement of operations date) to December 31, 2008
--

NRPF Master Ltd.

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Income		
Bank interest	2.3	6,519,474
Commission subscription/redemption		214,836
Total income		6,734,310
Expenses		
Transaction fees		24,838
Safekeeping fees		196,659
Total expenses		221,497
Net investment gain		6,512,813
Net realised on :		
Loss on investments		(968,913,030)
Loss on foreign exchange		(148,414,100)
Net realised loss for the period		(1,110,814,317)
Net change in unrealised on :		
Depreciation on investments		(12,717,501,425)
Net decrease in net assets as result of operations		(13,828,315,742)
Movement in capital		
Subscription of shares		19,995,000,000
Redemption of shares		(2,546,182,928)
Net movement in capital		17,448,817,072
Net assets at the beginning of the period		0
Net assets at the end of the period		3,620,501,330

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NRPF MASTER Ltd.

Statistical information

UNAUDITED

NRPF Master Ltd.

Number of shares outstanding at the end of the period :

Shares issued	1,999,500
Shares redeemed	(398,761)

December 31, 2008	1,600,739
-------------------	-----------

Total net assets at the end of the period :

JPY

December 31, 2008	3,620,501,330
-------------------	---------------

Net assets per share :

JPY

December 31, 2008	2,262
-------------------	-------

[前へ](#) [次へ](#)

NRPF MASTER Ltd.**Notes to the financial statements**

(As at December 31, 2008)

NRPF Master Ltd.**Note 1 - Activity**

NRPF Master Ltd. (the “Company”) is an exempted company incorporated under the laws of the Cayman Islands. The Company is designed to act primarily as the trading vehicle for Nikko Country Funds - Nikko Russia Prosperity Fund (the “Series Trust”).

The Company is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law. Regulation under the Mutual Funds Law entails the filing of prescribed details and audited accounts annually with the Authority. However, the Company is not subject to supervision in respect of its investment activities or the constitution of the Company’s portfolio by the Authority or any other governmental authority in the Cayman Islands, although the Authority does have power to investigate the activities of the Company in certain circumstances.

Investment objective and policies

As the Series Trust invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through the Company, established by the Trustee (in its capacity as Trustee of the Series Trust), the investment objectives, investment restrictions and risks factors of the Company are identical to those of the Series Trust.

Hence, the Company primarily aims to achieve medium and long term returns by indirectly investing in companies with future growth expectation through the corporate restructuring as well as reorganization and consolidation within the sectors in Russia and other CIS countries.

The Company invests in collective investment schemes (the “Underlying Funds”) managed by Prosperity Capital Management Limited, one of the leading asset management companies investing in Russian and other CIS countries.

The Investment Manager shall use its best efforts to maximize the return to investors while maintaining adequate liquidity, by investing assets of the Company in the following Underlying Funds:

- * Russian Prosperity Fund (A Share);
- * Prosperity Quest Fund (Diversified Sub Fund);
- * Prosperity Russia Domestic Fund.

The current portfolios of the Underlying Funds are mainly composed of small and middle-cap companies, rather than - resource related government - connected large-cap stocks.

The Investment Manager may further invest in other Underlying Funds managed by the Prosperity Capital Management Ltd. including but not limited to those focusing on specific sectors, or regions in the CIS countries other than Russia.

The Company may also hold liquid assets. Such assets may be kept in current accounts or in short term money market instruments regularly negotiated and issued or guaranteed by first class issuers.

NRPF MASTER Ltd.**Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2008)

NRPF Master Ltd.**Note 2 - Significant accounting policies****2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg Generally Accepted Accounting Principles applicable to investment funds.

2.2 - Valuation of the investments in securities and financial instruments

Collective investment schemes, investment funds and mutual funds are valued at the net asset value available as of the relevant valuation day (or if a net asset value as of such valuation day is not available, a net asset value as of the immediately preceding day shall be used).

Closed-ended investment funds which are traded on a securities exchange shall be valued at their latest available market price on such securities exchange or whichever securities exchange shall be selected by the Manager in consultation with the Administrator.

2.3 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.4 - Dividend income

Dividends are recorded in income on the ex-dividend date.

2.5 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in other currencies than the Japanese yen are translated at exchange rates ruling at period-end. Transactions in foreign currencies are translated into Japanese yen at exchange rates ruling at the transaction dates. Unrealised and realised gains and losses on foreign currencies are recorded in the statement of operations and changes in net assets for the period.

The exchange rates used for the translation of the Company's assets and liabilities not denominated in Japanese Yen as of December 31, 2008 are as follows :

Currency	Exchange rate
USD	90.22

Note 3 - Fees and expenses

Pursuant to an expenses agreement between the Series Trust and the Company, certain fees and expenses related to the Company are booked at the Series Trust level.

NRPF MASTER Ltd.**Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2008)

NRPF Master Ltd.**Note 4 - Taxation****4.1 - Cayman Islands**

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Company. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

4.2 - Other Countries

The Company may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries.

Note 5 - Valuation of the investments at December 31, 2008

The net asset value of the Company as at December 31, 2008 has been calculated in accordance with the valuation principles as foreseen in the Offering Memorandum. In particular, open-ended investment funds are valued at the net asset value available as of the relevant valuation day (or if a net asset value as of such valuation day is not available, a net asset value as of the immediately preceding day shall be used).

If the investments had been valued at the closing prices of December 31, 2008, the total investments would have amounted to JPY 3224,908,461 resulting in total net assets of the Company of JPY 3,481,883,125 and a net asset value per unit of JPY 2,175 as at December 31, 2008.

[前へ](#) [次へ](#)

NRPF MASTER Ltd.**Statement of investments as at December 31, 2008****NRPF Master Ltd.**

(Expressed in Japanese Yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on an another regulated market					
A. Closed-ended Investment Funds			JPY	JPY	%
39,055,058	PROSPERITY RUSSIA DOMESTIC FUND	USD	4,559,765,768	810,416,008	22.38
664,467	NEW RUSSIAN GENERATION - W I DISTRIBUTION	USD	528,601,874	65,943,051	1.82
Total investment funds			5,088,367,642	876,359,059	24.20
Total transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on an another regulated market			5,088,367,642	876,359,059	24.20
II. Open-ended Investment Funds					
Open-ended Investment funds			JPY	JPY	%
298,130	RUSSIAN PROSPERITY FUND A	USD	6,949,287,894	1,491,991,853	41.21
3,870,366	PROSPERITY QUEST DIVERSIFIED SUBFUND J FUND	USD	4,043,372,555	995,175,754	27.49
Total open-ended investment funds			10,992,660,449	2,487,167,607	68.70
Total investments			16,081,028,091	3,363,526,666	92.90

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NRPF MASTER Ltd.

Classification of investments

NRPF Master Ltd.

UNAUDITED

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Cayman Islands		
	Investment Trusts / Mutual Funds	68.70
		68.70
Guernsey		
	Investment Trusts / Mutual Funds	24.20
		24.20
Total investments		92.90

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

[前へ](#) [次へ](#)

PricewaterhouseCoopers
P.O. Box 258
Strathvale House, George Town
KY1-1104, Cayman Islands
Telephone 345 949 7000
Facsimile 345 949 735

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
NRPF Master Ltd.

We have audited the accompanying financial statements of NRPF Master Ltd. (the "Company"), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at December 31, 2008 and the statement of operations and changes in net assets for the period from February 8, 2008 (commencement of operations date) to December 31, 2008, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Company's Board of Directors for the financial statements

The Company's Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, applicable to investment funds. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the Auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Company's Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as of December 31, 2008, and of the results of its operations and changes in its net assets for the period from February 8, 2008 (commencement of operations date) to December 31, 2008 in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands

June 17, 2009

[前へ](#)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成21年4月末日現在)

	円
資産総額	4,364,697,090
負債総額	36,797,012
純資産総額(-)	4,327,900,078
発行済口数	1,596,416口
1口当たり純資産価格(/)	2,711

第5 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	1,999,500 (1,999,500)	375,934 (375,934)	1,623,566 (1,623,566)

(注1) 括弧内の数字は、本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表す。

(注2) 販売口数は、当初募集による販売口数を含む。

第三部 【特別情報】

第 1 【管理会社の概況】

1 【管理会社の概況】

(1) 資本の額

管理会社の資本金は、446,220ユーロ（約5,809万円）で、平成21年4月末日現在全額払込済である。なお、1株24.79ユーロ（約3,227円）の記名式株式18,000株を発行済である。

過去5年間、管理会社の資本金に増減はなかった。

平成21年4月末日	資本金額：446,220ユーロ
-----------	-----------------

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は年次株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長数名を選出することができる。さらに管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる場合にはジェネラル・マネジャー1名、秘書役1名、ジェネラル・マネジャー補佐、秘書役補佐または他の役員数名を随時任命することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされる。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、電報またはテレックスにより各取締役の同意が得られた場合には省略することができる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

取締役は、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。取締役の決議は書面により行うこともできる。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。

2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき適式に設立され有効に存続し、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、その管理するすべての投資信託に関して、専門性を有する投資運用会社を選任し、運用を委任している。管理会社は、1915年8月10日法(改正済)に基づき平成4年2月27日に設立された。1915年8月10日法(改正済)は、会社の設立、運営および株式の募集を含む、商事会社に関する基本事項を定めている。2002年12月20日投資信託法に基づき、管理会社は、投資信託の管理会社としての資格を有している。

管理会社は、投資信託を設定し、管理を行うことを専業とする。投資信託および受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込み、交換および受領ならびに投資信託資産に直接または間接に付随するすべての権利の行使を含む（しかしそれらに限定されない）管理・運用業務を行う。

管理会社は、ルクセンブルグの法律に定める規定に基づいて正式に設立され、有効に現存し、投資ファンドを運用する免許を有する会社である。管理会社は管理会社が運用するすべてのファンドに関して投資専門会社を任命して、運用業務を委任した。管理会社は1915年8月10日法(改正法)に基づいて平成4年2月27日にルクセンブルグで設立された。1915年8月10日法(改正法)は会社に関する基本的事項(会社の設立、管理および株式公開を含む。)を定める。集合投資ファンドに関する2002年12月20日法第14章に基づいて、管理会社は集合投資ファンドの管理会社としての資格を有する。平成21年4月末の時点で管理会社の株式資本は446,220ユーロで、全額払込済みである。管理会社は額面価格24.79ユーロの記名株式を18,000株発行しており、平成21年4月末時点で21の投資ファンドを運用している。管理会社はニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイの完全所有子会社である。

管理会社は、関係するファンドの費用で、関連する信託証書に基づく一部または全部の職務を、一名以上の個人または一社以上の企業(投資運用会社またはその他のサービス提供会社を含む。)に委任する十分な権限を有するものとする。ただし、管理会社は上記の受任者が信託証書に定める規定を遵守することを保証すること、管理会社は受任者が犯した作為または不作為に関して、あたかも管理会社自身の作為または不作為であるかのようにして、引き続き責任を負うことを条件とする。

各信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点で関係するファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の実際の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わないものとする。

管理会社、管理会社の関係会社、それらのメンバー、役員および従業員ならびに法律上の代表者は、関係する信託証書に基づき、またはファンドに関する権限および職務の適正な履行に際して、各ファンドの管理会社、管理会社の関係会社、それらのメンバー、役員もしくは従業員またはそれらの法律上の代表者として犯した判断の誤り、作為または不作為に起因する損失、コストまたは費用について、ファンドの信託財産から補償を受けるものとする。かかる補償は管理会社、管理会社の関連会社、それらのメンバー、役員もしくは従業員またはそれらの法律上の代表者の実際の詐欺または故意の不履行を原因とする判断の誤り、作為または不作為に起因する損失、コストまたは費用には適用されないものとする。

ファンドに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、ファンドの存続期間とする。

管理会社は「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務についてはミューチュアル・ファンド規則および関係する各信託証書に定める。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意する。

その業務に対し、管理会社は、信託財産のみから、本書に記載された料率の報酬を受領する。

管理会社は、平成21年4月末日現在、21本のファンドを運用している。

管理会社が運用している21本のファンドは、以下のとおり、分類される。

分類		内訳
A分類	通貨建別運用金額	ユーロ建 : 276,615,600ユーロ 米ドル建 : 2,050,690,456米ドル 円建 : 337,898,817,593円 豪ドル建 : 2,209,936,662豪ドル ニュージーランド・ドル建: 1,270,013,523ニュージーランド・ドル カナダ・ドル建 : 28,493,404カナダ・ドル
B分類	ファンドの種類 (基本的性格)	6本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、15本がケイマン籍・契約型・オープン・エンド型である。

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第127条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパースの監査を受けており、監査報告書を受領している。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2009年4月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝130.18円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【貸借対照表】

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2008年12月31日現在

(単位：ユーロ)

	注	2008年12月31日		2008年 2 月29日	
		1			
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
流動資産					
- 債権					
売上および役務提供により生じた 売掛金 / 債権					
1年以内に支払期限の 到来するもの	3	1,138,620	148,226	1,112,582	144,836
- 現金および預金		2,213,831	288,197	2,188,050	284,840
資産合計		3,352,451	436,422	3,300,632	429,676
負債					
資本金および準備金					
- 払込資本金	4	446,220	58,089	446,220	58,089
- 準備金					
法定準備金	5	44,622	5,809	44,622	5,809
特別納税引当金	6 , 7	194,450	25,314	194,450	25,314
任意積立金	7	726,313	94,551	675,290	87,909
		965,385	125,674	914,362	119,032
- 当期純利益		458,833	59,731	537,022	69,910
		1,870,437	243,493	1,897,604	247,030
負債引当金および費用引当金					
- 納税引当金	9	490,949	63,912	410,783	53,476
債務					
- 購入債務および役務引当金					
1年以内に支払期限の到来する もの		7,822	1,018	2,298	299
- その他の債務					
1年以内に支払期限の到来する もの	10	983,243	127,999	989,947	128,871
		991,065	129,017	992,245	129,170
負債合計		3,352,451	436,422	3,300,632	429,676

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2)【損益計算書】

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・ マネジメント・カンパニー・エス・エイ

損益計算書

2008年12月31日に終了した年度

(単位：ユーロ)

注

	1	2008年12月31日		2008年 2 月29日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用					
その他の営業費用		27,027	3,518	70,113	9,127
法人所得税	9	193,188	25,149	224,437	29,217
		220,215	28,668	294,550	38,345
当期純利益		458,833	59,731	537,022	69,910
費用合計		679,048	88,398	831,572	108,254
収益					
純売上高	8	567,416	73,866	756,032	98,420
その他の未収利息および類似収益		111,632	14,532	75,540	9,834
		679,048	88,398	831,572	108,254
収益合計		679,048	88,398	831,572	108,254

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[次へ](#)

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

年次財務書類に対する注記
2008年12月31日現在

注１．事業活動

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、当社が、最低でも一本のルクセンブルグの投資信託を管理することを条件に、投資信託の管理（2002年12月20日法の第91条の意味における）を行うことである。当社は、これら投資信託の管理、運営、マーケティングに関連するいかなる活動も引き受けることができる。当社は、その他の目的を遂行するために有益であると思われるいかなる活動も実施することができるが、投資信託に関するルクセンブルグの2002年12月20日法14章の制限の範囲内とされる。

当社は2008年12月31日現在、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、日興トラスト、コーディアル・アロー・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）、ニッコウ・プライム・セレクト・ファンド、ニッコウ・フューチャーズ・ファンド、日興グローバル・ファンズ、日興グローバル・ファンズ（定期分配）、日興リアル・アセット・ファンド、日興 拡大欧州株式ファンド、日興アクティビスト・ファンド 2005-05、日興アクティビスト・ファンド 2005-08、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム、日興・プレミア・ファンド、日興グローバル・アロケーション・ファンド、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンド、日興アロー・ファンド、日興オフショア・ファンズ、日興カントリー・ファンズ、の19の投資信託を管理・運用している（2008年2月29日現在：19）。

2008年7月18日に開催された臨時株主総会で、会計年度末を2月末日から12月31日に変更することが決定された。その結果、本年次財務書類における会計期間は、2008年3月1日から2008年12月31日である。損益勘定の比較数値については、2008年2月29日終了会計年度は12か月間の事業活動を対象としているのに対し、2008年12月31日終了会計期間の損益勘定は10か月のみであるため、注意が必要である。

注２．重要な会計方針

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の長期資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は当期の損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、それぞれの流動性の基準に従って、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。よって未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、それらは、上述の方法に従って総額で評価され、未実現純損失は損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合は、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注 3 . 債権

2008年12月31日および2008年2月29日現在の債権は、未収管理報酬である。

注 4 . 払込資本金

払込資本金は、額面金額24.79ユーロの発行済および全額払込済の株式18,000株で表章され、446,220ユーロに固定されていた。

注 5 . 法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

注 6 . 特別納税引当金

2002年1月1日以降、当社は、施行された新税法に準拠して、純資産税（NWT）負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の5倍に相当する金額を配当不能引当金（「特別納税引当金」科目）のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、純資産税が控除された年に続く5年間は配当に利用することはできない。

注 7．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	任意 積立金	特別納税 引当金	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2008年3月1日現在残高	446,220	44,622	675,290	194,450	537,022
損益の繰入額	-	-	537,023	-	(537,022)
支払配当金	-	-	(486,000)	-	-
振替額	-	-	-	-	-
当期利益	-	-	-	-	458,833
2008年12月31日現在残高	446,220	44,622	726,313	194,450	458,833

2008年4月30日に開催された年次株主総会は、2008年2月29日に終了した年度の利益処分を承認し、2008年5月2日の落ち日における1株当たり27ユーロの金額による配当の支払いを決議した。

注 8．純売上高

純売上高の内訳は、以下の通りである。

	2008年 12月31日 ユーロ	2008年 2月29日 ユーロ
受領管理報酬	4,666,786	5,430,580
受領実績報酬	92,788	1,697,182
払戻し投資顧問および販売会社報酬	(4,101,497)	(4,674,548)
払戻し実績報酬	(90,661)	(1,697,182)
	<u>567,416</u>	<u>756,032</u>

2008年12月31日現在の適用ある報酬料率は、以下の通りである。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）、日興リアル・アセット・ファンド、日興トラストおよび日興カントリー・ファンズ - 日興ロシア・プロスパリティ・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、日々計算され、四半期毎に支払われる。

当社は、コーディアル・アロー・ファンドから、当該期間中のかかるファンドの日々の平均純資産額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、3月と9月に支払われる。

当社は、日興グローバル・アロケーション・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎日計算され、四半期毎に支払われる。

当社は、日興アロー・ファンドおよび日興 拡大欧州株式ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月計算され、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラムIIから、当該月中のかかるファンドの平均純資産額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月計算され、四半期毎に支払われる。

ニッコウ・フューチャーズ・ファンドに対する報酬は課されない。

当社は、ニッコウ・プライム・セレクト・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月計算され、支払われる。

当社は、ニッコウ・プライム・セレクト・ファンドから、各暦四半期末において実現化され、支払われる実績報酬を受領する。かかる実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社に対して全額払戻される。2008年12月31日に終了した期間の実績報酬は、支払われていない。

当社は、日興アクティビスト・ファンド 2005-05および日興アクティビスト・ファンド 2005-08から、当該期間のかかるファンドの日々の平均純資産額に対して0.005%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - アジア・インカム・プラス・エクイティ・ストラテジー、日興オフショア・ファンズ - アジア・パシフィック・インカム・プラス・リアル・エステート、日興オフショア・ファンズ - グローバル・インカム・プラス・ストラテジー・トラッカー、日興オフショア・ファンズ - SA ジャパン・エクイティ・マーケット・ニュートラル・ファンド、日興オフショア・ファンズ - 日興グローバル・ハイイールド・カレンシー・ファンド（毎月分配型）、日興オフショア・ファンズ - 日興アクサ・ローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクイティ・ファンドおよび日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンド（SM）から、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドおよび日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産額に対して0.035%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、各四半期末において実現化され、支払われる実績報酬を受領する。2008年12月31日に終了した期間の実績報酬は、12,639,794円（92,788ユーロ）であった。かかる実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社に対して全額払戻される。

当社は、日興・プレミア・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に支払われる。

当社は、日興グローバル・ファンズから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産額に対して0.51%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。当社は、同ファンドの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.50%の年次報酬を払戻す。

当社は、日興グローバル・ファンズ（定期分配）から、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産額に対して0.36%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。当社は、同ファンドの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.35%の年次報酬を払戻す。

注 9 . 税金

当社は複数の投資信託の管理を行っており、そのため税務当局により、ルクセンブルグ所得税、都市事業税および純資産税の課税対象の会社と考えられている。

税金負債は、貸借対照表上で「負債引当金および費用引当金」として計上されている。ルクセンブルグ税務当局は、所得税および都市事業税については2005年まで（同年を含む。）、ならびに純資産税については2006年まで（同年を含む。）査定を行っている。

注 1 0 . その他の債務

2008年12月31日および2008年2月29日現在のその他の債務の内訳は、以下の通りである。

	2008年 12月31日 ユーロ	2008年 2月29日 ユーロ
未払投資顧問報酬	599,179	599,716
未払販売報酬	384,064	390,231
	<u>983,243</u>	<u>989,947</u>

[次へ](#)

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.**Balance sheet as at December 31, 2008**

(expressed in euro)

	Note(s)	December 31, 2008 EUR	February 29, 2008 EUR
	1		
ASSETS			
Current assets			
- Debtors			
. Trade debtors/claim resulting from sales and the provision of services			
- becoming due and payable within one year	3	1 138 620	1 112 582
- Cash at bank		<u>2 213 831</u>	<u>2 188 050</u>
Total assets		<u>3 352 451</u>	<u>3 300 632</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.**Balance sheet as at December 31, 2008 (cont.)**
(expressed in euro)

	Note(s)	December 31, 2008 EUR	February 29, 2008 EUR
	1		
LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	4	446 220	446 220
- Reserves			
. legal reserve	5	44 622	44 622
. special tax reserve	6, 7	194 450	194 450
. free reserve	7	<u>726 313</u>	<u>675 290</u>
		965 385	914 362
- Profit for the financial year		<u>458 833</u>	<u>537 022</u>
		1 870 437	1 897 604
Provisions for liabilities and charges			
- Provision for taxation	9	490 949	410 783
Creditors			
- Debts on purchases and provisions of services			
. becoming due and payable within one year		7 822	2 298
- Other creditors			
. becoming due and payable within one year	10	<u>983 243</u>	<u>989 947</u>
		<u>991 065</u>	<u>992 245</u>
Total liabilities		<u>3 352 451</u>	<u>3 300 632</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.**Profit and loss account for the year ended December 31, 2008**

(expressed in euro)

	Note(s)	December 31, 2008 EUR	February 29, 2008 EUR
	1		
CHARGES			
Other operating charges		27 027	70 113
Income tax	9	<u>193 188</u> 220 215	<u>224 437</u> 294 550
Profit for the financial year		<u>458 833</u>	<u>537 022</u>
Total charges		<u>679 048</u>	<u>831 572</u>
INCOME			
Net turnover	8	567 416	756 032
Other interest receivable and similar income		<u>111 632</u> <u>679 048</u>	<u>75 540</u> <u>831 572</u>
Total income		<u>679 048</u>	<u>831 572</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Notes to the annual accounts as at December 31, 2008

Note 1 - Activity

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as “Société Anonyme” on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 91 of the law of December 20, 2002) of undertakings for collective investment provided that the Company must manage at least one Luxembourg undertaking for collective investment. The Company may undertake any activities relating to the management, administration and marketing of those undertakings for collective investment. The Company may carry out any activities deemed useful for the accomplishment of its object remaining, however, within the limitations of chapter 14 of Luxembourg law of December 20, 2002 on undertakings for collective investment.

The Company manages at December 31, 2008 19 investment funds (19 investment funds at February 29, 2008): Nikko Money Market Fund, Nikko Trust, Cordial Arrow Fund, Nikko Skill Investment Trust (Lux), Nikko Prime Select Fund, Nikko Futures Fund, Nikko Global Funds, Nikko Global Funds (Periodic Distribution), Nikko Real Asset Fund, Nikko European Convergence Equity Fund, Nikko Activist Fund 2005-05, Nikko Activist Fund 2005-08, Quantitative Multi-Strategy Program II, Nikko Premier Fund, Nikko Global Allocation Fund, Nikko Proprietary Investment Fund, Nikko Arrow Fund, Nikko Offshore Funds and Nikko Country Funds.

The Extraordinary Shareholders Meeting held on July 18, 2008 decided to change the accounting year-end from last day of February to the 31 December. As a consequence, the financial period presented in these annual accounts is from March 1, 2008 to December 31, 2008. Attention is drawn on comparative figures of the profit and loss accounts since the financial year ended February 29, 2008 covered 12 months of activities while profit and loss account for the financial period ended December 31, 2008 covered 10 months of activities.

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than Euro (“EUR”) are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Long-term assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Short-term debtors and creditors are, according to their liquid criteria, translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date. The unrealised exchange losses are thus recorded in the profit and loss account.

Notes to the annual accounts as at December 31, 2008

2.1 Foreign currency translation (cont.)

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange. The realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, these are valued in total according to the method described above and the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Note 3 - Debtors

Debtors as at December 31, 2008 and February 29, 2008 represent management fees receivable.

Note 4 - Subscribed capital

The subscribed capital was fixed at EUR 446 220, represented by 18 000 issued and fully paid shares at a par value of EUR 24.79.

Note 5 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

Notes to the annual accounts as at December 31, 2008

Note 6 - Special tax reserve

As from January 1, 2002, the Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the news tax law in force. In order to comply with the law, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item “special tax reserve”) an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Wealth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years from year following the one during which the Net Wealth Tax was reduced.

Note 7 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	Free reserve	Special tax reserve	Result for the year
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 1, 2008	446 220	44 622	675 290	194 450	537 022
Allocation of the result	-	-	537 023	-	(537 022)
Dividend distributed	-	-	(486 000)	-	-
Transfer	-	-	-	-	-
Result for the financial year	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>458 833</u>
Balance at December 31, 2008	<u>446 220</u>	<u>44 622</u>	<u>726 313</u>	<u>194 450</u>	<u>458 833</u>

The Annual General Meeting of Shareholders held on April 30, 2008 approved the allocation of the result for the year ended February 29, 2008 and resolved to pay a dividend amounting to EUR 27 per share with ex-date May 2, 2008.

Notes to the annual accounts as at December 31, 2008

Note 8 - Net turnover

The net turnover can be broken down as follows:

	December 31, 2008 EUR	February 29, 2008 EUR
Management fees received	4 666 786	5 430 580
Performance fees received	92 788	1 697 182
Advisory and Distributor fees paid back	(4 101 497)	(4 674 548)
Performance fees paid back	<u>(90 661)</u>	<u>(1 697 182)</u>
	<u>567 416</u>	<u>756 032</u>

The related applicable fees rates as at December 31, 2008 are as follows:

The Company receives from Nikko Money Market Fund, Nikko Skill Investments Trust (Lux), Nikko Real Asset Fund, Nikko Trust and Nikko Country Funds – Nikko Russia Prosperity Fund an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is calculated daily and paid quarterly.

The Company receives from Cordial Arrow Fund an annual management fee at the rate of 0.01% of the average daily net assets of the fund during the relevant period. The fee is paid in March and September.

The Company receives from Nikko Global Allocation Fund an annual management fee at the rate of 0.02% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is calculated daily and paid quarterly.

The Company receives from Nikko Arrow Fund and Nikko European Convergence Equity Fund an annual management fee of 0.02% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Proprietary Investment Fund an annual management fee at the rate of 0.05% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is calculated monthly and paid quarterly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.02% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is calculated monthly and paid quarterly.

No fees have been charged to Nikko Futures Funds.

Notes to the annual accounts as at December 31, 2008

Note 8 - Net turnover (cont.)

The Company receives from Nikko Prime Select Fund an annual management fee at the rate of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is calculated and paid monthly.

The Company receives from Nikko Prime Select Fund a performance fee realised and paid at the end of each calendar quarter. Such performance fee is wholly paid back to the investment advisor of this fund. No performance fee has been paid for the period ended December 31, 2008.

The Company receives from Nikko Activist Fund 2005-05 and Nikko Activist Fund 2005-08 an annual management fee at the rate of 0.005% of the average daily net assets of the fund during the relevant period. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Offshore Funds - Asia Income Plus Equity Strategy, Nikko Offshore Funds - Asia Pacific Income Plus Real Estate, Nikko Offshore Funds - Global Income Plus Strategy Tracker, Nikko Offshore Funds - SA Japan Equity Market Neutral Fund, Nikko Offshore Funds - Nikko Global High Yield Currency Fund (Monthly Distribution), Nikko Offshore Funds - Nikko AXA Rosenberg Japan Long Short Equity Fund and Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Offshore Funds – Nikko Frontier Finance Fund and Nikko Offshore Funds - CS GTAA Fund an annual management fee of 0.035% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Offshore Funds – CS GTAA Fund a performance fee realised and paid at the end of each quarter. The performance fee for the period ended December 31, 2008 amounts to JPY 12 639 794 (EUR 92 788). Such performance fee is wholly paid back to the investment advisor of this fund.

The Company receives from Nikko Premier Fund an annual management fee of 0.01% of the average net assets of this fund during the relevant quarter. The fee is calculated as at each valuation day and paid quarterly.

The Company receives from Nikko Global Funds an annual management fee of 0.51% of the average net assets of this fund during the relevant quarter. The fee is paid quarterly. The Company pays back to the investment manager and the distributor of this fund an annual fee rate of 0.50% in total.

The Company receives from Nikko Global Funds (Periodic Distribution) an annual management fee of 0.36% of the average net assets of this fund during the relevant quarter. The fee is paid quarterly. The Company pays back to the investment manager and the distributor of this fund an annual fee rate of 0.35% in total.

Notes to the annual accounts as at December 31, 2008

Note 9 - Taxation

The Company manages more than one investment fund and is therefore considered by the tax authorities as a corporation, subject to Luxembourg income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under “Provision for liabilities and charges” in the balance sheet. The Luxembourg tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2005 for income and municipal business tax, and 2006 for net worth tax.

Note 10 – Other creditors

Other creditors as at December 31, 2008 and February 29, 2008 can be analysed as follows:

	December 31, 2008	February 29, 2008
	EUR	EUR
Advisory fees payable	599 179	599 716
Distribution fees payable	<u>384 064</u>	<u>390 231</u>
	<u>983 243</u>	<u>989 947</u>

[前へ](#)

4 【利害関係人との取引制限】

管理会社が、管理会社または受益者以外の第三者の利益のために行う取引等、受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンド資産の運用の適正を害する取引は禁止される。

投資家は、以下の潜在的利益相反に注意する必要がある。

受託会社、管理会社および両社の持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社およびそれぞれの取締役、役員、従業員、代理人および関連会社(以下「利害関係者」という。)は、時にサブ・ファンドと利益が相反するその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事する場合がある。かかる活動には、他のファンドの運用、有価証券の売買、投資顧問・経営顧問サービス、仲介サービスの提供およびその他のファンドまたは会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることなどを含む。特に、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドと同様のまたは重複する投資目的を有するその他の投資ファンドに助言を行う可能性がある。また、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドに提供するサービスと同様のサービスを第三者に提供することができるが、かかるサービスから得た利益について説明する責任を負わない。利益相反が発生する場合、受託会社または管理会社は、公正に解決するように努力するものとする。サブ・ファンドを含めた様々な顧客に対する投資機会の配分に関連して、受託会社または管理会社は、上記の職務に関連して利益相反に直面する場合があるが、受託会社または管理会社は、こうした状況下において投資機会が公正に配分されるように注意を払うものとする。

受託会社、管理会社や各社の関連会社は、関係法で認められる範囲内で、代理人として受託会社または管理会社とファンド取引を行うことができ、その場合、通常の総合サービス料を超えないことを条件として、通常の仲介手数料や現金リベートを受け取り、保持するほか、通常の市場慣行に従って、本人として受託会社または管理会社と取引を行うことができる。

受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社は、受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社のために物品、サービスまたはその他の便益(調査サービス、顧問サービス、特殊なソフトウェアまたは調査サービスに関連するコンピュータ・ハードウェアおよびパフォーマンス測定などを含む。)を提供する取決めを行った者またはかかる者の代理人を通じて取引を行う権利を留保する。ただし、かかる取引の性格が全体として受託会社または管理会社の利益になることが合理的に予想でき、サブ・ファンドのパフォーマンスの改善に貢献できること、直接的な支払いを行う代わりに受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社が仕事を発注することを約束することを条件とする。疑義を避けるため、上記の物品およびサービスには、旅行、宿泊、接待、一般管理用の物品およびサービス、一般的な事務機器または建物、会費、従業員の給与または間接的な金銭の支払いは含まれない。

受託会社または受託会社の関連会社は、事前に書面で管理会社の承認を得た上で、利害関係者または利害関係者が運用もしくは助言を行う投資ファンドもしくはアカウントから有価証券を購入し、または売却することができる。また受託会社または管理会社以外の利害関係者は、適当と判断する場合、受益証券を保有し、または取引することができるほか、受託会社または受託会社の子会社が同様の投資対象を保有している場合でも、自己勘定でかかる投資対象を購入し、保有し、取引することができる。受託会社または管理会社は、信託財産を用いて自己の計算で取引を実行してはならない。

利害関係者は、受益者または受託会社が有価証券を保有している法人と金融取引等の取引を行い、または契約を締結し、またはかかる取引もしくは契約に利害関係を持つことができる。更に、利害関係者は、サブ・ファンドの計算で受託会社に代わって利害関係者が執行する投資対象の売買に関連して利害関係者が交渉した手数料または利益を受け取ることができ、かかる手数料または利益がサブ・ファンドの利益になる場合もあれば、利益にならない場合もある。

5 【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、株主総会の決議が必要である。

(2) 営業譲渡または営業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、営業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

(3) 出資の状況

該当なし。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、管理会社およびファンドに重要な影響を与えまたは与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、12月末日に終了する1年である。ただし、会計期末の変更に伴い、2008年12月31日に終了する会計年度の期首は2008年3月1日であった。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本の額及び事業の内容】

(1) メイブルズ・ファイナンス・リミテッド(「受託会社」)

(イ)資本の額

平成21年4月末日現在、500,000米ドル(約4,889万円)

(注) 米ドルの円貨換算は、平成21年4月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=97.78円)による。

(ロ)事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2007年改正)の規定に基づき、適式に設立され有効に存続し信託業務を行うための免許を受けている、信託会社である。受託会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改正済)に基づく免許投資信託管理事務代行会社でもある。

(2) バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ヨーロッパ(「投資運用会社」)

(イ)資本の額

平成21年4月末日現在、31,500,000ユーロ(約41億円)

(ロ)事業の内容

投資運用会社は、ルクセンブルグ法に基づき設立された会社である。投資運用会社は、スイスの有限責任会社で1924年に設立されたバンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・エスエイの子会社として、ルクセンブルグにおいて1982年2月19日に設立された。

(3) ニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイ(「保管会社」、「管理事務代行会社」)

(イ)資本の額

平成21年4月末日現在、40,154,672ユーロ(約52億円)

(ロ)事業の内容

ニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイは、ルクセンブルグで昭和49年2月14日に30年の存続期間を有する株式会社として設立された銀行であるが、その期間は、平成10年12月7日付の認証証書により平成16年2月14日以降10年間で延長され、平成18年7月24日付の認証証書により無期限に変更されている。また、ニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイは、日興コーディアル証券株式会社の100%子会社である。

(4) 日興コーディアル証券株式会社(「代行協会員」および「販売会社」)

(イ)資本の額

平成21年4月末日現在、1,000億円

(ロ)事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行い、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、日興コーディアル証券は、証券投資信託受益証券を取扱っており、多数の外国投資信託受益証券について日本における代行協会員業務および販売・買戻等の業務を行っている。

2 【関係業務の概要】

(1) メイブルズ・ファイナンス・リミテッド

信託証書の規定に従って、受託会社はサブ・ファンドに関連して(信託証書に基づく権限および職務の履行に際して)受託会社として負担し、または当事者となった訴訟、コスト、請求、損害、費用または催告について、受託会社の実際の詐欺または故意の不履行を原因とする作為または不作為に起因する訴訟、コスト、請求、損害、費用または催告を除き、関係する信託財産から補償を受けるものとする。また受託会社に過去または現在の受益者から補償金を受け取る権利はない。

信託証書の規定に従って、受託会社および受託会社の関連会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点で関係するサブ・ファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が受託会社、受託会社の関連会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の実際の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また受託会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わないものとする。

受託会社は、受任者または副受任者の行為を監督する義務を負わないものとし、また受任者または副受任者の失当行為、過失または不履行を理由にサブ・ファンドに発生した損失に関して、かかる損失がサブ・ファンドに関する受託会社の職務に実際の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、責任を負わないものとする。受託会社は管理会社または管理会社が権限、職務もしくは裁量権を委任した者またはかかる者の受任者を監督し、または委任された職務を履行する上記の者の資格を調査する義務を負わないものとする。また受託会社は投資対象の妥当性、適格性等に関する表明または保証を行わず、上記に関して一切責任を負わない。

受託会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、サブ・ファンドの期間とする。受託会社は90日前までに管理会社および受益者全員に書面の通知をして、後任の受託者が任命され次第、退任することができる。

受託会社は「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

(2) 投資運用会社

投資運用会社、そのマネジング・ディレクター、従業員または顧問は、投資運用契約に基づく業務以外の業務を行うことができる。投資運用契約は、サブ・ファンドおよびNRPFマスターに関する作為または不作為について、投資運用会社側の故意による不法行為、害意または重過失に基づかない場合には、投資運用会社を免責している。

(3) ニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイ

受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間で締結された管理事務代行契約(以下「管理事務代行契約」という。)に基づいて、受託会社および管理会社はファンドの管理事務代行、登録代行兼名義書換代理人を務める各サブ・ファンドの管理事務代行会社としてニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイを任命した。管理事務代行契約に定める条件に基づいて、かつ受託会社および管理会社の全般的監督の元で、管理事務代行会社は受託会社および管理会社の包括的または個別的指示に従って、ファンドの事務を管理し、ファンドの会計記録を付け、サブ・ファンドの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券に関する登録代行および買戻代理人を務めるものとする。

管理事務代行会社はルクセンブルグ大公国の法律に基づく公開有限会社として設立された銀行で、日興コーディアル証券株式会社の子会社である。平成19年11月末時点で管理事務代行会社の資本金は4,015万ユーロである。管理事務代行会社の目的は自己勘定および第三者の勘定または第三者との共同勘定で、ルクセンブルグ大公国の国内または国外で、銀行業務または金融業務を営むことである。

管理事務代行契約は、受託会社もしくは管理会社が管理事務代行会社に90日前までに書面の通知をするか、または管理事務代行会社が受託会社もしくは管理会社に90日前までに書面の通知をして終了させるまで、効力を継続するものとする。また管理事務代行契約は管理事務代行契約に定めるその他の状況下においても終了させることができる。

管理事務代行契約に定める規定に従って、管理事務代行会社(本項においては管理事務代行会社のすべての取締役、役員および従業員ならびに管理事務代行会社が任命した代理人、下請業者または受任者を含む。)は本書に基づいて職務を履行する過程で管理事務代行会社が善意から犯した判断の誤り、見落としまたは法の錯誤を直接または間接的原因として、サブ・ファンドに関して管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。また管理事務代行会社は、過失または故意の不履行がない限り、本書に基づく管理事務代行会社の職務の履行の結果または過程で管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドに関する管理事務代行契約に基づく管理事務代行会社の職務の履行に起因し、または関連して管理事務代行会社または管理事務代行会社の株主、取締役、役員、従業員および代理人が負担し、または相手取って提起されたすべての訴訟、訴訟手続、請求、催告、債務、損失、損害、コストおよび費用(上記に起因し、または付随して発生した合理的な法的費用、専門家の費用および報酬を含む。)について、管理事務代行契約に基づくサブ・ファンドに関する職務の履行に際して管理事務代行会社が犯した過失、故意の不履行、害意、現実の詐欺または未必の故意に起因する場合を除き、サブ・ファンドの資産から管理事務代行会社ならびに管理事務代行会社の各株主、取締役、役員、従業員および代理人を補償するものとする。

管理事務代行会社に支払う報酬については各サブ・ファンドの付属書に記載するとおりである。

受託会社、管理会社および保管会社との間で締結された保管契約(以下「保管契約」という。)に基づいて、受託会社および管理会社は各サブ・ファンドの信託財産に関する保管会社(以下「保管会社」という。)としてニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイを任命した。保管会社はルクセンブルグ大公国の法律に基づく公開有限会社として設立された銀行で、日興コーディアル証券株式会社の子会社である。平成17年12月末時点で保管会社の資本金は4,015万ユーロである。保管会社の目的は自己勘定および第三者の勘定または第三者との共同勘定で、ルクセンブルグ大公国の国内または国外で、銀行業務または金融業務を営むことである。

保管契約に定める規定に従って、保管会社(本項においては保管会社のすべての取締役、役員および従業員ならびに保管会社が任命した代理人、下請業者または受任者を含む。)は本書に基づいて職務を履行する過程で保管会社が善意から犯した判断の誤り、見落としまたは法の錯誤を直接または間接的原因として、サブ・ファンドに関して管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。また保管会社は、過失または故意の不履行がない限り、本書に基づく保管会社の職務の履行の結果または過程で管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドに関する保管契約に基づく保管会社の職務の履行に起因し、または関連して保管会社または保管会社の株主、取締役、役員、従業員および代理人が負担し、または相手取って提起されたすべての訴訟、訴訟手続、請求、催告、債務、損失、損害、コストおよび費用(上記に起因し、または付随して発生した合理的な法的費用、専門家の費用および報酬を含む。)について、保管契約に基づくサブ・ファンドに関する職務の履行に際して保管会社が犯した過失、故意の不履行、害意、現実の詐欺または未必の故意に起因する場合を除き、サブ・ファンドの資産から保管会社ならびに保管会社の各株主、取締役、役員、従業員および代理人を補償するものとする。

保管契約は、受託会社、管理会社または保管会社が90日前までに書面の通知をして終了させるまで、効力を継続するものとする。また保管契約は保管契約に定めるその他の状況下においても終了させることができる。

保管会社に支払う報酬については「管理報酬等」の項に記載するとおりである。

(4) 日興コーディアル証券株式会社

日本における代行協会員業務および日本におけるファンド証券の募集に関し、サブ・ファンドの日本における販売・買戻業務を行う。

3 【資本関係】

管理会社の株式のうち99.99%を所有しているニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイは、日興コーディアル証券株式会社の100%子会社である。

第3 【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 投資信託法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法の下で規制されており、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行信託会社法、会社管理法または地域会社（管理）法の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2008年6月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は10,037であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融行動課題実行部隊（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定された投資信託法（以下「投信法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、投信法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2008年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、投信法のもとでの規制の責任を課せられている。投信法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 投信法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはゼネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年3,049米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に依じて、投資信託の取締役、受託会社およびゼネラルパートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。（下記第3.2項参照）

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は3,049米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラルパートナー）が投信法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに二つの類型に分けられる。

(i) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

(ii) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

(b) かかる場合は、投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出て、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。

4. 投資信託の現行要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
- (e) 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2008年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5 . 投資信託管理者

5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてあるいはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてあるいは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。

- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネジャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、投信法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合または第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - (e) 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2008年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはゼネラルパートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、24,390米ドルまたは30,487米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免税会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2007年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。

- (b) 設立手続きには、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2007年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続きの議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式の発行は認められない。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 株式の償還または買戻しの支払いに加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをすることができるが、会社は、資本の支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有しなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免税会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に報告しなければならない。

- (n) 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免税ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつ投信法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2007年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受益者に対して資金を払い込み、投資者の利益のために（受益者と称する。）投資運用会社が運用する間、受益者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定期間を有することができる。
- (h) 信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免税リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）である。

- (c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかあるいは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）により登録されることによって形成される。登録はゼネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ゼネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ゼネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ゼネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、あるいはパートナーシップ法（2002年改訂）の下での、ゼネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取り消しすることができる。
- (i) 免税リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. 投信法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。

- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合。
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条 投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。

- (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、あるいは条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
- (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。
- (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
- (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。

7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。

7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが实际的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。

7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。

7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
- (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。

7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。

7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。
- (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2007年改訂、改訂済）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。
- (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
- (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
- (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。

- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払いを認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条 投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者が投信法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人が投信法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。

- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合。
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。

8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。

- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
 - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。
 - (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと。
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ゼネラル・パートナーを選任すること。
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。

8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通り。

- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。
- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラルパートナーの交代を請求すること。
- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
- (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。

- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、
- CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2007年改訂、改訂済）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことあるいは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合。
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。

- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度は投信法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. 投信法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること。
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること。
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること。
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、投信法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること。
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること。
 - (d) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。
 - (e) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAが投信法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10 . CIMAによる投信法上またはその他の法律上の開示

10.1 投信法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) 投信法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事柄。
- (c) 投資信託管理者に関する事柄。

ただし、これらの情報は、CIMAが投信法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAが投信法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (b) 例えば秘密関係法、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されあるいは許可された場合。
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合。
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11 . ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ゼネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実表明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ゼネラルパートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ゼネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ゼネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12 . ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2007年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2007年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3. 秘密関係（保護）法（1995年改訂）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13 . 清 算

13.1 会 社

会社の清算（解散）は、会社法（2007年改訂、改訂済）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの解散は、免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ゼネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、どの国とも二重課税防止条約を締結していない。免税会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1(l)項、第6.2(g)、7項および第6.3(i)項参照）。

14．一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 2007年6月19日に発効した一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（以下「本規則」という。）

は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、投信法の規制を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本の金融商品取引法および内閣府令の両方に定義される日本の適格機関投資家向けに証券を発行する投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。また日本国内で既に証券を販売し、本規則の発効日の時点で存在している投資信託、または本規則の発効日の時点で存在し、本規則が発効した後にサブ・トラストを設定した投資信託は、「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
- (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
- (iv) 本規則、会社法（2007年改訂）および投信法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
- (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
- (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続きおよび投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
- (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
- (viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること。

(b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

(c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。

- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2008年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則第21条は、投信法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
- (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること。

- (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (c) 本規則第21条(4)項は投資顧問会社が引受けてはならない業務を定めている。すなわち、投資顧問会社は、一般投資家向け投資信託のために
- (i) 本人として自己取引またはその取締役と取引を行ってはならない。
 - (ii) 投資顧問会社自身または一般投資家向け投資信託以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行ってはならない。
 - (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50パーセントを超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - (iv) 株式取得の結果、一般投資家向け投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50パーセントを超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - (v) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15パーセントを超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならない。
- (d) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、投信法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。

- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、投信法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) 投信法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）。
 - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
 - (v) 監査人の氏名および住所
 - (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
 - (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）。
 - (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）。
 - (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
 - (x) 証券の発行および売却に関する手続きおよび条件。
 - (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続きおよび条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
 - (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
 - (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。

- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述。
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- (xxi) 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。

またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- (xxii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）。
- (xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）。
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- (xxiv) 投資顧問会社（下記事項を含む）。
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されている。

平成20年 2月 8日	有価証券届出書の訂正届出書
平成20年 4月30日	有価証券届出書の訂正届出書
平成20年 9月12日	有価証券届出書
平成20年 9月22日	有価証券届出書の訂正届出書
平成20年 9月30日	半期報告書

[次へ](#)

別紙A 定義

文脈上別途の意味となるべき場合を除き、本書において、以下の用語は以下の意味を有する。

決算日	(平成20年12月31日から始まる)毎年12月31日またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時決定した毎年のその他の日をいう。
計算期間	サブ・ファンドの開始時点または前決算日の翌暦日(場合に応じて)から始まり、決算日(同日を含む。)に終了する期間をいう。
管理事務代行契約	管理会社および受託会社がファンドに関する管理事務代行業務を提供する管理事務代行会社を任命した契約をいう。
管理事務代行会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイ、または各サブ・ファンドの補遺信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って管理会社および受託会社がファンドの管理事務代行に任命したその他の個人もしくは法人をいう。
代行協会員	日興コーディアル証券株式会社、または管理会社が随時サブ・ファンドに関する代行協会員として任命したその他の個人もしくは法人をいう。
営業日	ルクセンブルグ、ニューヨーク、ダブリンおよびケイマン諸島において銀行が営業し、ロンドン証券取引所のAIM市場およびメインボードの取引日で、かつ日本において金融商品取引業者および銀行が営業している日または管理会社がシリーズ・トラストに関して適宜決定したその他の日をいう。
ケイマン諸島	英国の海外領土であるケイマン諸島をいう。
券面	関係するサブ・ファンドの受益証券の口数に対する、その登録受益者の権原を証明する券面をいう。
保管会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイ、または各サブ・ファンドの補遺信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って随時管理会社および受託会社からサブ・ファンドの保管人に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
保管契約	受託会社および管理会社がサブ・ファンドに関連して管理会社および受託会社に保管業務を提供する保管会社を任命した契約をいう。
販売会社	日本の法律に基づいて設立された会社である日興コーディアル証券株式会社、または各サブ・ファンドの補遺信託証書に定める条件に従って管理会社がファンドの販売者に任命したその他の個人もしくは法人をいう。
適格投資家	(a)()米国人、()ケイマン諸島の市民もしくは住民またはケイマン諸島に住所地を有する個人もしくは法人(ケイマン諸島で設立された免税会社もしくは非移住法人を除く。)、または()()もしくは()記載の個人もしくは法人の保管者、名義人もしくは受託者のいずれにも該当しない個人、法人もしくは法主体、または(b)現時点において「適格投資家」の項に記載される者に該当し、受益証券を保有する資格を有しているものとして、管理会社により随時決定され、受託会社に通知された者をいう。
ユーロ	欧州経済通貨統合の参加諸国の法定通貨をいう。

当初払込日	平成20年2月8日をいう。
当初申込期間	平成20年1月15日から平成20年2月7日までをいう。
当初発行価格	10,000円をいう。
投資対象	個人、団体(法人格の有無を問わない。)、ファンド、信託、世界中の国、州もしくは地域の政府もしくは政府機関が発行したあらゆる種類の株式、債券、ディベントチャー、ディベントチャースtock、ワラント、転換社債、ローン・ストック、ユニット・トラストの受益証券もしくはサブ受益証券、パートナーシップの持分、オプション契約もしくは先物契約、通貨スワップ、金利スワップ、先物為替予約、レポ取引、逆レポ取引、譲渡性預金証書、手形、ノート、コマーシャル・ペーパーもしくは有価証券またはその他の商品(派生商品を含む。)、またはローン(もしくはローン・パーティシペーション)、またはミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームの参加および短期金融市場で利益を稼得するすべての短期投資または短期の預金(定期預金、銀行引受手形およびその他銀行の債務を含む。)をいう。
投資運用契約	管理会社がファンドに関連して管理会社に投資運用業務を提供する投資運用会社を任命した契約をいう。
投資運用会社	バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ヨーロッパまたは管理会社がサブ・ファンドについて随時任命するその他の者、企業または会社をいう。
発行日	毎週月曜日(月曜日が営業日でない場合は翌営業日)または管理会社が適宜決定したその他の日をいう。
日本	日本、日本の領土および領地をいう。
管理会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるトータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、または各サブ・ファンドの補遺信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従ってサブ・ファンドに関する管理者に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
当初最小申込口数	500口以上1口単位または管理会社が随時決定する受益証券の口数をいう。
純資産価額	サブ・ファンドの受益証券(場合によってはサブ・ファンドの各クラスまたはシリーズの受益証券)に関して、当該サブ・ファンドの信託財産(場合によっては当該クラスまたはシリーズに帰属する信託財産の一部)に含まれるすべての資産の額から当該サブ・ファンドの信託財産から適正に支払われるべきすべての負債(場合によっては当該クラスまたはシリーズに帰属する負債)の額を差し引いた各評価日現在の価値をいい、基本信託証書、サブ・ファンドの補遺信託証書および本書に従って、管理事務代行会社または管理事務代行会社の代理人が関係する基準通貨で計算する。

受益証券1口当たり 純資産価格	サブ・ファンド(場合によってはサブ・ファンドの各クラスまたはシリーズ)の円貨による受益証券1口当たりの価格をいい、関係するサブ・ファンドの信託財産(場合によってはサブ・ファンドの関係するクラスまたはシリーズに帰属する信託財産の一部)の純資産価額を発行されている当該サブ・ファンド(場合によっては当該クラスまたはシリーズ)の受益証券の口数で除して計算され、四捨五入して1円単位まで算出される。
基準通貨	日本円をいう。
受益者名簿	各サブ・ファンドの補遺信託証書に定める条件に従って記帳する義務を負う受益者の名簿をいう。
ミューチュアル・ ファンド規則	ミューチュアル・ファンド法(2007年改正) - 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)をいう。
買戻日	毎週月曜日(月曜日が営業日でない場合は翌営業日)または管理会社が適宜決定したその他の日をいう。
買戻請求通知	サブ・ファンドの証券に関する買戻請求の通知をいう。
買戻価格	「買戻し手続等」の項に記載される価格をいう。
サブ・ファンド	受託会社と管理会社の間で平成19年12月19日に作成された基本信託証書およびサブ・ファンドの補遺信託証書に基づいて設定されたファンドのサブ・ファンドである日興カントリー・ファンズ - 日興 ロシア・プロスパリティ・ファンドをいう。
サブ・ファンド決議	(a)関係するサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b)当該サブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、当該サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数(当該集会の基準日(ただし、当該基準日が評価日ではない場合、基準日の直前評価日)の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。)を保有する者により可決された決議をいう。
取得申込通知	サブ・ファンドの受益証券(場合によってはサブ・ファンドの各クラスまたはシリーズの受益証券)に関して、管理会社、販売会社または管理事務代行会社が随時決定した書式で作成された受益証券の購入を申し込む通知をいう。
補遺信託証書	各サブ・ファンドについて、当該サブ・ファンドを設立する補遺信託証書で随時修正または追補されたものをいう。
一時停止	管理会社または受託会社の決定に従って、一または複数のサブ・ファンド(またはサブ・ファンドのクラスもしくはシリーズ)の受益証券の純資産価額の計算、受益証券の発行および/または買戻しを停止することをいう。
信託財産	サブ・ファンドの信託によって受託会社が保有する資産をいい、関係する受益証券の発行手取金および関係するサブ・ファンド信託証書に基づいて各サブ・ファンドの信託によって受託会社が保有し、または保有しているとみなされるすべての投資対象、現金およびその他の資産を含む。

受託会社	メイブルズ・ファイナンス・リミテッド、またはサブ・ファンドの補遺信託証書に定める規定に従って各サブ・ファンドの受託者に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
受益証券	サブ・ファンドの受益証券をいう。
米国	アメリカ合衆国、アメリカ合衆国の領土および領地をいい、各州およびコロンビア特別区を含む。
受益者	その時点における受益証券の登録保有者をいい、受益証券に関して共同で登録されている者を含む。
受益者決議	(a)すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b)すべてのサブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、すべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数(当該集会の基準日(ただし、当該基準日が評価日ではない場合、基準日の直前評価日)の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。)を保有する者により可決された決議をいう。
米ドル	米国の法定通貨をいう。
米国人	受託会社が異なる決定を下さない限り下記の者をいう。()米国に居住する自然人、()米国の法律に基づいて設立されたパートナーシップまたは法人、()遺言執行者または遺産管理人が米国人である遺産、()受託者が米国人である信託、()米国に所在する外国の法主体の代理人または支店、()米国人の利益のためにディーラーまたはその他の被信託人が保有する一任禁止勘定または類似の勘定(遺産または信託を除く。)、()米国で設立され、また(個人の場合は)米国に居住するディーラーまたはその他の被信託人が保有する一任勘定または類似の勘定(遺産または信託を除く。)、および()パートナーシップまたは法人で(A)外国の法域の法律に基づいて設立され、また(B)米国証券法に基づく登録がされていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの(ただし、自然人、遺産または信託以外の適格投資家(米国証券法に基づくルール501(a)の定義に従う。)が設立し、または所有している場合を除く。)
評価日	すべての営業日または管理会社が随時決定することができるその他の日をいう。
日本円	日本の法定通貨をいう。

独立監査人の監査報告書

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・
マネジメント・カンパニー・エス・エイ 株主各位

年次財務書類に対する報告書

2007年4月30日の株主総会における任命を受け、我々は、2008年2月29日現在の貸借対照表、同日をもって終了した年度の損益計算書ならびに重要な会計方針の概要およびその他の注記から構成されるトータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの年次財務書類を監査した。

年次財務書類に対する取締役会の責任

年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本年次財務書類の作成および公正な表示については、取締役会が責任を負う。当該責任には、(a)不正または誤謬による重大な虚偽記載がない年次財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制の策定、実施および維持、(b)適切な会計方針の選定および適用、ならびに(c)状況に応じた会計見積りの実施が含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することである。我々は、「公認会計士協会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに年次財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による年次財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む監査人の判断によって選定される。監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、年次財務書類の作成および公正な表示に関連する事業体の内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの2008年2月29日現在の財政状態および同日をもって終了した年度の営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース S.à.r.l.

2008年5月16日、ルクセンブルグ

監 査 人
代 表

ローラン・マークス

[次へ](#)

PricewaterhouseCoopers
Société à responsabilité limitée
Réviseur d'Entreprises
400, route d'Esch
B.P. 1443
L-1014 Luxembourg
Telephone +352 494848-1
Facsimile +352 494848-2900
www.pwc.com/lu
info@lu.pwc.com

Independent Auditor's report

To the Shareholders of
Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.

Report on the annual accounts

Following our appointment by the General Meeting of the Shareholders dated April 30, 2007, we have audited the accompanying annual accounts of Total Alpha Investment Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at February 29, 2008, the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the "Institut des Réviseurs d'Entreprises". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the Auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these annual accounts give a true and fair view of the financial position of Total Alpha Investment Fund Management Company S.A. as of February 29, 2008, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

PricewaterhouseCoopers S.à r.l.
Réviseur d'entreprises
Represented by

Luxembourg, May 16, 2008

Laurent Marx

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

独立監査人の報告書

日興カントリー・ファンズ -
日興 ロシア・プロスパリティ・ファンドの受益者各位

我々は、日興カントリー・ファンズ - 日興 ロシア・プロスパリティ・ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）（日興カントリー・ファンズのサブ・ファンド）の2008年12月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、2008年2月8日（運用開始日）から2008年12月31日までの期間の損益計算書および純資産変動計算書、ならびに財務書類に対する重要な会計方針の要約およびその他の注記で構成される添付の財務書類を監査した。

財務書類に対する受託会社の責任

受託会社は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に準拠した財務書類の作成および適正な表示について責任を負う。当該責任は、詐欺または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成および適正な表示に関連した内部統制の設計、実施および保持、適切な会計方針の選択および適用、ならびにその状況で合理的である会計上の見積りの実施を含む。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、我々が倫理的な要求に従い、当該財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るために、監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、当該財務書類上の金額および開示について、監査証拠を得るための手続の実施が含まれる。選択された手続は、詐欺または誤謬による財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含め、監査人の判断に依拠する。当該リスク評価を実施する際、監査人は、状況に適した監査手続の策定のために、企業による財務書類の作成および適正な表示に関連する内部統制を考慮するが、企業の内部統制の有効性に対する意見を表明することを目的としていない。

監査にはまた、受託会社が適用した会計方針の適切性および会計上の見積りの合理性の評価、ならびに財務書類の全体的な表示の評価が含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するために十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、当該財務書類が、2008年12月31日現在のサブ・ファンドの財政状態および2008年2月8日（運用開始日）から2008年12月31日までの期間の運用実績および純資産の変動を、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に準拠して真正かつ適正に表示している。

[署 名]

プライスウォーターハウスクーパース
ケイマン諸島

日付：2009年6月17日

[次へ](#)

PricewaterhouseCoopers
P.O. Box 258
Strathvale House, George Town
KY1-1104, Cayman Islands
Telephone 345 949 7000
Facsimile 345 949 735

Independent Auditor's Report

To the Unitholders of
Nikko Country Funds - Nikko Russia Prosperity Fund

We have audited the accompanying financial statements of Nikko Country Funds - Nikko Russia Prosperity Fund (the "Series Trust") (a Series Trust of Nikko Country Funds), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at December 31, 2008 and the statement of operations and changes in net assets for the period from February 8, 2008 (commencement of operations date) to December 31, 2008, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Trustee for the financial statements

The Trustee is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, applicable to investment funds. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the Auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Trustee, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these financial statements give a true and fair view of the financial position of the Series Trust as of December 31, 2008, and of the results of its operations and changes in its net assets for the period from February 8, 2008 (commencement of operations date) to December 31, 2008 in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands

June 17, 2009

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人報告書

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・
マネジメント・カンパニー・エス・エイ 株主各位

年次財務書類に対する報告書

我々は、2008年12月31日現在の貸借対照表、2008年3月1日から2008年12月31日までの期間に関する損益計算書ならびに重要な会計方針の概要およびその他の注記から構成されるトータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの年次財務書類を監査した。

年次財務書類に対する取締役会の責任

年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本年次財務書類の作成および公正な表示については、取締役会が責任を負う。当該責任には、不正または誤謬による重大な虚偽記載がない年次財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制の策定、実施および維持、適切な会計方針の選定および適用、ならびに状況に応じた会計見積りの実施が含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することである。我々は、「公認会計士協会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに年次財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による年次財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む監査人の判断によって選定される。監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、年次財務書類の作成および公正な表示に関連する事業体の内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの2008年12月31日現在の財政状態および2008年3月1日から2008年12月31日までの期間に関する営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパースS.à.r.l.
監 査 人
代 表

2009年3月31日、ルクセンブルグ

ローラン・マークス

[前へ](#) [次へ](#)

**PricewaterhouseCoopers Société à
responsabilité limitée Réviseur
d'Entreprises**
400, route d'Esch
B.P. 1443
L-1014 Luxembourg
Telephone +352 494848-1
Facsimile +352 494848-2900
www.pwc.com/lu
info@lu.pwc.com

Independent Auditor's report

To the Shareholders of
Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.

We have audited the accompanying annual accounts of Total Alpha Investment Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2008, the profit and loss account for the period from March 1st, 2008 to December 31, 2008, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the "Institut des Réviseurs d'Entreprises". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the Auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these annual accounts give a true and fair view of the financial position of Total Alpha Investment Fund Management Company S.A. as of December 31, 2008, and of the results of its operations for the period from March 1st, 2008 to December 31, 2008 in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

PricewaterhouseCoopers S.à r.l.
Réviseur d'entreprises
Represented by

Luxembourg, March 31, 2009

Laurent Marx

[前△](#)